

第4次安中市地域福祉計画 地域福祉活動計画 (案)

《令和8年度～令和12年度》

令和7年11月

安中市・安中市社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 地域福祉と地域共生社会	2
3 計画の性格.....	3
4 社会福祉協議会との連携	5
5 福祉分野の計画との関係	6
6 計画の期間.....	8
7 計画の策定体制.....	8

第2章 地域福祉に係る安中市の現状と課題

1 安中市の現状	9
2 地域での福祉活動の状況	22
3 アンケート調査から見える現状と課題	26
4 地区別座談会のまとめ	40
5 地区別の状況.....	44
6 第3次計画の総括	72
7 第3次計画の推進状況.....	74

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	75
2 基本目標	75
3 施策の体系.....	76
4 包括的支援体制の構築	77
5 地域共生社会とSDGs	77

第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

1 基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり	78
施策の方向性1 地域課題を解決する仕組みづくり	78
施策の方向性2 地域福祉を担う人材づくり	84
2 基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり	88
施策の方向性3 安全で安心して暮らせる環境づくり	88
施設の方向性4 市民の尊厳を守る体制づくり	92

第5章 地域福祉の推進

1 協働による計画の推進	98
2 計画の目標値	99
3 計画の評価・見直し	101

資料編

安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	102
安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	103
策定経過	105
用語解説	106

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

近年、日本社会は少子高齢化や人口減少により、社会構造が変化し、高齢者のみの世帯、単身世帯、核家族が増加しました。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化とともに、家庭や地域での支え合いの意識が希薄化し、地域社会のつながりが弱まっています。

このような状況下で、複雑化した生活課題が浮き彫りになり、「8050問題」や「ヤングケアラー」、「ダブルケア」などの代表的な問題が顕在化しています。これらの問題は、介護や育児など複数の役割を一つの家庭や個人が担うことで生じ、従来の制度や支援では十分に対応できなくなり、地域のつながりの希薄化とともに深刻化しています。

さらに、社会の変化に伴い、災害や大規模な社会問題への対応力が求められており、災害時には住民同士の支え合いが命を救うことにもつながるため、普段から地域での助け合いの仕組みを確立し強化することが重要です。地域福祉の役割として、単なる福祉サービスの提供にとどまらず、地域住民のつながりを支える仕組みづくりが求められています。

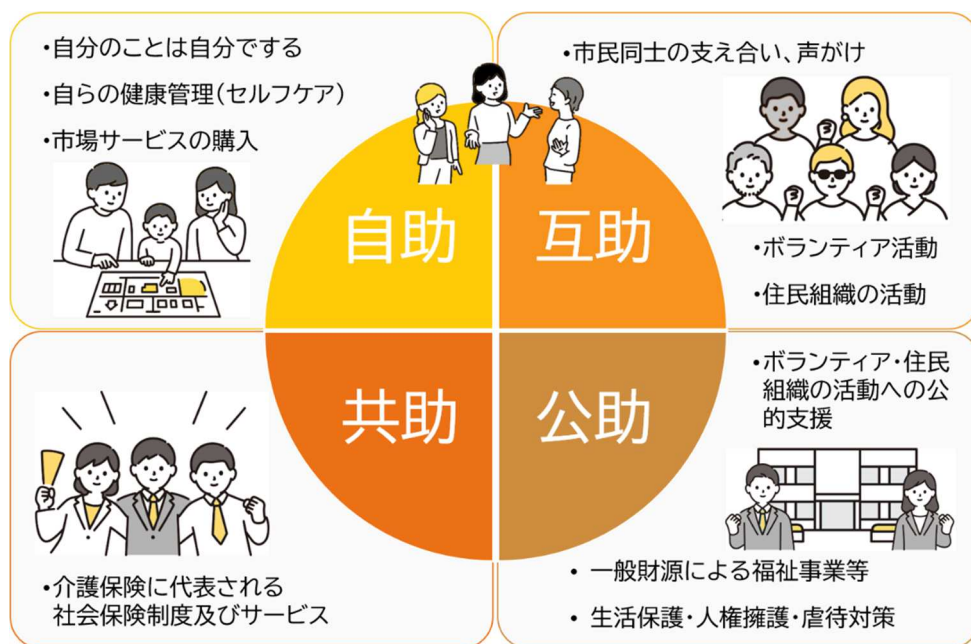
地域福祉における課題解決には、従来の行政主導型の支援に加え、市民や地域団体、事業者が協力して支援活動を行うことが大切です。これを実現するためには、地域住民が積極的に関与する仕組みや、住民同士の交流を促進する活動が必要であるため、行政や福祉団体が協力し、地域に密着した支援を提供することで、住民が安心して暮らせる社会を創ることが求められています。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域における福祉課題の解決に向けて、市民、地域団体、関係機関、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むための基本的な指針です。第3次計画が令和7年度で終了することから、地域の実情や社会の変化を踏まえた「第4次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2 地域福祉と地域共生社会

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。これを実現するためには、市民一人一人の努力(自助)、市民同士の相互扶助(互助)、社会保険制度及びサービス(共助)、公的な制度(公助)の連携が重要です。

高齢化の進行や家族構成の変化により、福祉サービスを必要とする人々が増えており、地域での支え合いがますます重要となっているため、住民同士のつながりを重視し、支援を必要とする人を地域で支えることが求められます。



地域共生社会とは制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

これら二つは密接に関連しており、地域福祉は地域共生社会の土台となる要素です。

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」によって「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担を明確にすることで支え合う仕組みを強化し、その中で多様性を尊重し包摂する社会へと進むことにより、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」が実現されていきます。このような取組は、市町村単位だけでなく国全体としても推進されており、人々の幸福度向上と持続可能なコミュニティ形成につながっています。



出典:地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)

3 計画の性格

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割分担を明確にすること、それが「安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

(1)地域福祉計画

「地域福祉計画(市町村地域福祉計画)」とは、『社会福祉法』に基づき、地域住民が主体的に参加し、市町村が地域の福祉課題を明確化し、それを解決するための施策や体制を計画的に整えるための計画です。

従来、高齢者、障がい者、児童など、対象ごとに策定されていた福祉に関する計画ですが、「地域福祉計画」では、これら異なる対象に共通する課題を「地域」という視点から整理し、日常生活で支援を必要とする多様な人々の問題に対して、地域の住民とともに包括的な支援を行うことを目指しています。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられ、その規定は平成15年4月1日から施行されました。

社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)地域福祉活動計画

「地域福祉計画(市町村地域福祉計画)」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が中心となって策定する活動・行動計画と位置づけられています。

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的として全国の都道府県や市区町村に設置された、公共性の高い民間の福祉団体です。この協議会は、地域住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関などの幅広い参加と協力を得ながら、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指しています。

その活動は多岐にわたり、福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民による地域活動の支援、さらには共同募金運動の推進など、「地域共生社会」の考え方に基づき、地域福祉の向上に寄与するさまざまな取組が行われています。

地域福祉活動計画策定指針の概要(全国社会福祉協議会 平成 15 年 11 月)

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定に当たっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む住民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

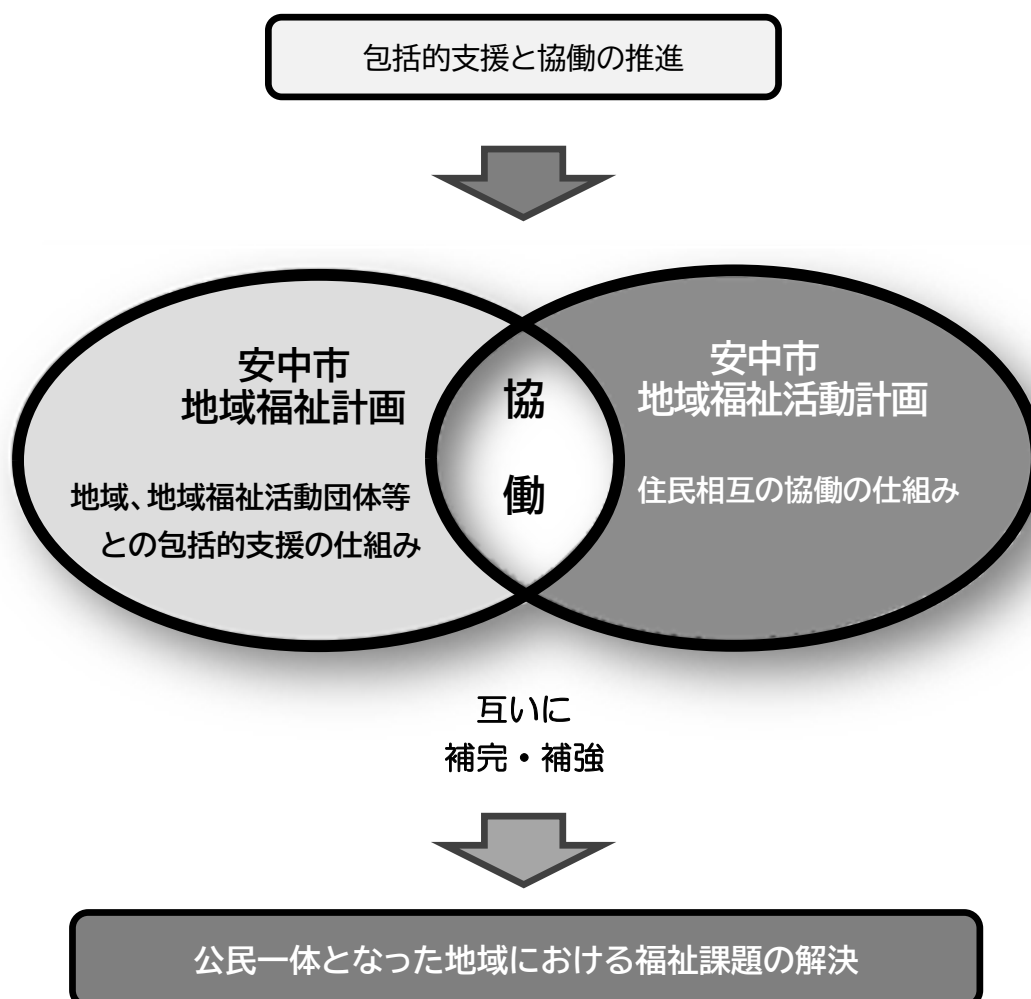
4 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域住民と行政・関係団体とともに、多様な資源やネットワークを活用しながら、住民主体の地域福祉の推進を担っています。計画の策定では、行政施策と住民主体の福祉活動の連携を図る必要があります。

具体的には、市は社会福祉協議会と密接に情報共有しながら、市民ニーズや現場から得られる声を計画に反映させます。また、社会福祉協議会は多くの場合、「支部社協」など各地区単位で運営されており、それぞれの実情や特色を踏まえた意見収集・調整役割も果たします。こうした連携によって、多様な住民参加型の意見交換やアイディア出しが促され、有効かつ持続可能な活動計画づくりにつながります。

このほかにも、社会福祉協議会と関連性の高いボランティア団体やNPO法人など多様な資源と結びつくことで、新たな事業展開が期待できるほか、住民自らが企画・運営に関わることによって、自発的かつ継続的な取組へとつながることなど、さまざまなメリットが期待されます。

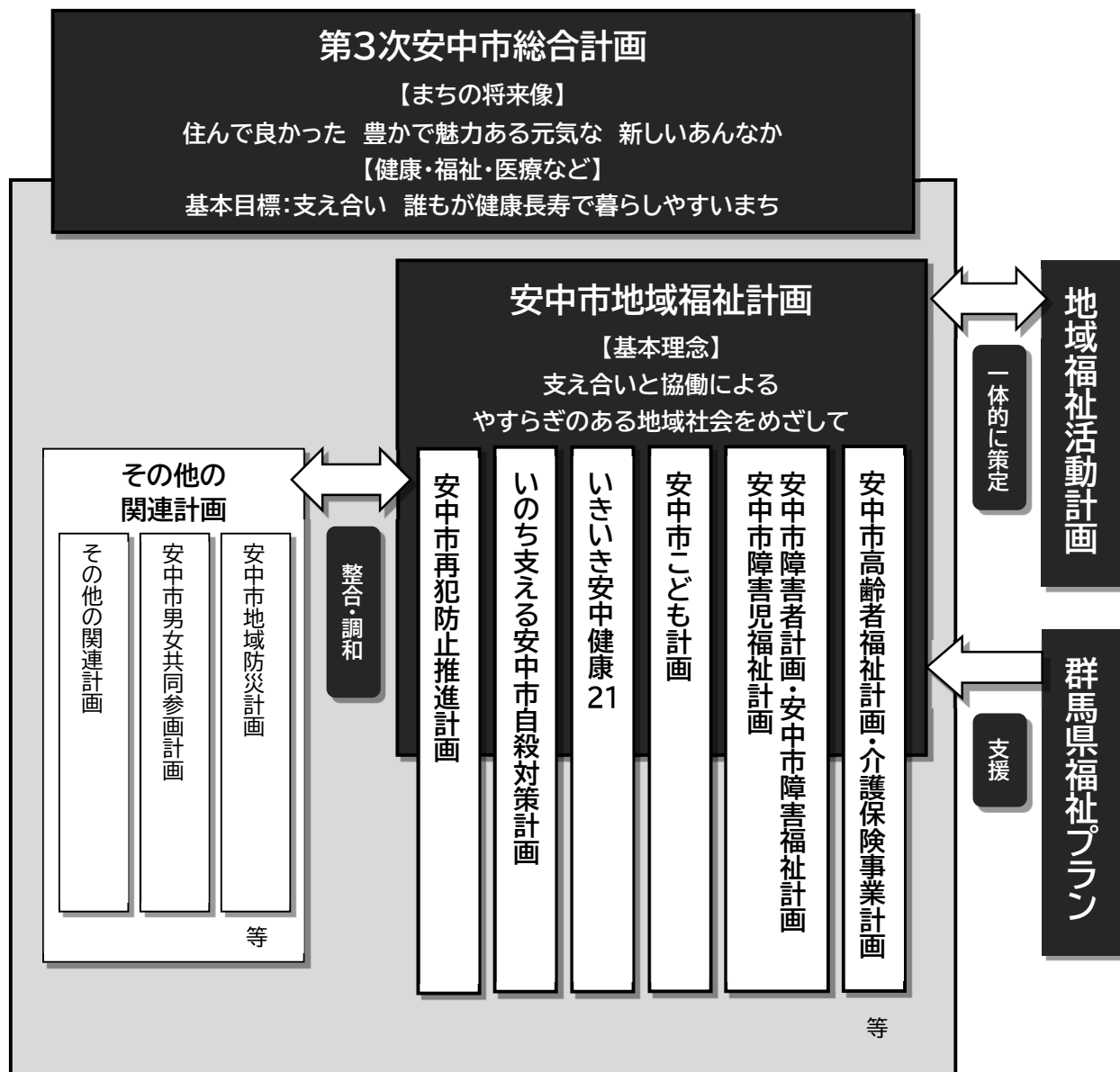
以上のことから、本市が策定する行政計画の「地域福祉計画」と、安中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が中心に策定する民間の活動及び行動の計画である「地域福祉活動計画」は、一体的な計画として策定していきます。



5 福祉分野の計画との関係

この計画は、第3次安中市総合計画に基づき、本市の地域福祉を推進するための共通理念や基本目標を示すほか、保健福祉分野における各個別計画などと整合性を図りながら地域福祉を総合的に推進する計画です。

■他の福祉計画との関係



■安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の福祉水準の向上を図ることを目的に定めた計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めた計画です。

■安中市障害者計画・安中市障害福祉計画・安中市障害児福祉計画

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市における障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、本市の障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めた計画です。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、本市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関して定めた計画です。

■安中市こども計画

「こども計画」は、こども基本法第10条の規定に基づき、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的に定めた計画です。

■いきいき安中健康21(安中市健康増進計画・安中市食育推進計画)

「いきいき安中健康21」は、健康増進法第8条第2項の規定に基づき、市民のより一層の健康づくりを推進するため、市民や行政、関係機関・団体などが一体となって取り組むことを目的とした計画です。

■いのち支える安中市自殺対策計画

「いのち支える安中自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために定めた計画です。

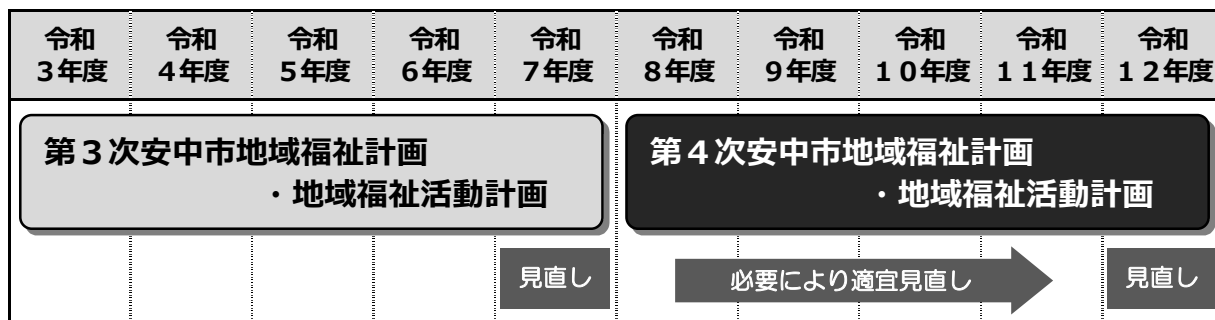
■安中市再犯防止推進計画

「安中市再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することによる市民の犯罪被害の防止を目的として、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し策定する計画です。

6 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが著しく生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



7 計画の策定体制

この計画は、安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会での審議を中心に、市民を対象にした地区別座談会、アンケート調査、パブリックコメントを実施するなど市民参加のもとに策定しました。

(1) 安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会

この計画に関する事項を審議するため、学識経験者をはじめ各関係機関や関係団体の代表者17名で構成する安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。

また、策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画庁内検討委員会を設置しました。

(2) アンケート調査の実施

令和6年10月に「安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

(3) 地区別座談会の実施

令和6年11月から令和7年1月にかけて市内14地区において、地域住民の協力のもと、「地域の課題や生活の困りごと」やそれに対する「解決策」や「アイディア」について話し合う地区別座談会を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

この計画に市民の意見を反映させるために令和7年11月にパブリックコメントを実施しました。(予定)

第2章 地域福祉に係る安中市の現状と課題

1 安中市の現状

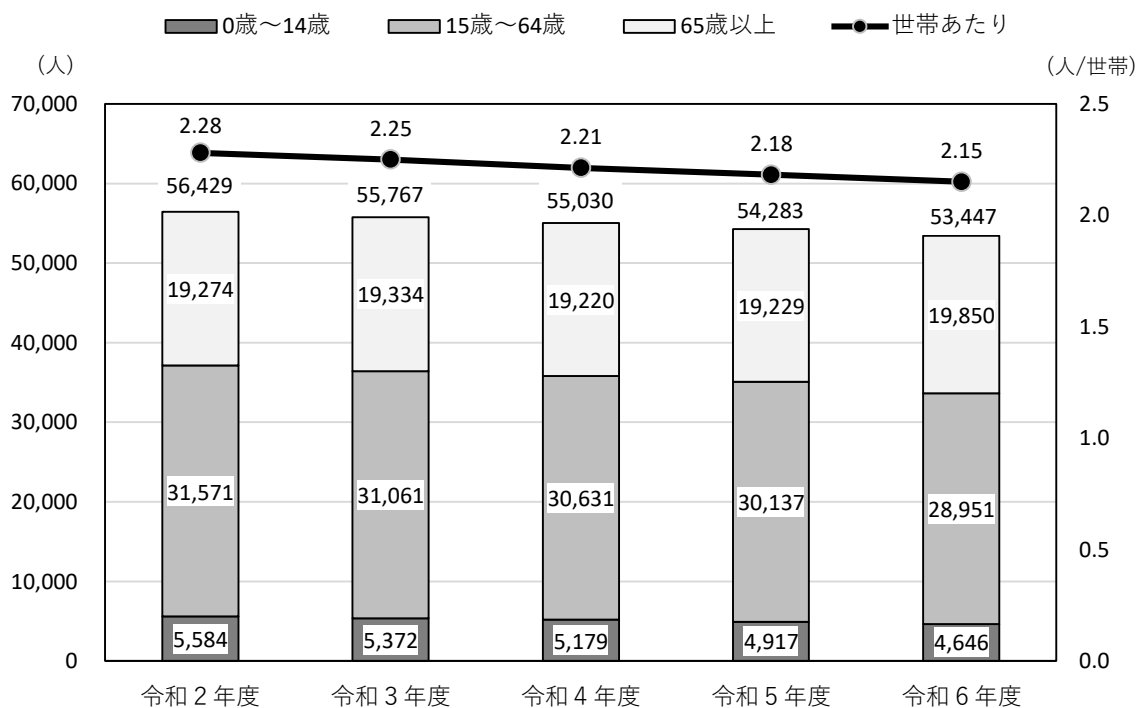
(1) 総人口と世帯あたりの人員の推移

本市の総人口は、継続的に減少傾向で推移しています。

令和2年度には56,429人だった総人口は、令和6年度には53,447人となり、4年間で2,982人の減少、年間平均では約750人の減少となっています。

また、世帯あたりの人員も減少傾向にあり、核家族化が進行している状況です。これにより、地域のつながりや支え合いの形にも変化が生じており、今後の地域づくりにおいては、こうした人口構造の変化を踏まえた対応が求められます。

■ 総人口と世帯あたりの人員の推移

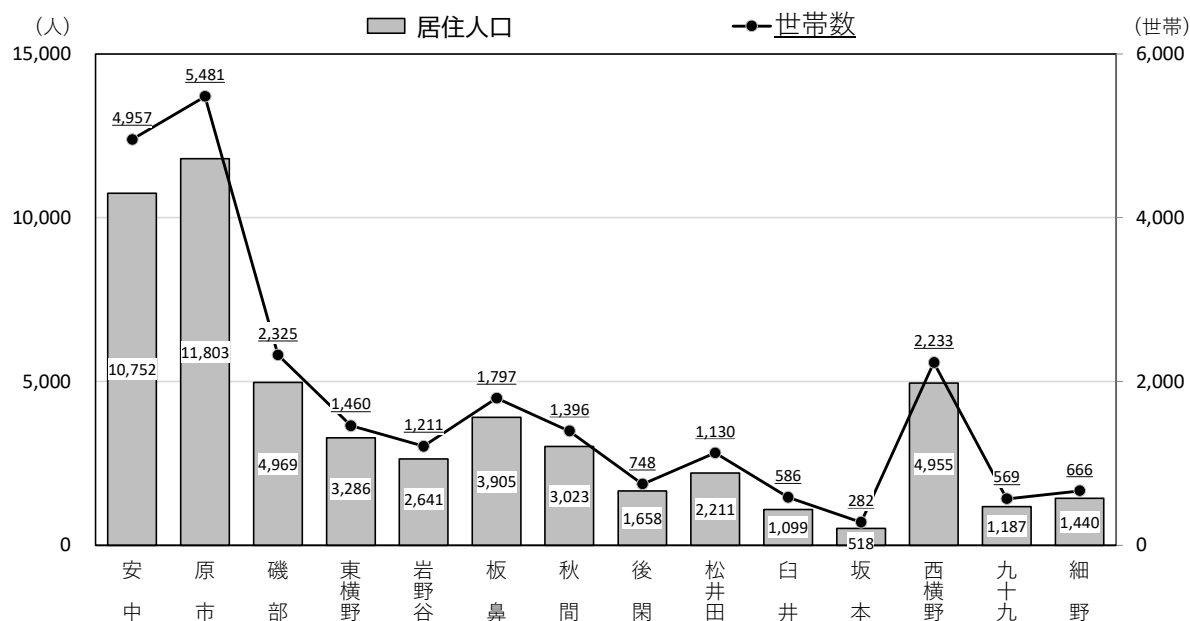


資料:市民課(各年度3月末現在)

(2)地区別居住人口及び世帯数

本市の各地区における居住人口、世帯数、そして世帯あたり人数の分布を示した統計です。市全体では、居住人口は53,447人、世帯数は24,841世帯で、平均世帯人数は2.15人となっています。地区ごとに見ると、最も人口が多いのは原市地区(11,803人)、最も少ないのは坂本地区(518人)であり、各地区の世帯あたり人数は1.84～2.25人の範囲に収まっています。

■地区別居住人口及び世帯数



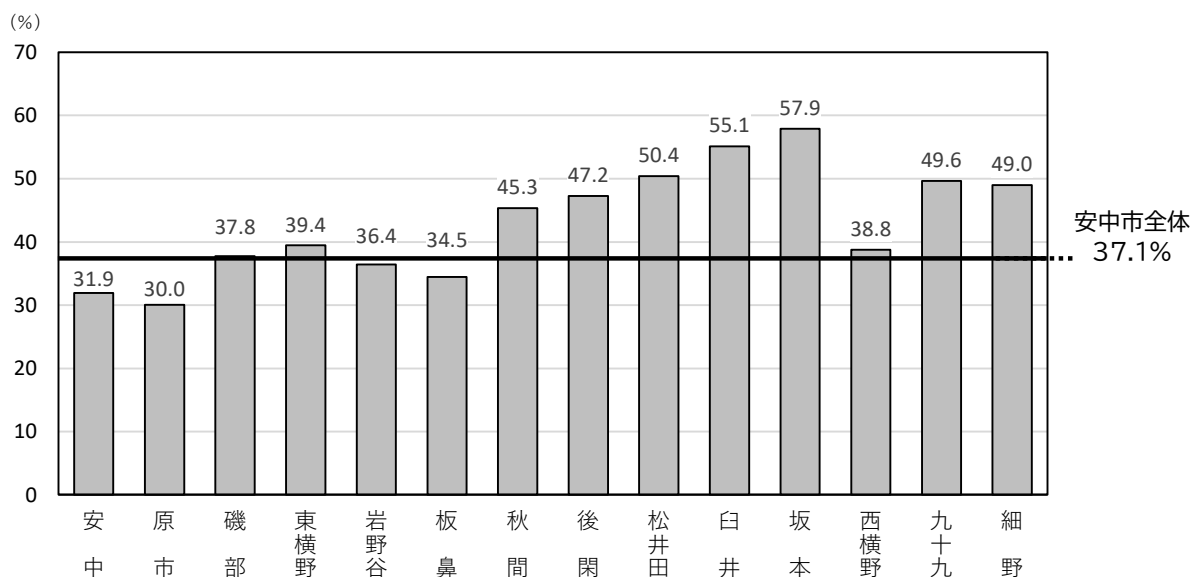
地区	居住人口(人)	世帯数(世帯)	世帯あたり人数(人)
安中	10,752	4,957	2.17
原市	11,803	5,481	2.15
磯部	4,969	2,325	2.14
東横野	3,286	1,460	2.25
岩野谷	2,641	1,211	2.18
板鼻	3,905	1,797	2.17
秋間	3,023	1,396	2.17
後閑	1,658	748	2.22
松井田	2,211	1,130	1.96
臼井	1,099	586	1.88
坂本	518	282	1.84
西横野	4,955	2,233	2.22
九十九	1,187	569	2.09
細野	1,440	666	2.16
市全体	53,447	24,841	2.15

資料:市民課(令和7年3月末現在)

各地区における高齢化率を見ると、坂本地区が57.9%と最も高く、高齢化が進んでいることがわかります。

一方、本市全体の高齢化率は37.1%であり、これを下回っている地区は安中地区、原市地区、岩野谷地区、板鼻地区の4地区にとどまっています。

■地区別高齢化率

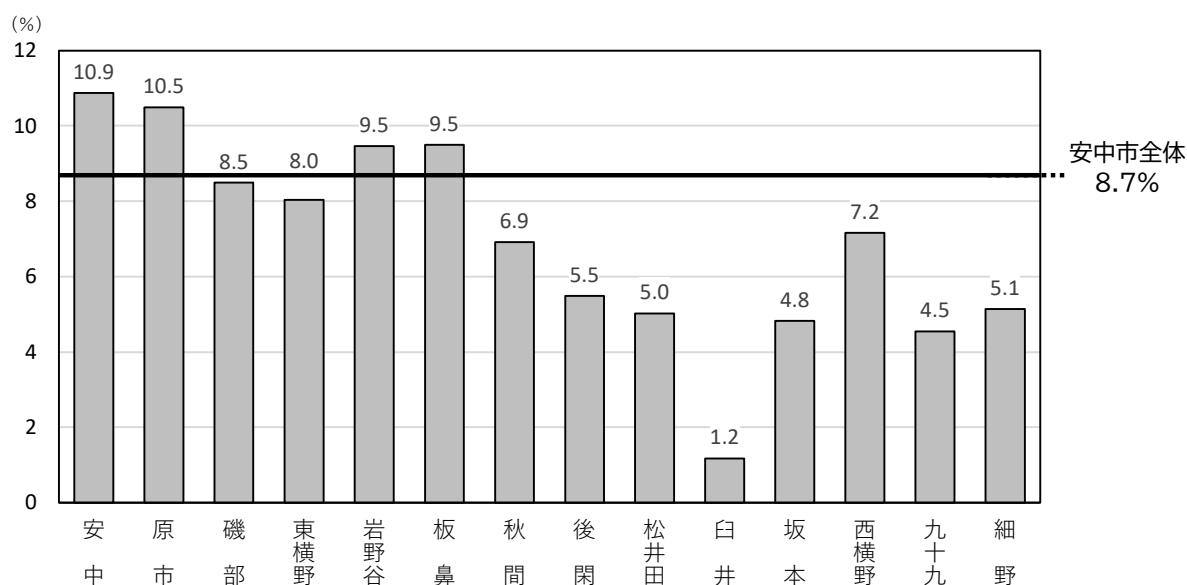


資料:市民課(令和7年3月末現在)

各地区におけるこどもの比率を見ると、安中地区が10.9%で最も高く、原市地区が10.5%とほぼ同水準で、比較的若年層の多い地域であることがうかがえます。

一方、白井地区は1.2%と最も低く、2番目に低い九十九地区(4.5%)と比較しても半分以下にとどまっており、こどもの割合が極めて少ない状況です。

■地区別子ども(15歳未満)の比率



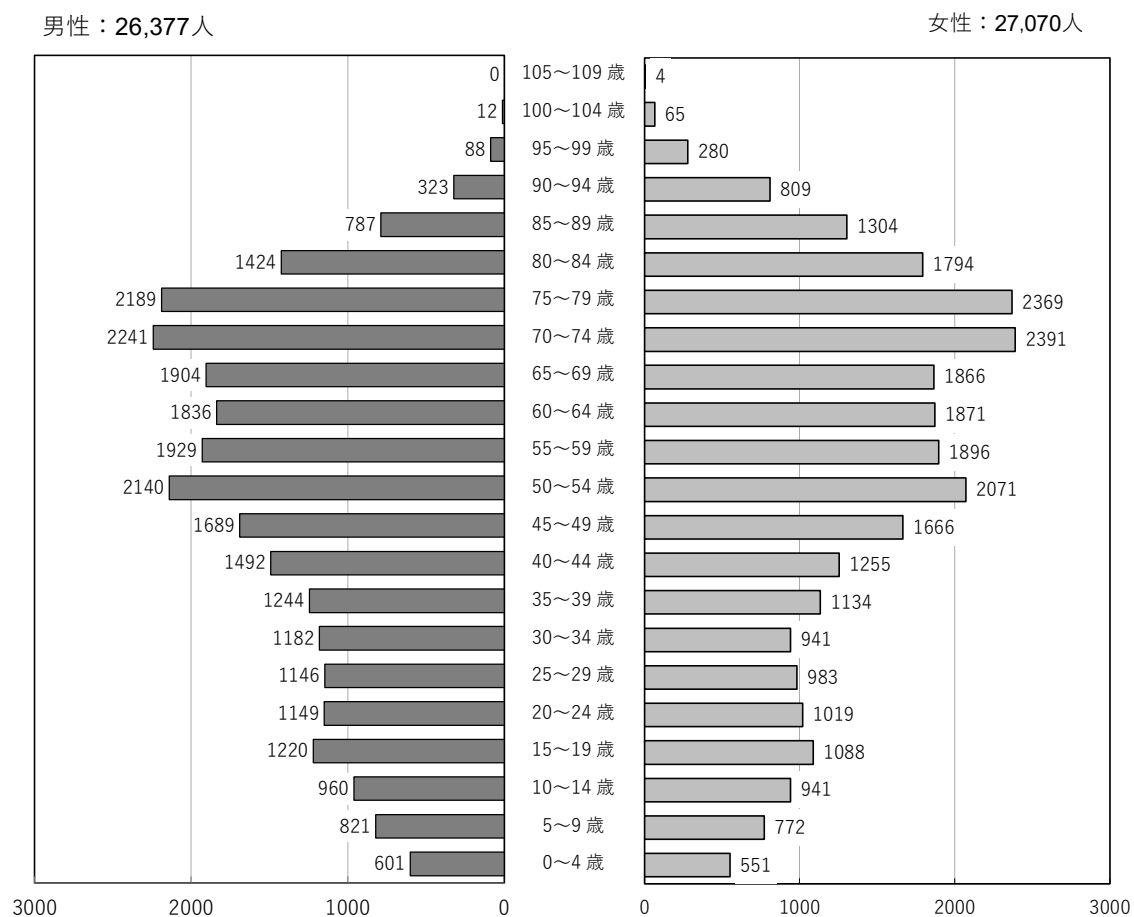
資料:市民課(令和7年3月末現在)

(3)人口構成

令和7年3月末現在、本市の総人口は53,447人となっており、少子高齢化の進行が顕著です。

人口構成を見ると、団塊の世代(76～78歳)を含む75～79歳の層に加え、70～74歳及び50～54歳の層も多く、人口ピラミッドは壺形を呈しています。

■年齢階級別人口分布



資料:市民課(令和7年3月末現在)

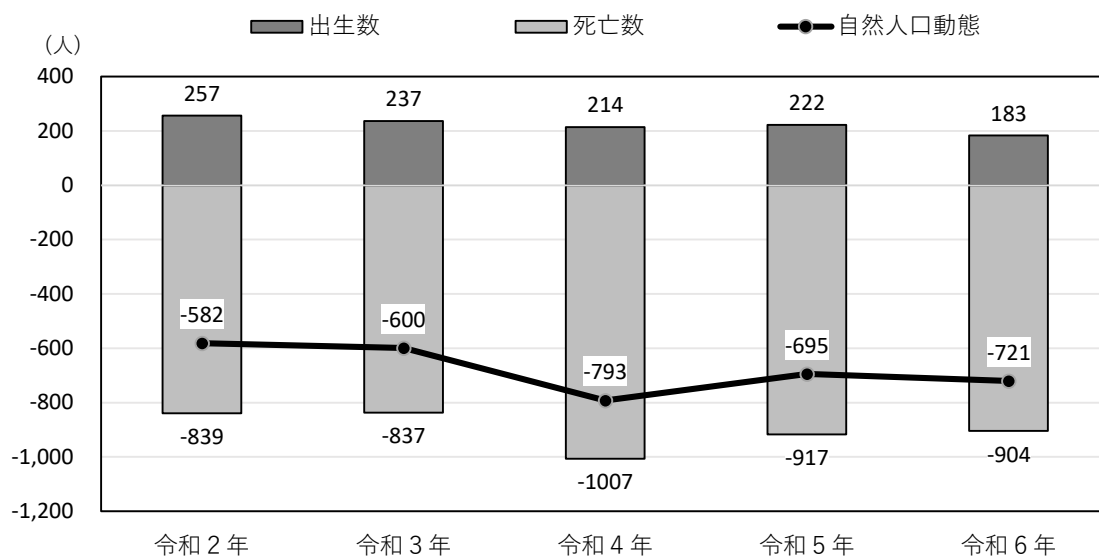
(4)人口動態

本市の人口は、自然人口動態・社会人口動態の両面において減少傾向で推移しています。

自然人口動態では、出生数を死亡数が上回る状態が続いており、社会人口動態においても転入者数より転出者数が多い状況が見られます。

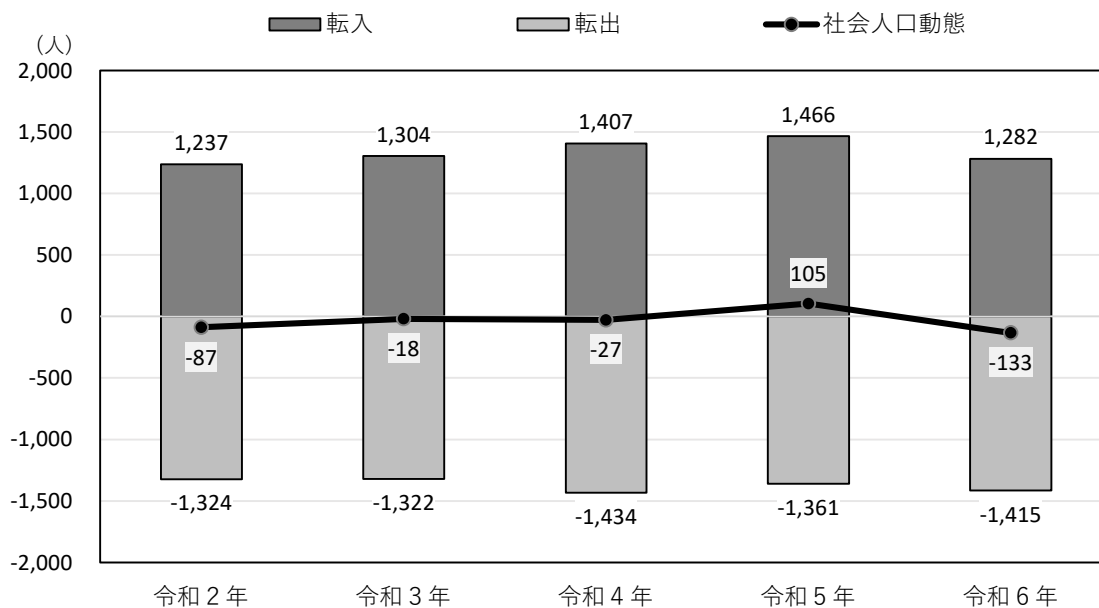
これらの要因が相まって、総人口の減少に拍車をかけており、今後の地域の持続性や活力の維持に向けた対策が求められています。

■自然人口動態



資料:市民課(各年 12 月末現在)

■社会人口動態

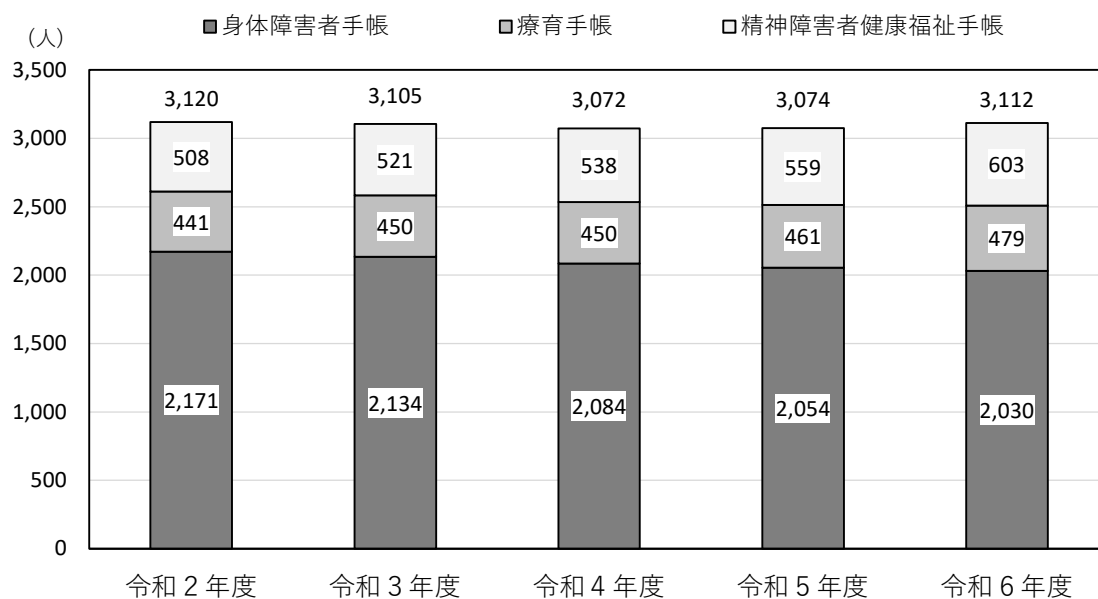


資料:市民課(各年 12 月末現在)

(5)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、令和2年度から令和6年度にかけて、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向で推移しており、令和2年度の2,171人から令和6年度には2,030人へと減少しています。一方、療育手帳(知的障害)及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、療育手帳所持者は441人から479人、精神障害者保健福祉手帳所持者は508人から603人へと増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年度3月末現在)

令和7年3月末現在の身体障害者手帳の所持者は2,030人です。等級別では1級が最も多く633人、次いで4級492人、3級327人、2級286人となっており、重度の障害を有する人が多い構成となっています。

療育手帳の所持者は479人で、18歳以上が391人、18歳未満が88人となっています。障害の程度では重度(A)が165人、中軽度(B1、B2)が314人となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は603人です。等級別では2級が最も多く298人、次いで3級178人、1級127人となっています。

■身体障害者手帳所持者

単位:人

等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	9	8	6	2	0	1	26
18歳以上	624	278	321	490	141	150	2,004
合計	633	286	327	492	141	151	2,030

資料:福祉課(令和7年3月末現在)

■療育手帳所持者

単位:人

程度 年齢	重度 (A)	中軽度 (B1・B2)	合計
18歳未満	20	68	88
18歳以上	145	246	391
合計	165	314	479

資料:福祉課(令和7年3月末現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者

単位:人

等級	1級	2級	3級	合計
人数	127	298	178	603

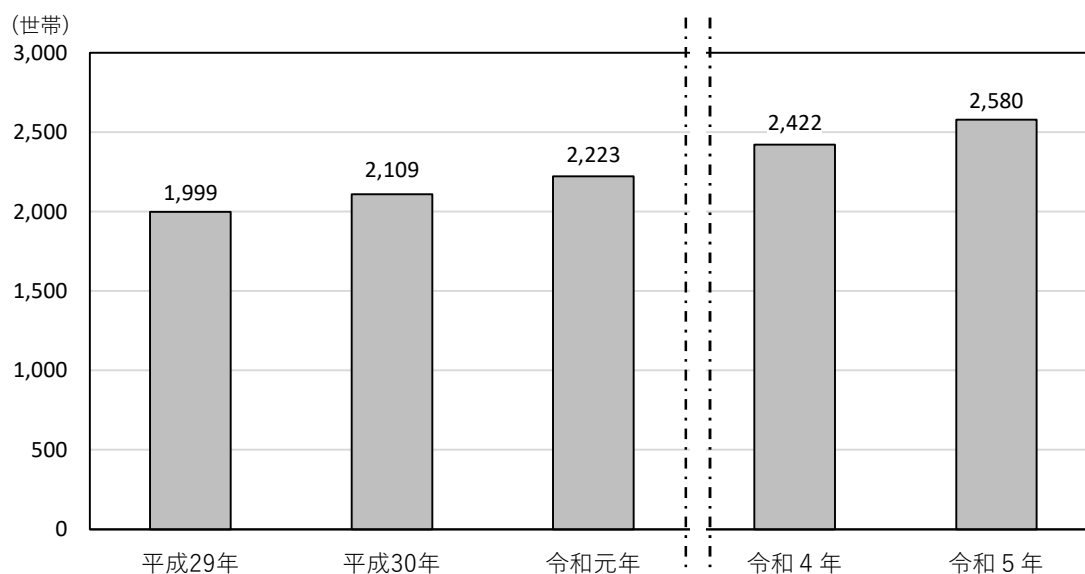
資料:福祉課(令和7年3月末現在)

(6)ひとり暮らし高齢者及び要介護認定者等の状況

本市におけるひとり暮らし高齢者世帯は、平成29年の1,999世帯から令和5年には2,580世帯へと増加しており、年々増加傾向にあります。

本市の要介護認定者等の人数は令和2年度から令和6年度にかけて、2,802人から2,674人へと減少しており、認定率は16.9%から17.5%で推移しています。

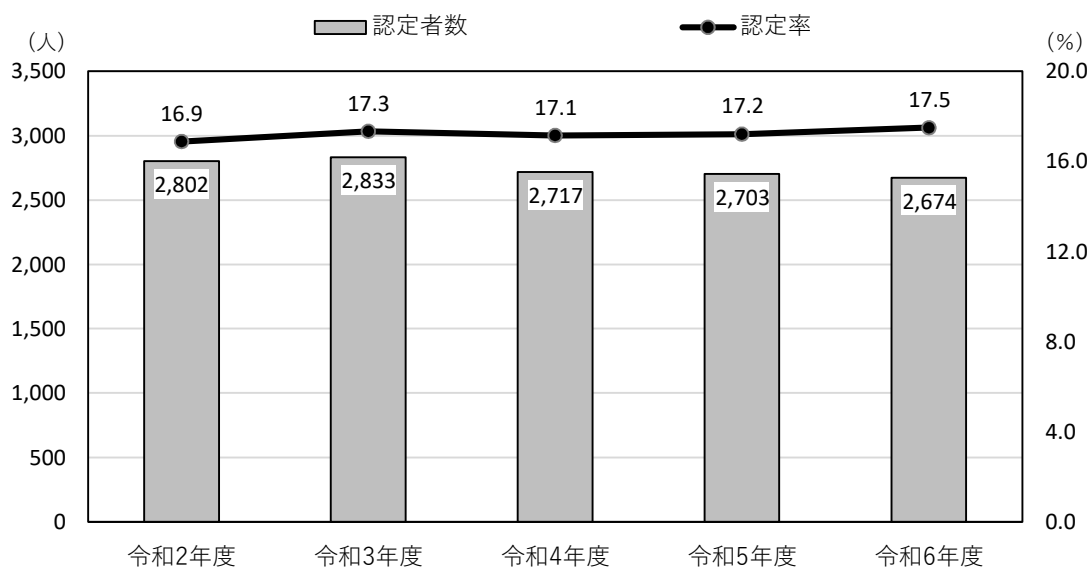
■ひとり暮らし高齢者世帯の推移



資料:高齢者支援課・民生委員児童委員協議会(各年6月1日現在)

※令和2・3年は未実施
※令和5年は11月1日現在

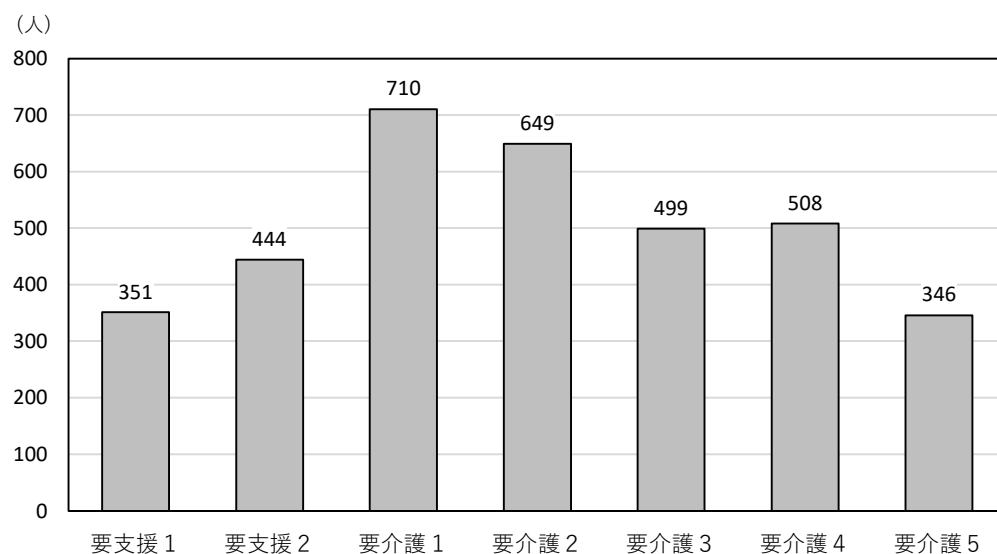
■要介護認定者等の人数及び認定率の推移



資料:高齢者支援課(各年度3月末現在)

要支援・要介護度別の状況を見ると、要介護1が710人と最も多く、次いで要介護2が649人、要介護4が508人、要介護3が499人と続いています。要支援では、要支援2が444人、要支援1が351人となっており、軽度から中等度の支援・介護ニーズが高いことがうかがえます。

■介護度別認定者数(第2号被保険者を含む)

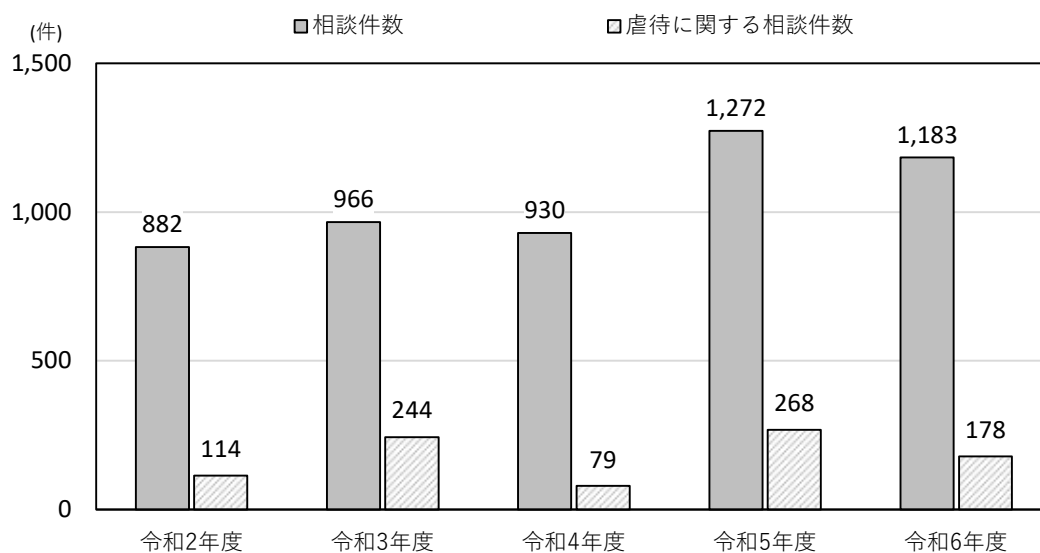


資料:高齢者支援課(令和7年3月末現在)

(7)児童に関する相談状況

児童に関する相談件数は、令和2年度の882件から令和5年度には1,272件へと増加し、令和6年度には1,183件と減少したものの、全体としては増加傾向にあります。虐待に関する相談の件数についても、年度によって増減はあるものの、令和3年度に244件、令和5年度には268件と多くの件数が確認されています。

■児童相談件数(相談は延べ件数)

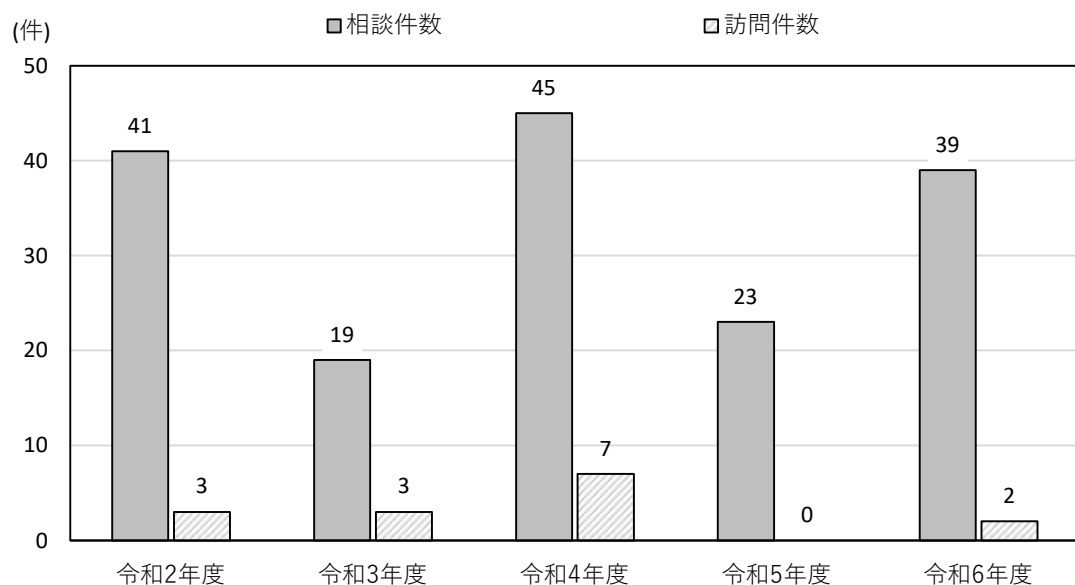


資料:こども課(各年度3月末現在)

(8)高齢者虐待の相談状況

高齢者虐待に関する相談件数は、令和2年度の41件から令和6年度には39件となっており、年度によって増減が見られます。訪問件数については、令和4年度の7件が最も多く、その他の年度では0～3件と少数にとどまっています。

■高齢者虐待の相談件数及び訪問件数(相談は延べ件数)

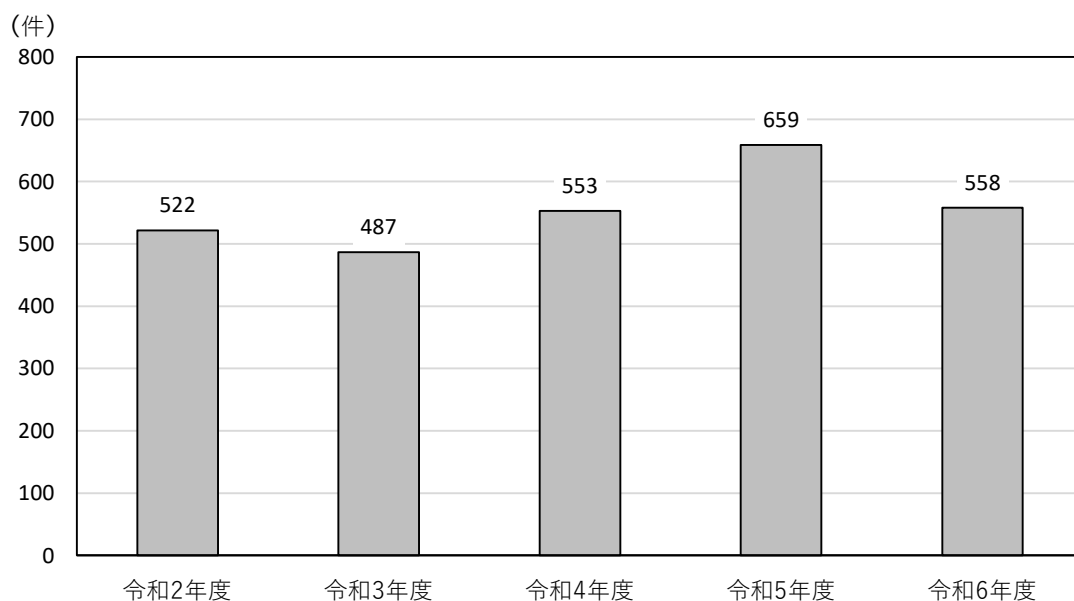


資料:高齢者支援課(各年度3月末現在)

(9)消費者生活相談の状況

消費者生活相談件数は、令和2年度の522件から令和5年度には659件へと増加し、令和6年度は558件となっています。年度によって増減はあるものの、同程度で推移しています。

■消費者生活相談件数(延べ件数)



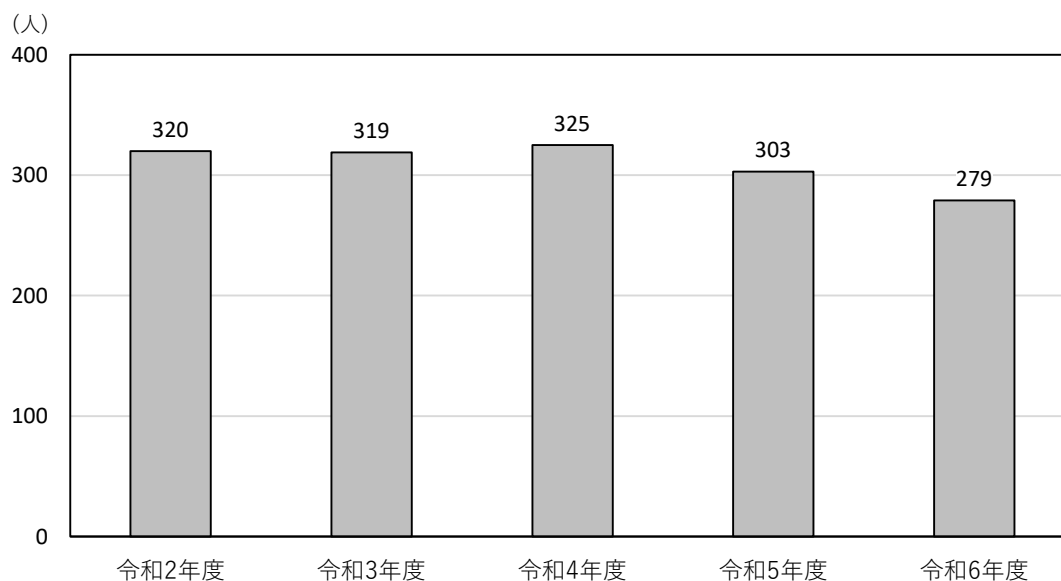
資料:市民課(各年度3月末現在)

(10)緊急通報装置設置の状況

日常生活における不安を解消し緊急時の対応を迅速に行うために、ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を設置(貸与)しています。

緊急通報装置の設置者数は、令和4年度の325人をピークに、令和6年度には279人まで減少しています。年度ごとの変動はあるものの、全体としては緩やかな減少傾向が見られます。

■緊急通報装置設置者数(延べ人数)

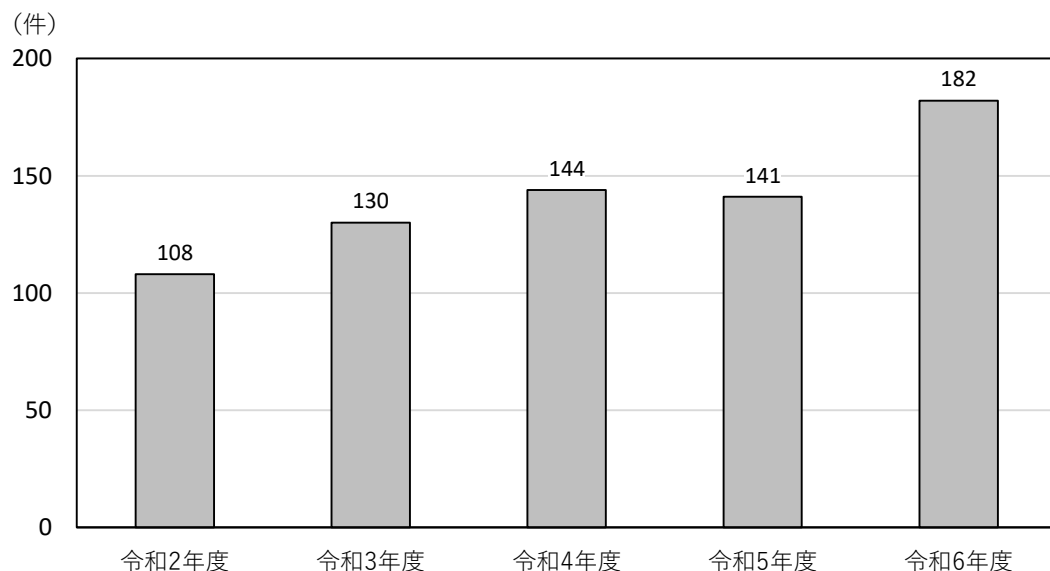


資料:高齢者支援課(各年度3月末現在)

(11)生活困窮者の状況

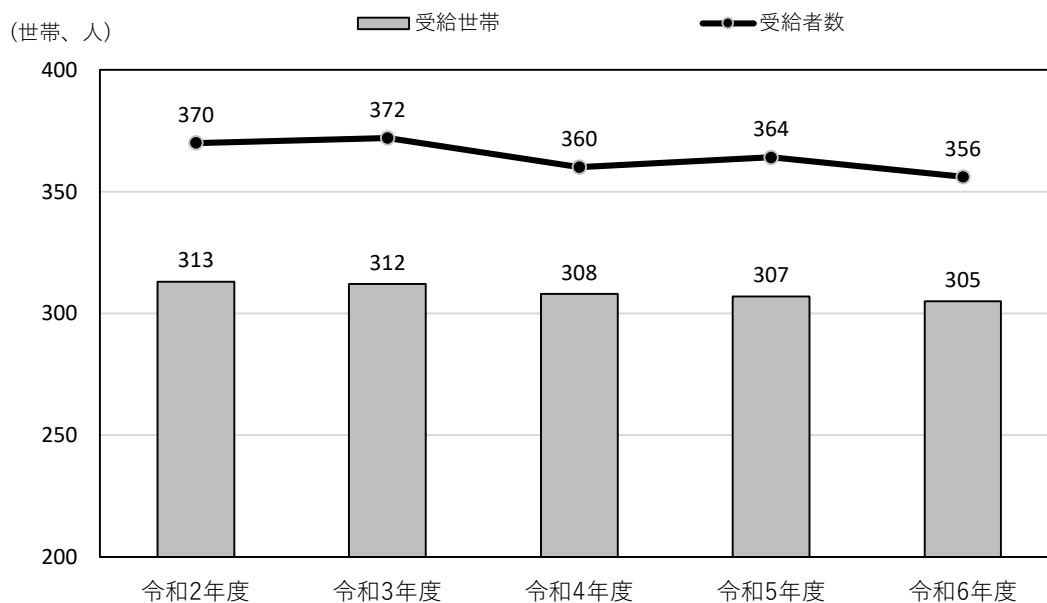
生活保護に関する相談件数は、令和2年度の108件から令和6年度には182件へと増加しており、制度への関心や支援ニーズの高まりがうかがえます。一方、受給世帯数は令和2年度の313世帯から令和6年度には305世帯へとやや減少傾向にあり、受給者数も370人から356人へと緩やかに減少しています。

■生活保護に関する相談件数



資料:福祉課(各年度3月末現在)

■生活保護受給世帯数及び受給者数(停止中含む)



資料:福祉課(各年度3月末現在)

2 地域での福祉活動の状況

(1) 社会福祉協議会の状況

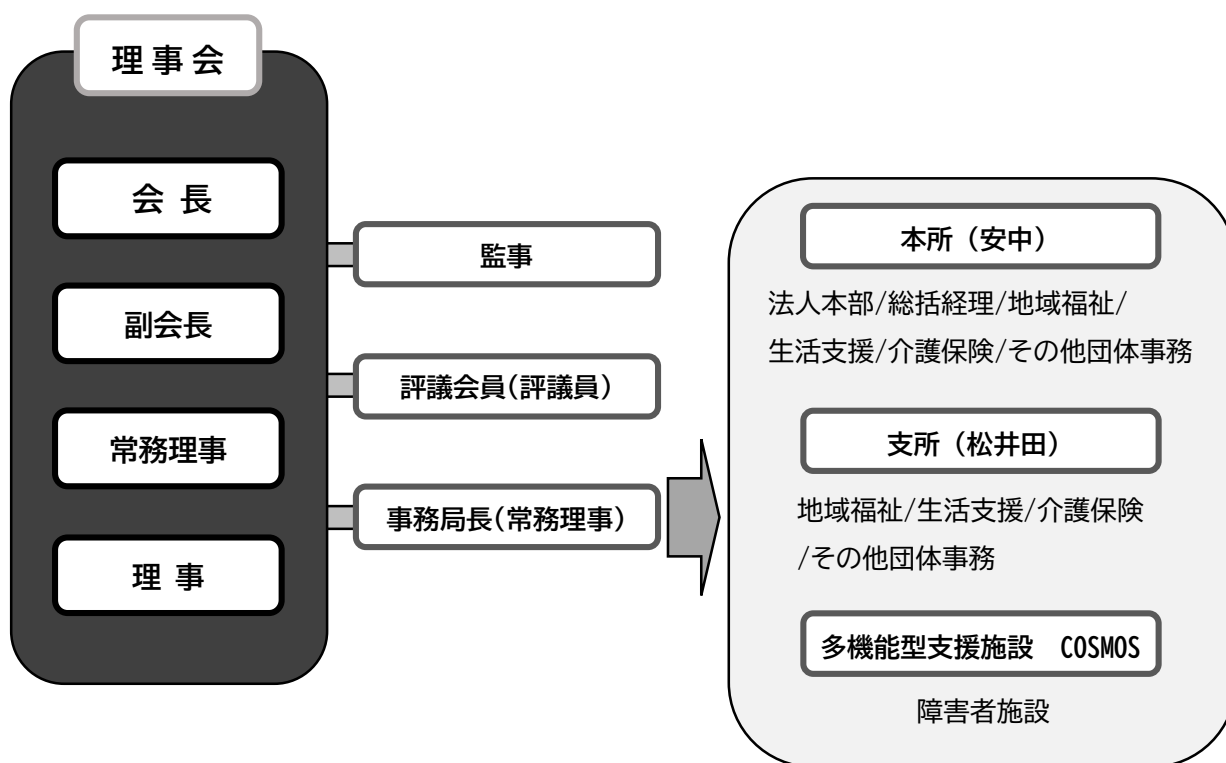
社会福祉協議会は、地域が抱える多様な福祉課題を地域全体の課題として捉え、住民がともに考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、地域共生社会の実現と地域福祉の推進を目指しています。

近年では、コロナ禍を契機とした孤立防止の取組や、ICTを活用した情報発信・相談支援など、新たな課題への対応も進めています。

また、市民の福祉活動の場づくりや仲間づくりの支援、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関との連携、具体的な福祉サービスの企画・実施などを通じて、地域福祉の充実に寄与しています。

役員は、区長、民生委員、市議会議員、行政機関、福祉関係者、学識経験者など、地域の代表者で構成されており、地域の多様な社会資源とのネットワークを活かしながら、多くの人々との協働を通じて、地域の最前線で活動しています。

■安中市社会福祉協議会の機構図（名称：社会福祉法人 安中市社会福祉協議会）



(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、ひとり暮らし高齢者や育児世帯の見守り活動や市民からの福祉サービスの相談、生活に関する相談などを受けて、行政機関等と連絡・協力して地域福祉の増進に努めています。

本市では、令和7年3月末現在で165人の民生委員・児童委員及び主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱を受け、各地区民生委員児童委員協議会を設置して、地域福祉の向上のため中心的役割を担って活動しています。

令和2年度から令和6年度にかけて見ると、本市の相談支援件数は令和4年度に1,724件で最多となり、令和6年度には1,287件となりました。各年度で高齢者に関する相談が最も多く、こどもや障がい者、その他の相談は年々減少傾向にあります。

訪問・連絡活動の回数は令和4年度に24,880回で最多となり、令和6年度も23,924回となっています。活動日数も増加傾向にあり、令和6年度には20,882日となりました。

■ 民生委員・児童委員及び主任児童委員の地区別定員数

単位:人

安中地区	原市地区	磯部地区	東横野地区	岩野谷地区	板鼻地区	秋間地区
25	24	14	9	9	11	10
後閑地区	松井田地区	臼井・坂本地区	西横野地区	九十九・細野地区	全体	
8	12	14	14	15	165	

資料:福祉課(令和7年3月末現在)

■ 相談支援件数・訪問回数の推移

単位:件、回、日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談支援件数	高齢者に関すること	802	944	1,082	1,069	907
	障がい者に関すること	105	71	91	111	67
	こどもに関すること	264	283	231	89	84
	その他	451	360	320	325	229
	合計	1,622	1,658	1,724	1,594	1,287
訪問回数	訪問・連絡活動 (見守り・声かけなど)	21,837	20,247	24,880	23,676	23,924
	その他	8,892	9,135	10,185	10,160	9,319
活動日数		19,894	18,254	20,201	20,746	20,882

資料:福祉課(各年度3月末現在)

(3)NPO法人、ボランティア活動等

地域福祉に対する関心の高まりを背景に、NPO法人やボランティアによる活動が広がりを見せており、これらの活動は、福祉、教育、環境、まちづくりなど多岐にわたって展開されています。

また、県の認証を受けたNPO法人をはじめ、多くの民間団体が、それぞれの専門性や特性を生かしながら、さまざまな分野で積極的に活躍しています。

■NPO法人一覧

No.	名 称	活 動 目 的
1	特定非営利活動法人 あんなか元気づくり応援団	広く一般市民に対して、乳児から高齢者までを事業対象とし、「地域の様々な人の連携と協働による子育て・子育て支援」「多世代交流による学び合い」を念頭に置いた事業を展開し、地域社会の活性化と地域福祉の向上を目指すものである。
2	特定非営利活動法人 Annakaひだまりマルシェ	広く一般市民に対して、環境の保全、平和の促進を発信する学習会、文化・芸術の振興を図るイベント等の企画・開催を通してまちづくりを促進する事業や、子育て世代への支援事業を行うことで、子どもの健全や男女共同参画、福祉の増進を図る活動を行い、全ての人が健やかに暮らせるセーフティネットの構築を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
3	特定非営利活動法人 碓氷峠歴史文化遺産研究会	優れた碓氷峠の自然、文化遺産、歴史等の調査研究及び保存活用を図り、もって学術、文化、芸術等の振興、まちづくり及び地域振興等に関する事業の推進及び特定非営利活動を行う団体等と連携を図り、公益の推進に寄与することを目的とする。
4	特定非営利活動法人 大手拓次記念会	郷土の詩人大手拓次の顕彰を行い、その文学的業績を広く社会に伝えるとともに、地域の教育、文化および観光の発展に寄与することを目的とする。
5	NPO法人 GROW	援助を必要とする障害児・者および高齢者へ、生活支援等に関する福祉サービスを行い、個人が尊厳を保持し地域社会において自立して暮らす支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
6	特定非営利活動法人 群馬あすなろ会	共同生活を営む高齢者等（障害者も含む）に対し、家庭的な環境の中で生活援助員による生活上の指導・援助に関する事業並びに通所・短期滞在も可能とする小規模共同住宅の設営、及び夫婦間暴力並びに児童虐待の被害者救済の支援に関する事業を行い、もって高齢者福祉、人権擁護、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
7	特定非営利活動法人 ぐんま・あんなか空き家・ 空き地相談室	空き家・空き地に関する相談及び支援、空き家・空き地の巡回及び維持管理、空き家・空き地に関する専門家によるセミナー等の開催及び講師の派遣、空き家・空き地に関する調査、研究及び情報収集を行うことを通して、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる生活環境の確保及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
8	特定非営利活動法人 国際比較文化研究所	今日の生活環境を取り巻く多様、多層な多文化の比較研究および多文化環境の中で必要とされる比較文化研究を基盤に、他文化理解と国際化教育の在り方の研究に関する事業を行い、敵をも愛する隣人愛をもって平和な多様化社会の実現に向けての国際化教育の推進に寄与することを目的とする。
9	特定非営利活動法人 沙羅林	高齢者等の介護施設の運営に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。
10	特定非営利活動法 障害者サポートセンター ブラム	障害者の社会復帰、適正な医療、福祉及び社会的理解の向上に寄与することを目的とする。
11	NPO法人 SANPO	障がい者・児及びその家族や高齢者の生活支援等に関する相談に応じ、共に生きる地域社会、豊かで多様な福祉社会づくりを行い、さらに不特定かつ多数の公益の増進に寄与することを目的とする。
12	特定非営利活動法人 つながるん場	ピア（仲間）としてがん患者やその家族の気持ちに寄り添い、闘病の辛さや不安、またはがんに関わる生活全般の様々なことについて語り合い、お互いを理解し合う場を提供することで、がん患者やその家族が希望を持って社会生活を送る一助となって、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
13	特定非営利活動法人 つばさ	高齢者及び障害者等の介護施設の運営、社会福祉の増進に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する事を目的とする。
14	特定非営利活動法人 Design Networks Association	協働によって、若者に社会力を、地域に信頼ネットワークを創出し、社会をつくる若者と地域をつくるための支援等に関する事業を行い、もって不特定多数及び、地域社会の利益増進に寄与することを目的とする。
15	特定非営利活動法人 虹	高齢者介護及び介護保険事業等に関する事業を行い、住み慣れた土地で安心して老後を過ごせる地域を創造することを目的とする。

No.	名 称	活 動 目 的
16	特定非営利活動法人 にっぽんの杜	人類に対して、環境維持、安全な社会の創成に関する事業を行い、平和的社会ならびに自然環境保護に寄与することを目的とする。
17	特定非営利活動法人 白才むら健生会	一般人に健康教育とSDA型ライフスタイルの実践を指導し、地域社会を啓発すること並びにそのための指導者、ボランティアの育成に寄与する事を目的とする。
18	特定非営利活動法人 はるかぜ	不特定かつ多数のものに対して、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に関する事業、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。
19	特定非営利活動法人 ピースフル群馬	女性が出産後も働き続け社会参加できるように、地域の中に保育や仕事への参加のためのインフラを整え、併せて雇用機会の創出にも取り組み、もって潜在している女性の力を活用することにより、介護が必要な障がい者・高齢者、自立支援の必要な若者などとその介護者・保護者が心身ともに健やかで当たり前の生活ができるように、その支援に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
20	特定非営利活動法人 ピオ・マトリックスジャパン	安中地区に賦存し、あるいは将来的に生産される多様なバイオマス資源の有効利活用を図るため、総合的な利活用システムの構築とそれによって生産されるエネルギーや再資源化物、新素材などの地域的利用を進めることによって、環境保全型農業及び資源循環型社会の実現と地域経済の活性化、CO2削減による地球環境の改善、安全で快適な生活空間の創出などに寄与することを目的とする。
21	特定非営利活動法人 ますだ社会福祉士・ 精神保健福祉士事務所	高齢者及び障害者等の介護施設の運営、社会福祉の増進に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する事を目的とする。
22	NPO法人 まついだ森の家	ノーマライゼーションの理念に基づき、身体的、精神的、また社会的ハンディをお持ちの方々、及びそれを支援する方々を主たる対象として、自然に恵まれた里山の地において、快適に過ごせる宿泊、及び交流の場を提供することを目的とする。また、同時に、里山という立地を生かし、グリーンツーリズムの理念を軸として、地域の方々と連携しながら、地域の文化、経済の発展に寄与することを目的とする。
23	特定非営利活動法人 みらい安中	高齢者、障害者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく第一号事業及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法及び老人福祉法に基づく施設サービス事業、介護保険外サービスに関する事業等を行い、高齢者、障害者の安全な生活と健全な生活の支援に寄与することを目的とする。
24	NPO法人 やすらぎ会	高齢者の不安や心配事解消のため、相談、支援等の事業を行い、心安らかな暮らしに貢献することを目的とする。
25	特定非営利活動法人 夢の会	ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進するために保健医療福祉の増進及び環境の保全並びに市民活動の促進に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
26	特定非営利活動法人 らく家工房	会員、消費者に対して居住環境に関する支援相談事業を行い、消費者保護に寄与することを目的とする。また、高齢者の人材を活用し経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

資料：群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課 NPO・県民活動推進係(令和7年4月15日現在)

■ボランティアセンター登録団体数・個人ボランティア数

	単位：人、団体				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
個人ボランティア	11	8	6	12	5
登録団体	83	74	85	86	84
登録人数	1,955	1,770	1,835	1,826	1,935

資料：安中市社会福祉協議会(各年度3月末現在)

3 アンケート調査から見える現状と課題

本市では、「第4次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を新たに策定するにあたり、令和6年10月に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

■調査方法等

調査対象	市内在住の18歳以上の人を無作為抽出
配布数	2,500件
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	令和6年10月1日(火)～令和6年10月18日(金)
有効回答数(回収率)	992件(39.7%)

■調査概要

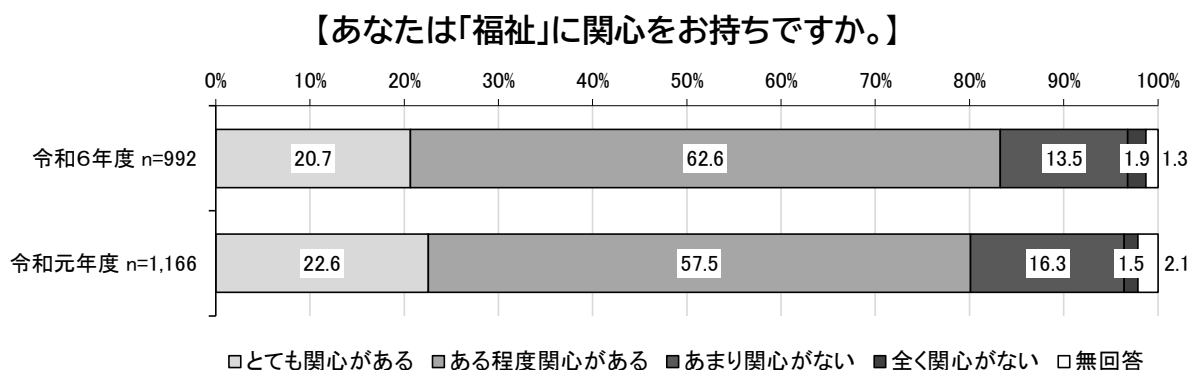
- ・単一回答の設問において、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としています。このため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- ・母数(n=●と表記)は、回答者全員が答えるべき設問については回答者数、条件付き設問については、その設問に答えるべき該当者の数としています。
- ・前回調査時(令和元年12月実施)と同様の設問・選択肢の場合、経年比較を行い、その結果を掲載しています。
- ・グラフに掲載している数値は安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査(今回調査 令和6年10月実施、前回調査 令和元年12月実施)から引用した数値です。

(1)「福祉」への関心度及び関心がある分野

福祉への関心度について、『関心がある』（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計値）と回答した人の割合は、今回調査では83.3%と、前回調査時の80.1%から3.2ポイント増加しています。

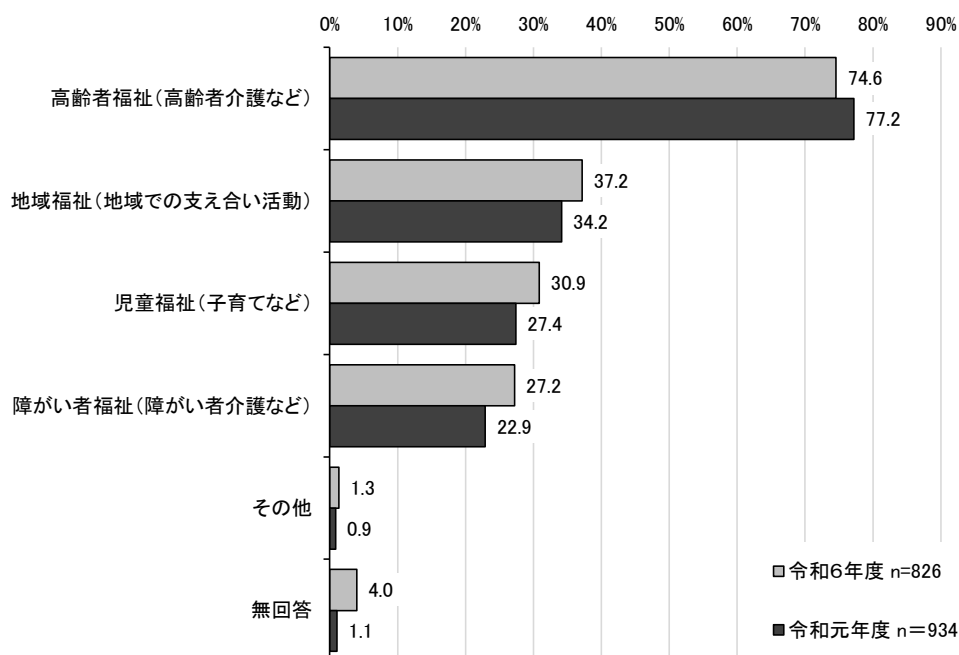
一方、『関心がない』（「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合計値）と回答した人の割合は、今回調査では15.4%と、前回調査時の17.8%から2.4ポイント減少しています。

この結果から、前回調査時と比較して、福祉への関心度が高くなっていることがうかがえます。



前問で福祉に「とても関心がある」及び「ある程度関心がある」と回答した人に関心がある分野を尋ねたところ、「高齢者福祉(高齢者介護など)」と回答した人の割合が74.6%と最も高く、次いで「地域福祉(地域での支え合い活動)」が37.2%、「児童福祉(子育てなど)」が30.9%となっています。前回調査時と比較して、大きな変動はありませんでした。

【どの福祉分野に関心をお持ちですか。】

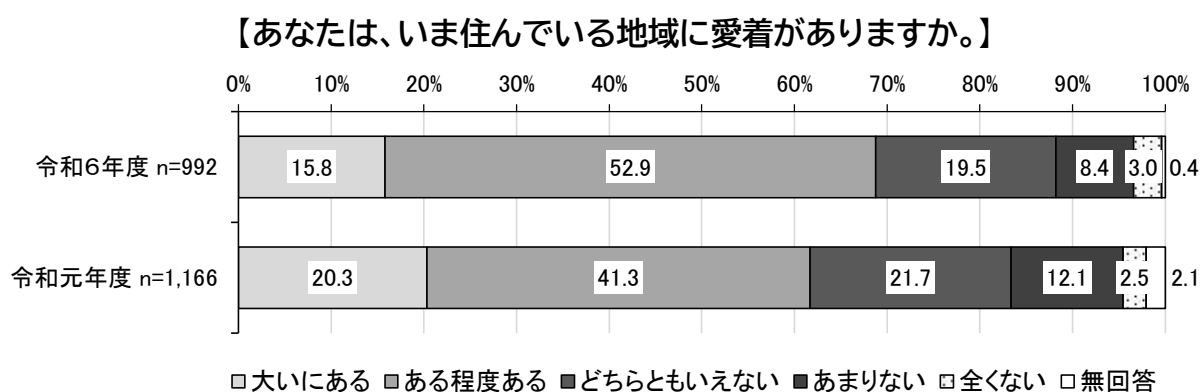


(2)「地域」への愛着感

地域への愛着感について、『ある』（「大いにある」と「ある程度ある」の合計値）と回答した人の割合は、今回調査では68. 7%と、前回調査時の61. 6%から7. 1ポイント増加しています。

一方、『ない』（「あまりない」と「全くない」の合計値）と回答した人の割合は、今回調査では11. 4%と、前回調査時の14. 6%から3. 2ポイント減少しています。

この結果から、前回調査時と比較して、地域への愛着感が強くなっていることがうかがえます。



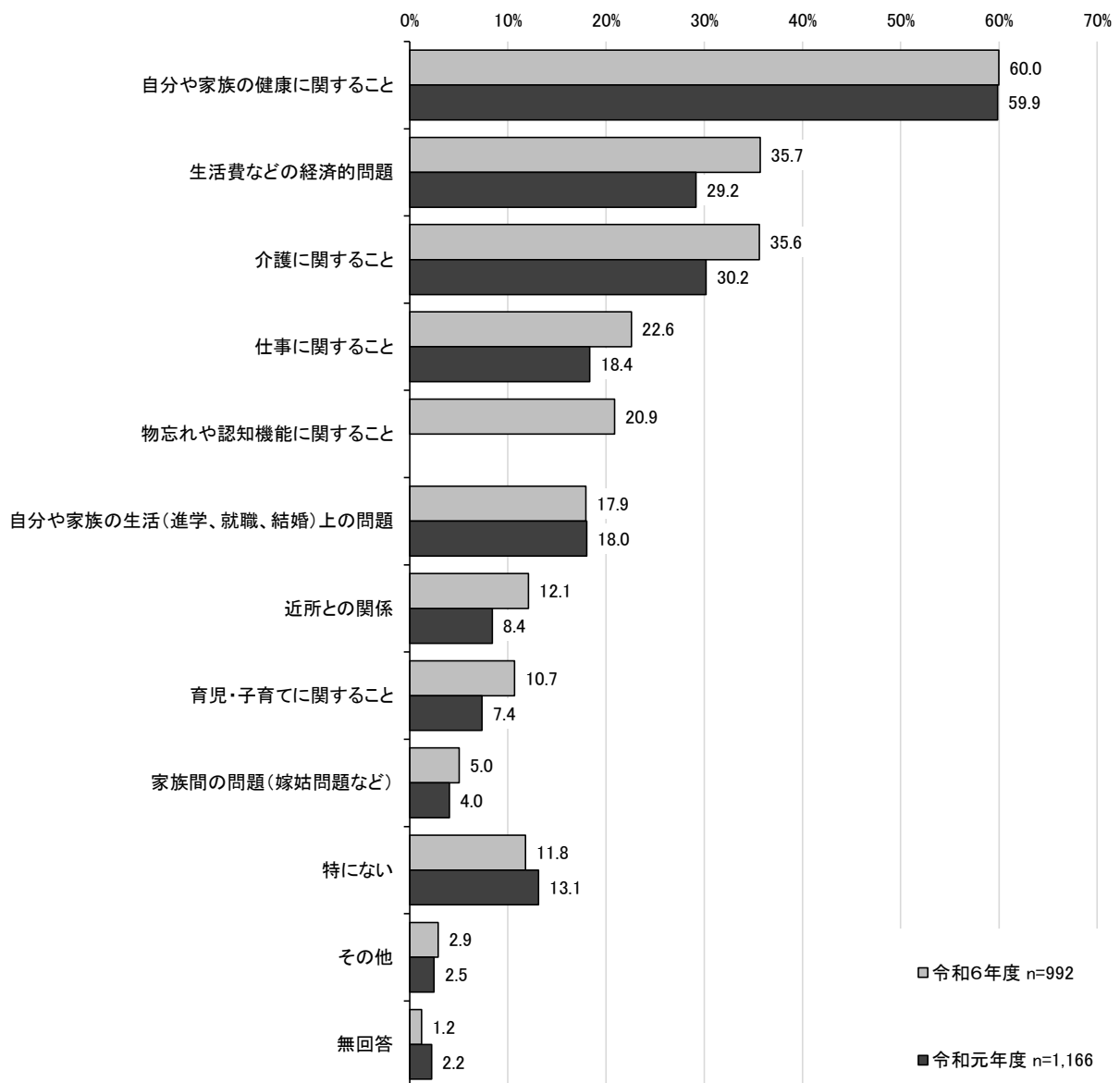
(3)毎日の暮らしの中での悩みや不安

日常における悩みや不安については、「自分や家族の健康に関すること」が60.0%と最も高く、次いで「生活費などの経済的問題」が35.7%、「介護に関すること」が35.6%となっています。

前回調査時から大きな変動はありませんが、「生活費などの経済的問題」「介護に関すること」と回答した人がともに5ポイント以上増加しており、日々の悩みや不安を抱えている人が増えている様子がうかがえます。

「物忘れや認知機能に関すること」については、今回新たに追加された項目であり、約2割の人が該当すると回答していることから、認知機能に対する不安を感じている人が一定数存在することが明らかになりました。

【あなたは、毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。】

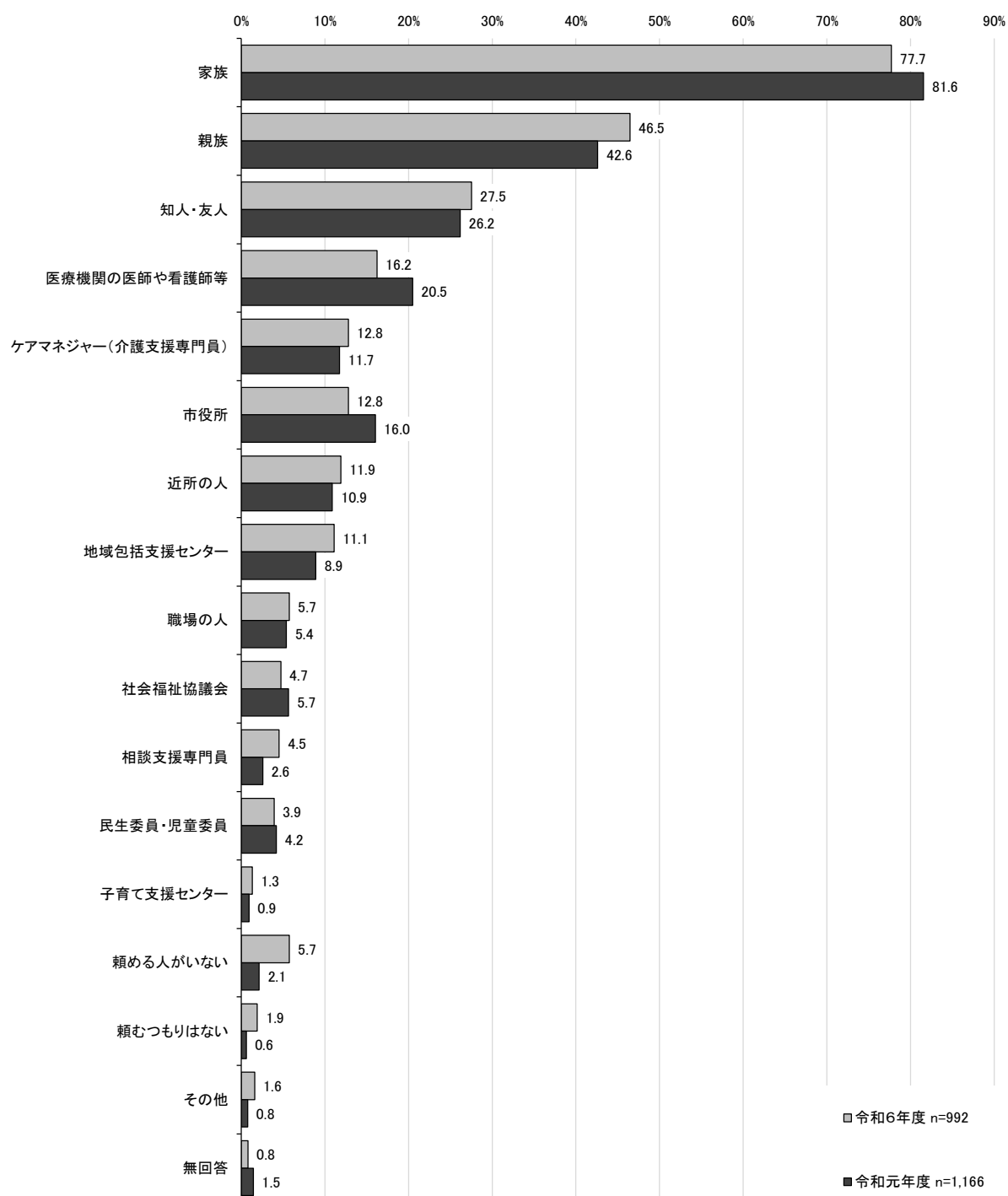


(4)相談や助けが必要なときに頼みたい相手

相談や助けが必要なときに頼みたい相手については、「家族」と回答した人の割合が77.7%と最も高く、次いで「親族」が46.5%、「知人・友人」が27.5%となっています。

前回調査時から、大きな変動はありませんが、「頼める人がいない」と回答した人の割合が2.1%から5.7%と、数値自体は低いものの約3倍にまで増加しており、地域や家庭内でのつながりの希薄化や、支援を求めづらい環境が影響している可能性も考えられます。

【あなたは、暮らしの中で助けが必要なとき誰に(どこに)頼みたいと思いますか。】



(5)地域の人にどのような手助けを望むか

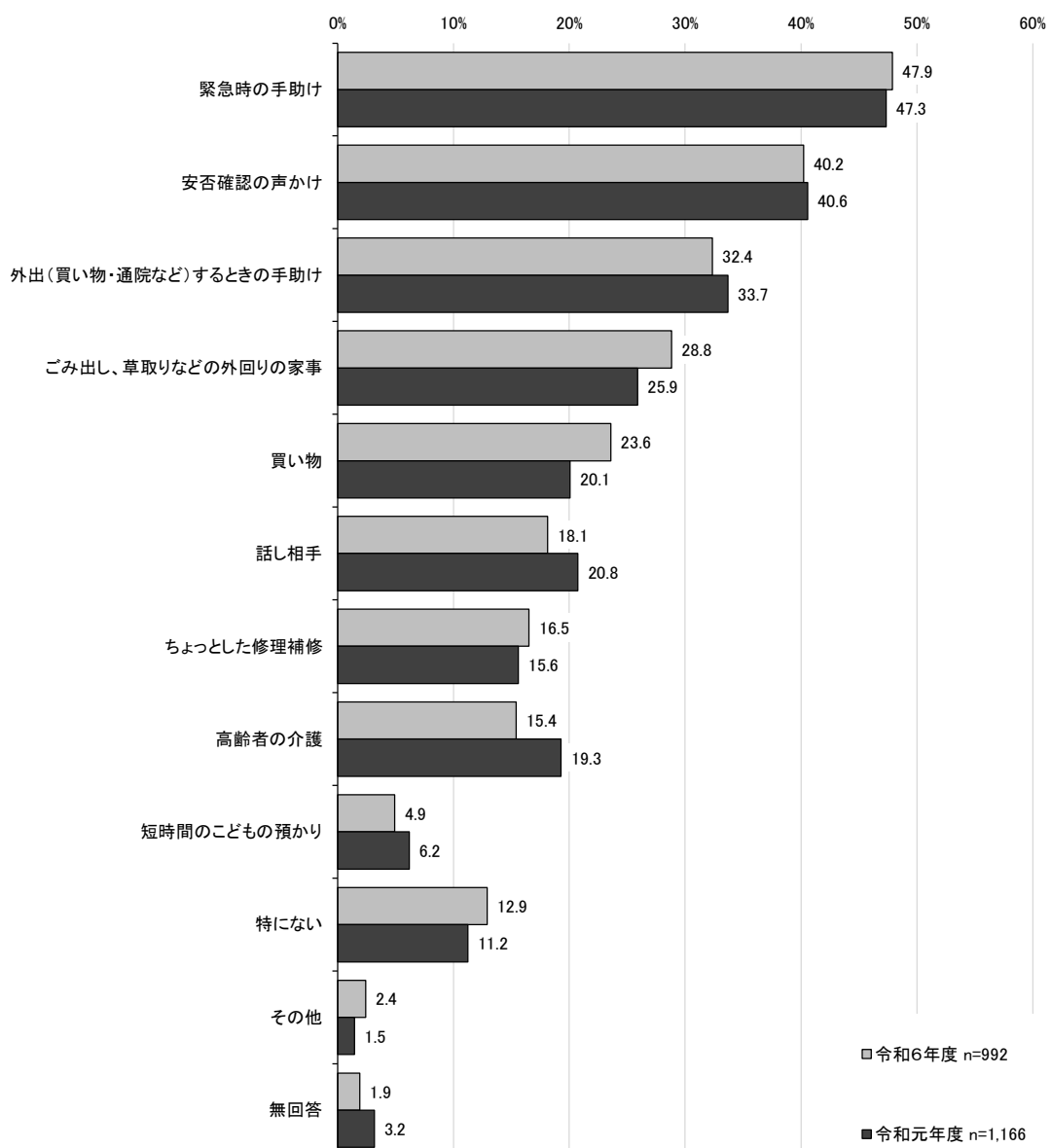
日常生活が不自由になったとき、地域の人に手助けをしてほしいことについては、「緊急時の手助け」が47.9%と最も高く、次いで「安否確認の声掛け」が40.2%、「外出（買い物・通院など）するときの手助け」が32.4%となっています。

前回調査時と比較して、「外出時の手助け」や「話し相手」「高齢者の介護」など、継続的・日常的な支援に関する項目ではいずれも減少傾向が見られ、特に「高齢者の介護」は19.3%から15.4%へと大きく減少しています。

一方、「ごみ出しや草取りなどの外回りの家事」や「買い物」の支援は増加しており、特に「買い物」は20.1%から23.6%へと増加しています。

この結果から、日常生活の中で比較的短時間・軽度な支援が求められる傾向が強まっていることが示されています。

【あなたやご家族が、高齢や病気、若しくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域の人にどのような手助けをしてほしいですか。】

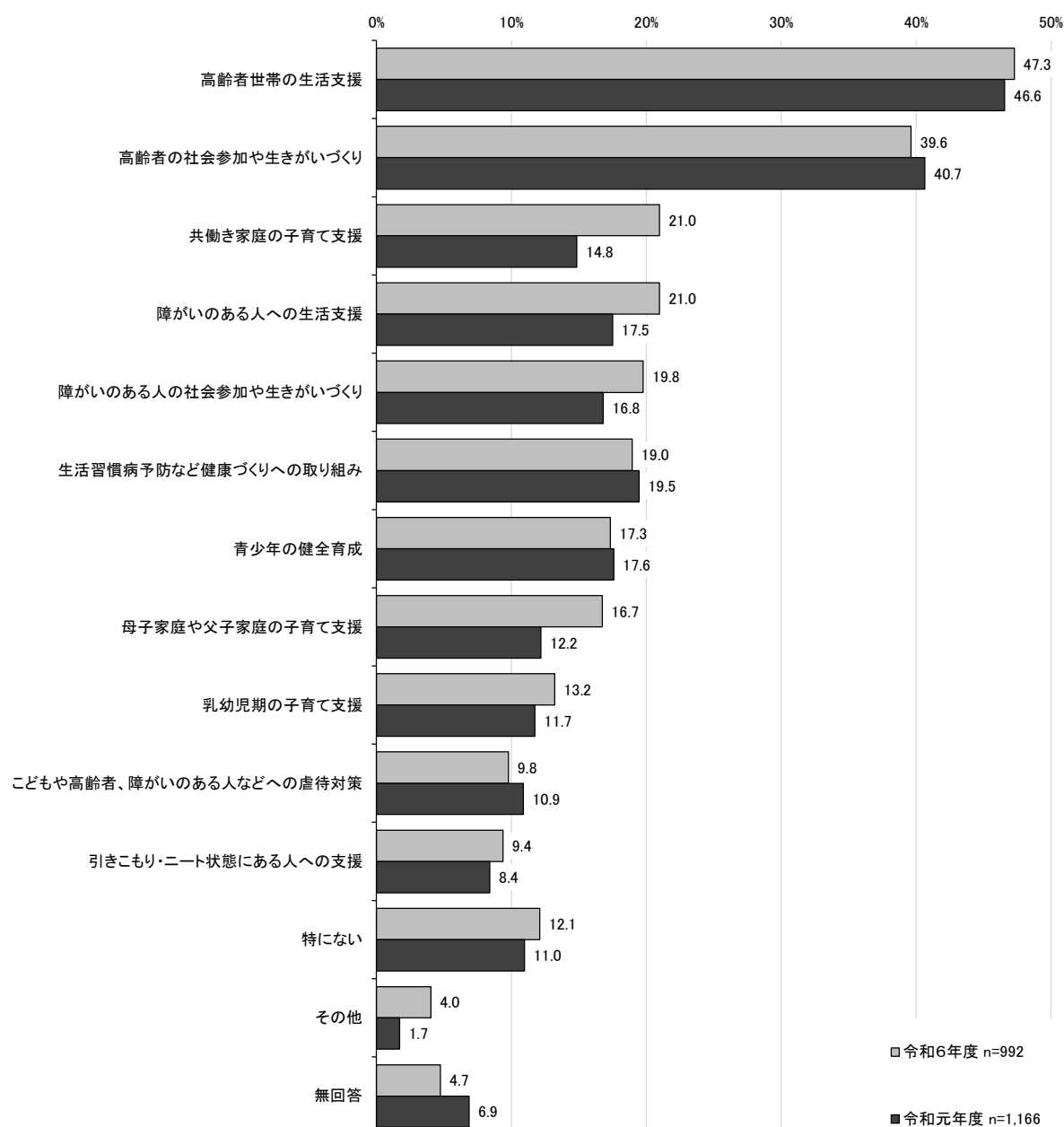


(6)地域住民が取り組むべき課題

身近な地域における課題や問題については、「高齢者世帯の生活支援」が47.3%と最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が39.6%、「共働き家庭の子育て支援」「障がいのある人への生活支援」がともに21.0%となっています。

前回調査時と比較して、「共働き家庭の子育て支援」が14.8%から21.0%へと大きく増加しており、共働き家庭の増加や育児と仕事の両立支援の必要性が高まっていることがうかがえます。また、「障がいのある人への生活支援」も増加しており、支援対象が多様化している傾向も見られます。

【あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。】

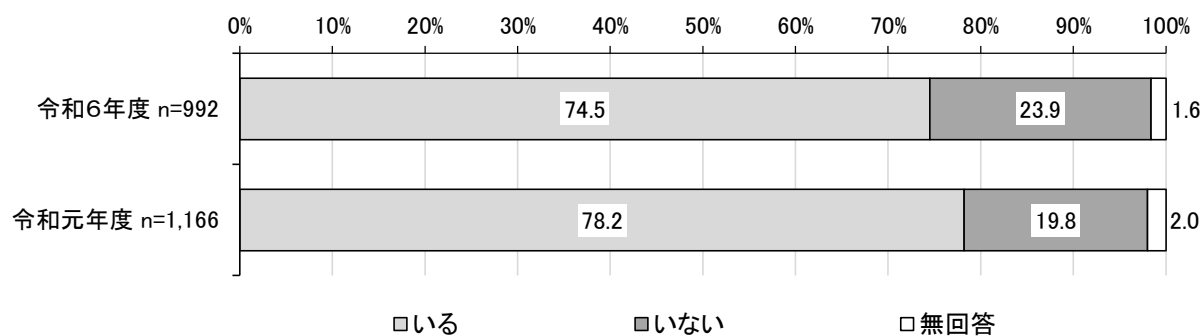


(7)災害時や緊急時の支援者の有無

災害時や緊急時に、身近で手助けをしてくれる人については、「いる」が74.5%、「いない」が23.9%となっています。

前回調査時と比較して、「いる」と回答した人の割合が78.2%から74.5%へ減少していることから、災害時や緊急時に頼れる人がいないと感じる人が増えており、地域のつながりや支援体制の希薄化が進んでいる可能性が示唆されています。

【あなたは、災害時や緊急時に身近で手助けをしてくれる人がいますか。】

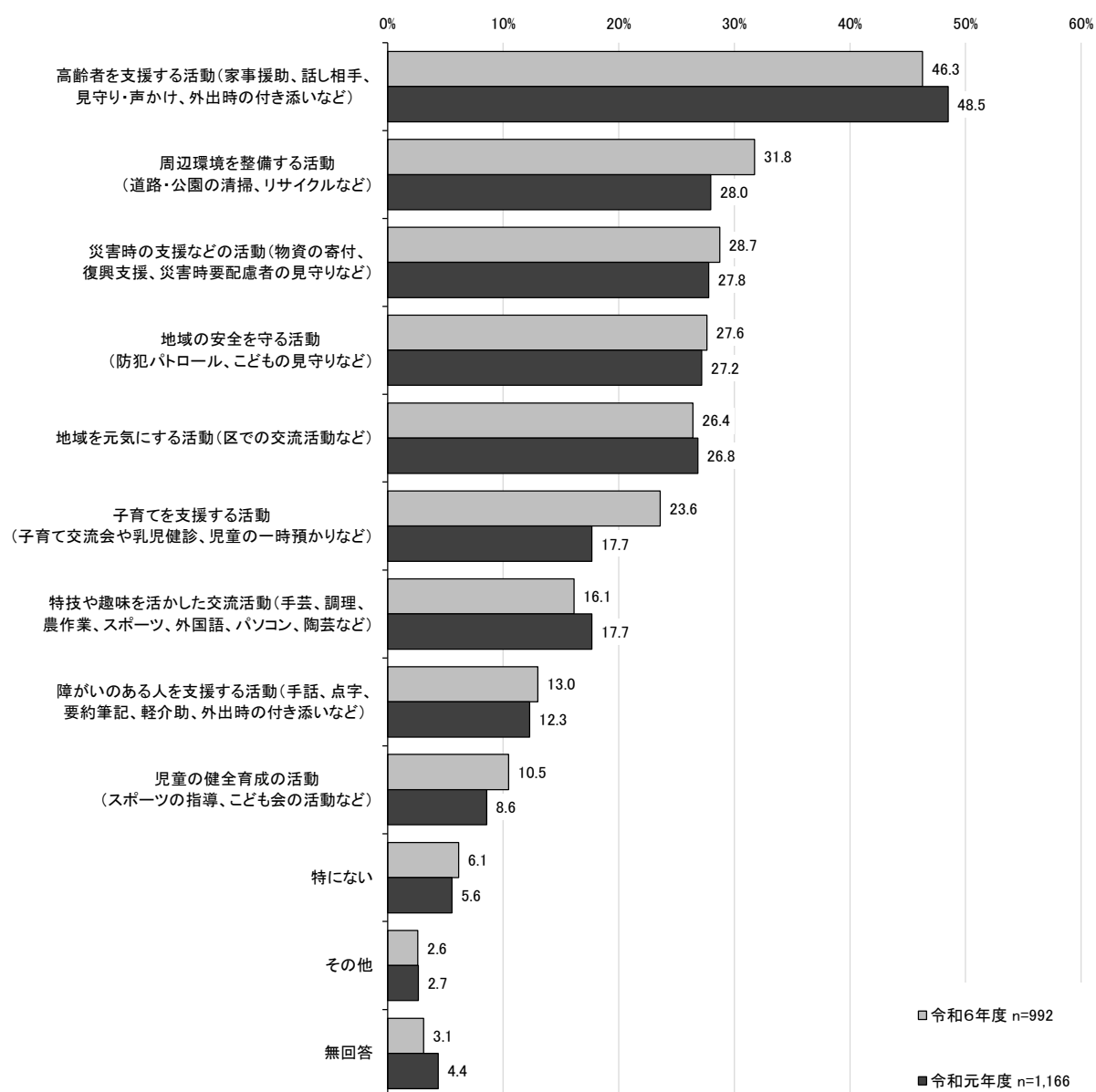


(8) 今後望まれる地域活動

今後必要だと思う地域活動については、「高齢者を支援する活動(家事援助、話し相手、見守り・声掛け、外出時の付き添いなど)」と回答した人の割合が46.3%と最も高く、次いで「周辺環境を整備する活動(道路・公園の清掃、リサイクルなど)」が31.8%、「災害時の支援などの活動(物資の寄付、復興支援、災害時要配慮者の見守りなど)」が28.7%となっています。

前回調査時と比較して、「子育てを支援する活動」が17.7%から23.6%へと大きく増加していることから、共働き家庭の増加や育児支援の重要性が高まっていることがうかがえます。

【あなたは、安中市に今後どのような地域活動が必要だと思いますか。】

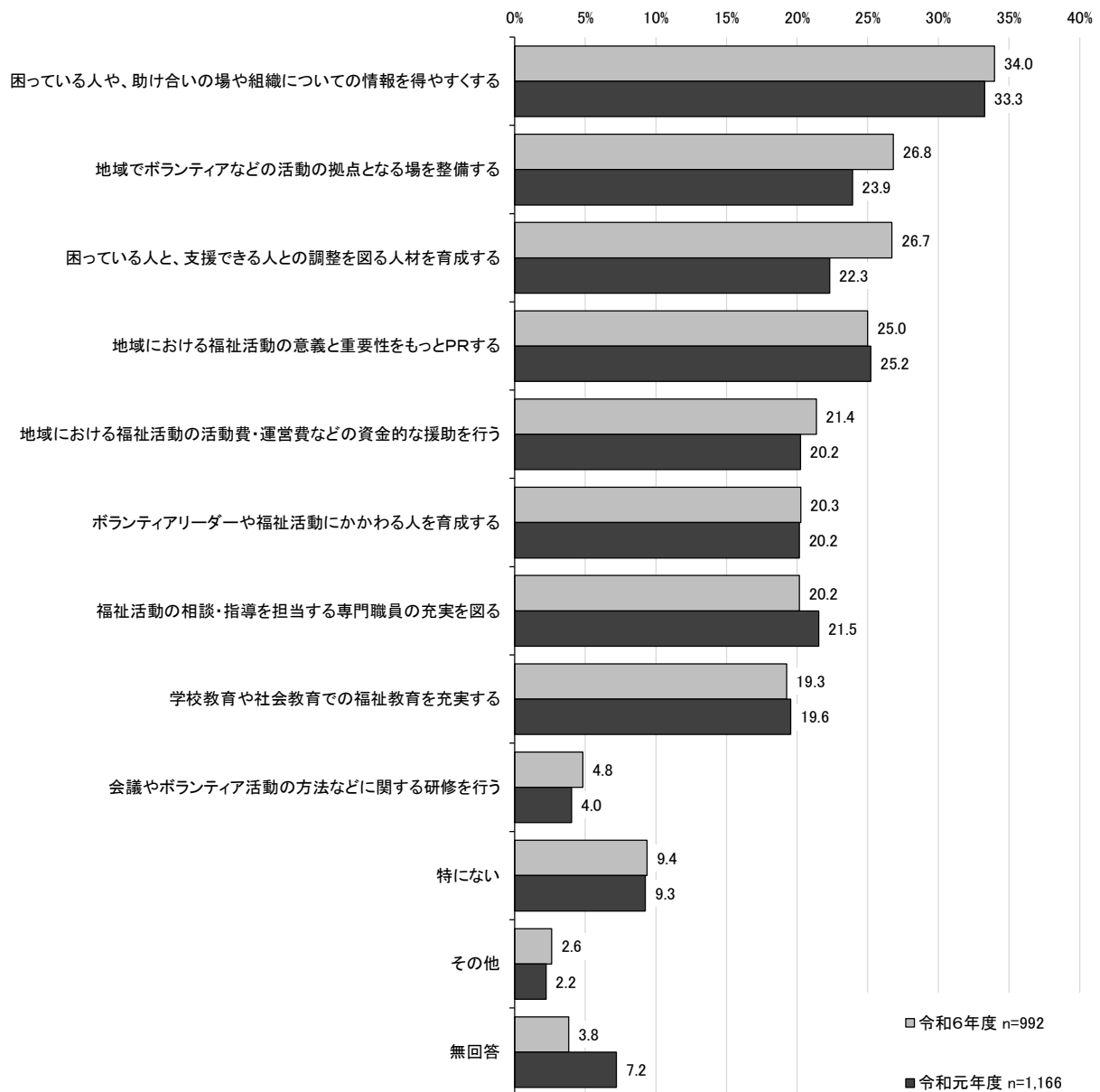


(9)地域活動を活発にするために重要なこと

地域活動を活発にするために重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」と回答した人の割合が34.0%と最も高く、次いで「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が26.8%、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が26.7%となっています。

前回調査時と比較して、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が22.3%から26.7%へと増加しています。地域内での直接的なつながりづくりが、助け合い活動の活性化においてより重視されるようになってきていることがうかがえます。

【地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、
どのようなことが重要だと思いますか。】

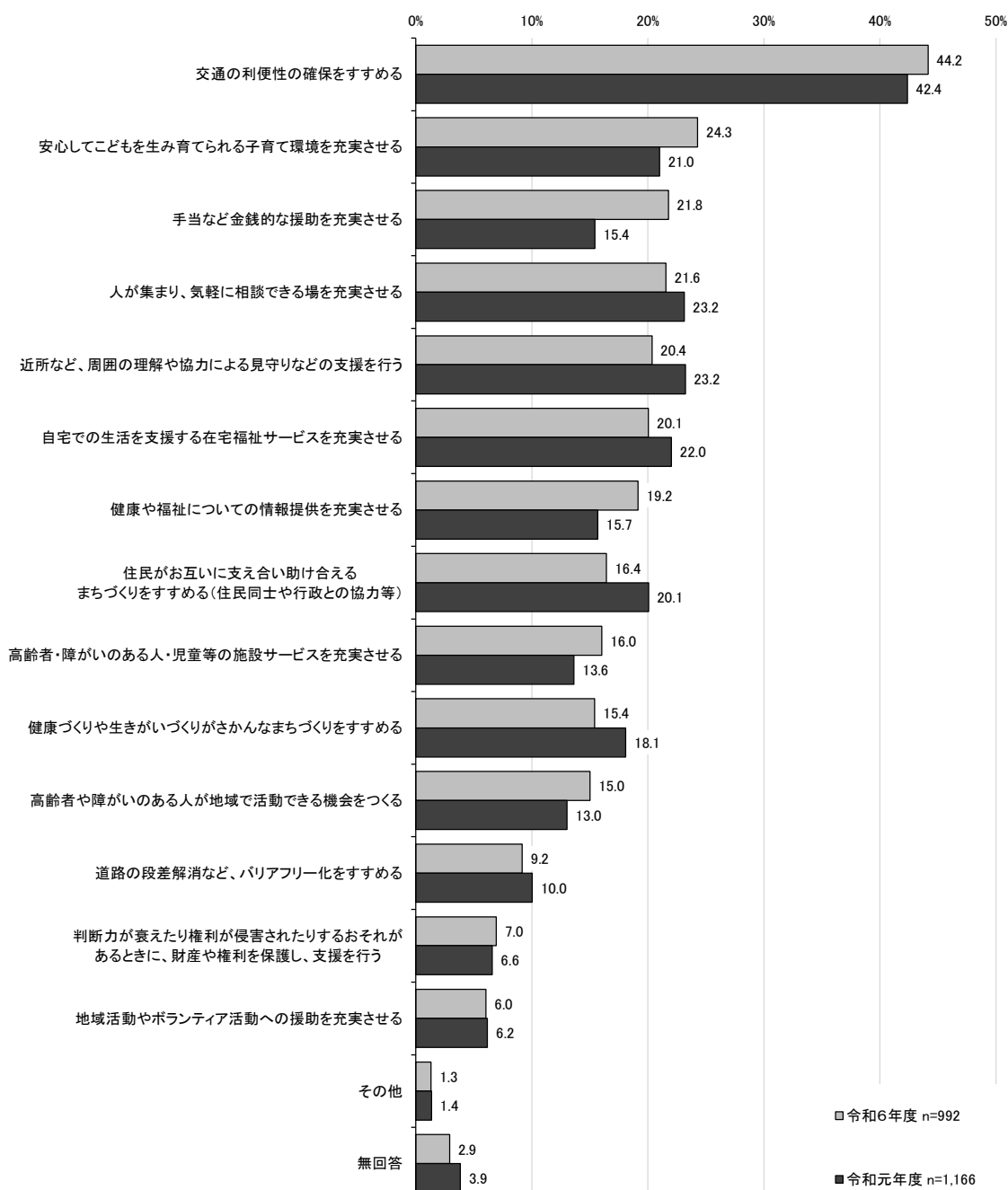


(10)生涯を安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方

生涯を安心して暮らしていくための福祉のあり方については、「交通の利便性の確保をすすめる」が44.2%と最も高く、次いで「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が24.3%、「手当など金銭的な援助を充実させる」が21.8%となっています。

前回調査時と比較して、「手当など金銭的な援助を充実させる」が15.4%から21.8%へと増加しており、金銭的支援のニーズが高まっていることがうかがえます。

【あなたは、安中市で生涯を安心して暮らしていくためには、
どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。】



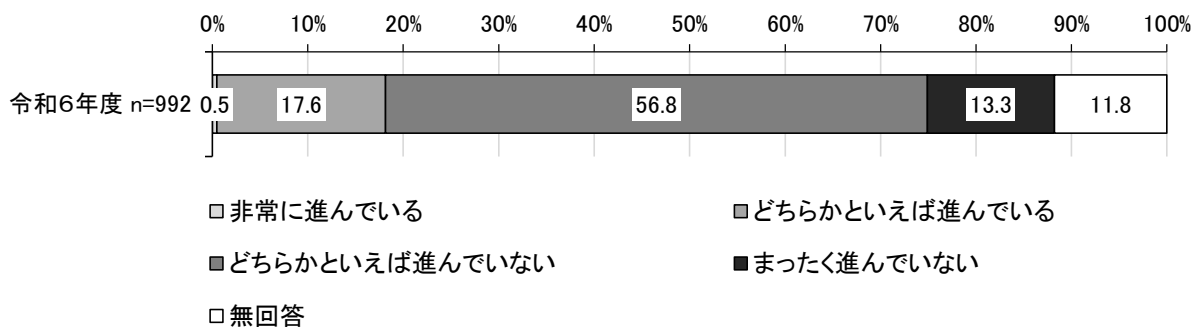
(11)行政と市民の連携・協働について

行政と市民の連携、協働について、70.1%の人が『進んでいない』（「どちらかといえば進んでいない」と「まったく進んでいない」の合計値）と感じており、協働の取組が十分に浸透していない現状が明らかになりました。

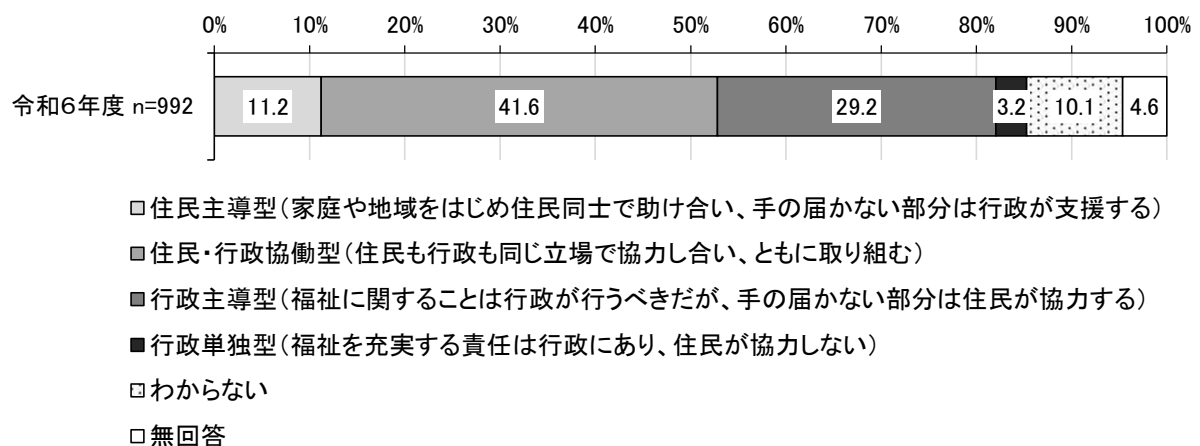
一方、「地域での福祉活動を充実させていく上で、市民と行政との関係はどのようなかたちが望ましいか」という問いに対しては、「住民・行政協働型」が41.6%と最も高く、住民と行政が同じ立場で協力し合う関係が理想と考えられていることがわかります。

これらの結果から、住民は行政との協働を望んでいるものの、現実にはその進捗を十分に実感できていないことがうかがえます。

【行政だけでは解決できない課題に対して、市民や多様な主体と行政の連携・協働が重要とされています。あなたは、このことについて、どのように感じていますか。】



【地域での福祉活動を充実させていく上で、市民と行政との関係はどのようなかたちが望ましいと思いますか。】

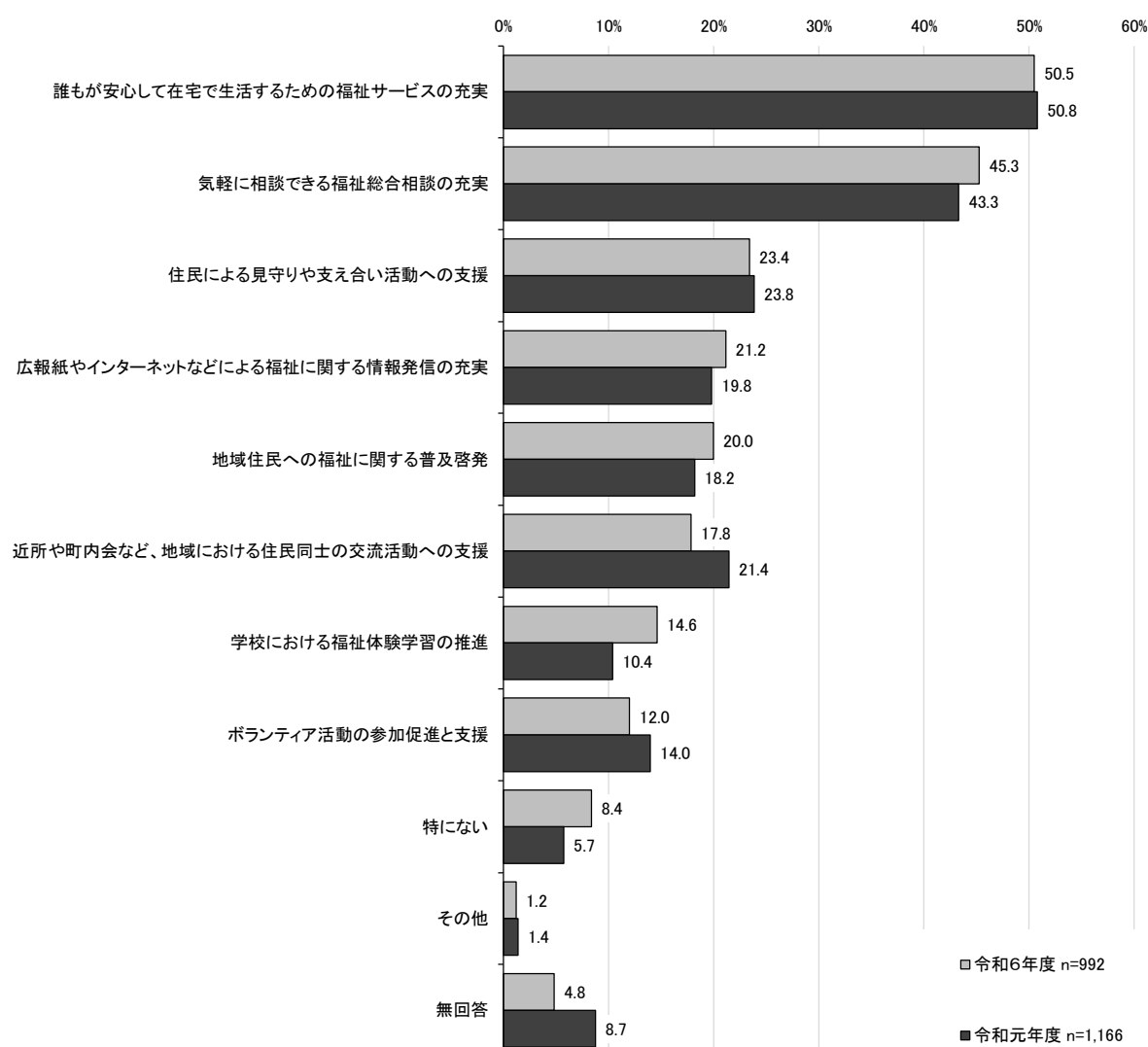


(12)社会福祉協議会の行う活動・支援として望むこと

社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後充実してほしいものについては、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が50.5%と最も高く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が45.3%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が23.4%となっています。

前回調査時と比較して、上位項目において大きな変動は見られませんが、「学校における福祉体験学習の推進」は、回答割合が増加している傾向が見られます。

【社会福祉協議会は、さまざまな福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っていますが、社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。】



(13) アンケート調査結果から見る課題

課題1 福祉への関心は高まっているが、分野ごとの理解と関与が限定的です

福祉に「関心がある」と回答した人が8割を超え、前回調査時よりも増加しました。これは市民の福祉に対する意識が高まっていることを示しています。

一方で、関心のある分野は「高齢者福祉」に集中しており、「地域福祉」や「児童福祉」、「障がい者福祉」などほかの分野への関心は相対的に低い傾向が見られます。

福祉の多様な分野に対する理解を深めるとともに、関心を具体的な地域活動や支援行動につなげる仕組みづくりが求められます。

課題2 生活上の不安が多様化し、個々の状況に応じた支援体制の整備が必要です

市民が日常生活の中で感じている悩みや不安として、「健康」「生活費」「介護」が上位に挙げられ、特に経済的問題や介護に関する不安は前回調査時より増加しています。

また、今回新たに追加された「物忘れ・認知機能」に関する不安も2割を超えており、高齢化の進行に伴い、認知症への懸念が広がっていることがうかがえます。

こうした多様な不安に対応するためには、画一的な支援ではなく、個々の状況に応じた柔軟な支援体制の構築が不可欠です。

課題3 地域での助け合い意識はある反面、日常的な支援の担い手が不足しています

地域の人に望む支援としては、前回調査同様「緊急時の手助け」や「安否確認の声掛け」が高い割合を占めており、地域での助け合いへの期待は根強く存在しています。しかし、「高齢者の介護」や「話し相手」など、継続的・日常的な支援に関する項目は減少傾向にあり、特に高齢者の介護支援は大きく低下しています。これは、こうした支援を担う人材が地域に不足していることを示唆している可能性があります。

課題4 地域活動の担い手不足と参加機会の整備が課題です

地域活動を活発にするために重要なこととして、「情報の得やすさ」「活動拠点の整備」「支援者と支援を必要とする人との調整を図る人材の育成」が挙げられています。しかし、地域活動から離れている人が多いため、参加のハードルが高く、担い手の不足が深刻です。

市民が地域活動やボランティアについて学び、体験できる機会を提供することで、活動への関心を高め、持続可能な地域福祉の基盤を築くことが求められます。

課題5 行政と市民の協働が進展しているとはいえ、理想とのギャップが存在しています

行政と市民の協働について、「進んでいない」と感じる人が7割を超えており、協働の取組が十分に浸透していない現状が明らかになりました。一方で、「住民・行政協働型」が理想の関係として最も多く選ばれており、住民と行政が対等な立場で協力し合う関係が望まれています。

今後は、協働の仕組みや成果を市民にわかりやすく伝え、参加しやすい環境を整備することで、地域福祉の推進力を高めることが求められます。

4 地区別座談会のまとめ

「安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定における基礎資料とすることを目的に、各地区の現状や生活の困りごと、福祉の課題を把握するために市社協が中心となって地区別座談会を実施しました。

(1)実施概要

開催期間	令和6年11月12日(火)～令和7年1月17日(金)
回数	14回
開催場所	安中市内公民館・住民センター等
参加人数	延べ229人

地区	参加人数	日にち	開催場所	開始時間
安中	17名	11月29日(金)	安中公民館	14:00
原市	32名	11月13日(水)	原市公民館	14:30
磯部	20名	1月17日(金)	磯部公民館	13:30
東横野	19名	12月4日(水)	東横野公民館	9:30
岩野谷	11名	11月30日(土)	岩野谷公民館	10:00
板鼻	15名	11月12日(火)	板鼻公民館	13:30
秋間	12名	12月2日(月)	秋間公民館	14:00
後閑	11名	11月14日(木)	後閑公民館	13:30
松井田	5名	12月24日(火)	松井田支所	14:00
臼井	18名	11月24日(日)	旧臼井小学校	13:30
坂本	11名	11月22日(金)	坂本・入牧生涯学習センター	13:30
西横野	23名	12月16日(月)	西横野生涯学習センター	13:30
九十九	14名	11月19日(火)	九十九生涯学習センター	19:00
細野	21名	11月15日(金)	細野生涯学習センター	19:00

(2)課題のまとめ

各地区の座談会で話し合われた課題をまとめると、その他を含めて大きく6つに分類されました。

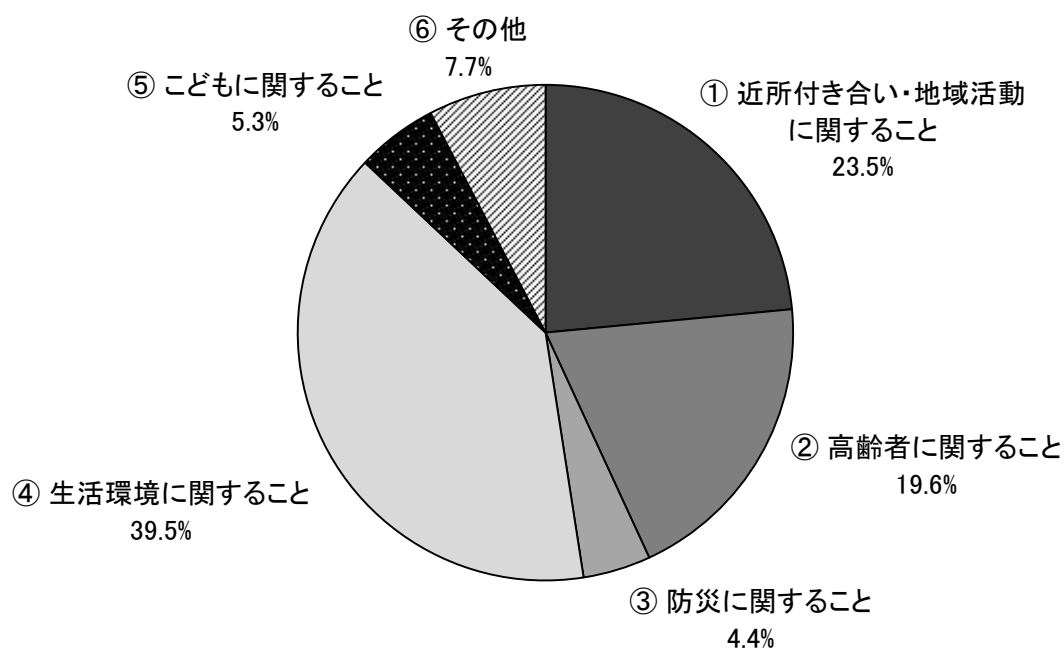
- ① 近所付き合い・地域活動に関すること
 - ・近所付き合いの希薄化
 - ・役員のなり手不足
 - ・隣近所の情報不足
 - ・自治会などの行事の減少
- ② 高齢者に関すること
 - ・高齢者の移動手段の不足
 - ・高齢者のひとり暮らし世帯の増加
 - ・高齢者の安否確認や情報の少なさ
 - ・高齢者の日常生活の困難
- ③ 防災に関すること
 - ・災害時の対応
 - ・隣近所の情報不足による避難行動への影響
- ④ 生活環境に関すること
 - ・高齢者の移動手段の不足
 - ・買い物をする場所の不足
 - ・有害鳥獣の増加
 - ・空き家の増加
- ⑤ こどもに関すること
 - ・若年層の流出の増加
 - ・少子高齢化の進行
 - ・出生数の減少
 - ・育成会の解散の増加
- ⑥ その他
 - ・廃校の活用について
 - ・外国人の増加
 - ・土地の管理(耕作放棄地等)
 - ・防犯について

(3)総数に占める各課題割合

■課題及び解決策の件数

	問題・課題	解決策
① 近所付き合い・地域活動に関すること	181 件	206 件
② 高齢者に関すること	151 件	196 件
③ 防災に関すること	34 件	51 件
④ 生活環境に関すること	304 件	346 件
⑤ こどもに関すること	41 件	52 件
⑥ その他	59 件	58 件
合計	770 件	909 件

■課題の分類別割合



5 地区別の状況

「地区」の表記は、行政区を基準としており、地区の概要や人口等の統計情報につきましても、行政区単位で整理・記載しております。

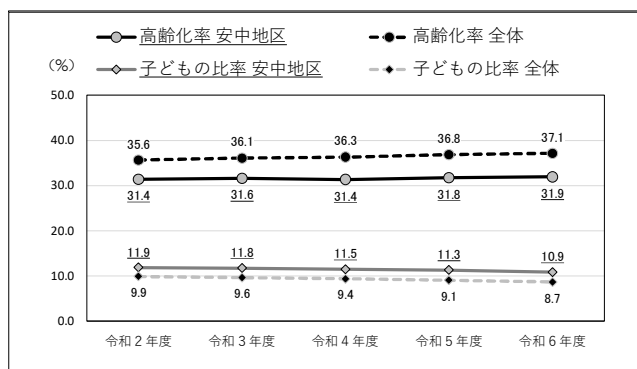
(1) 安中地区

①地区の概要

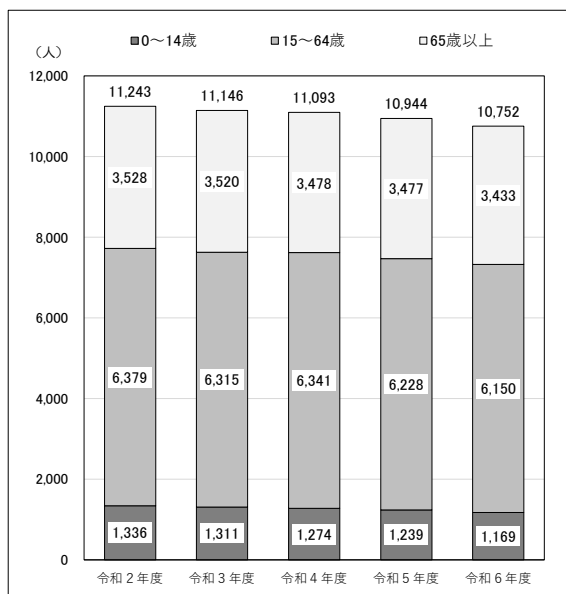
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

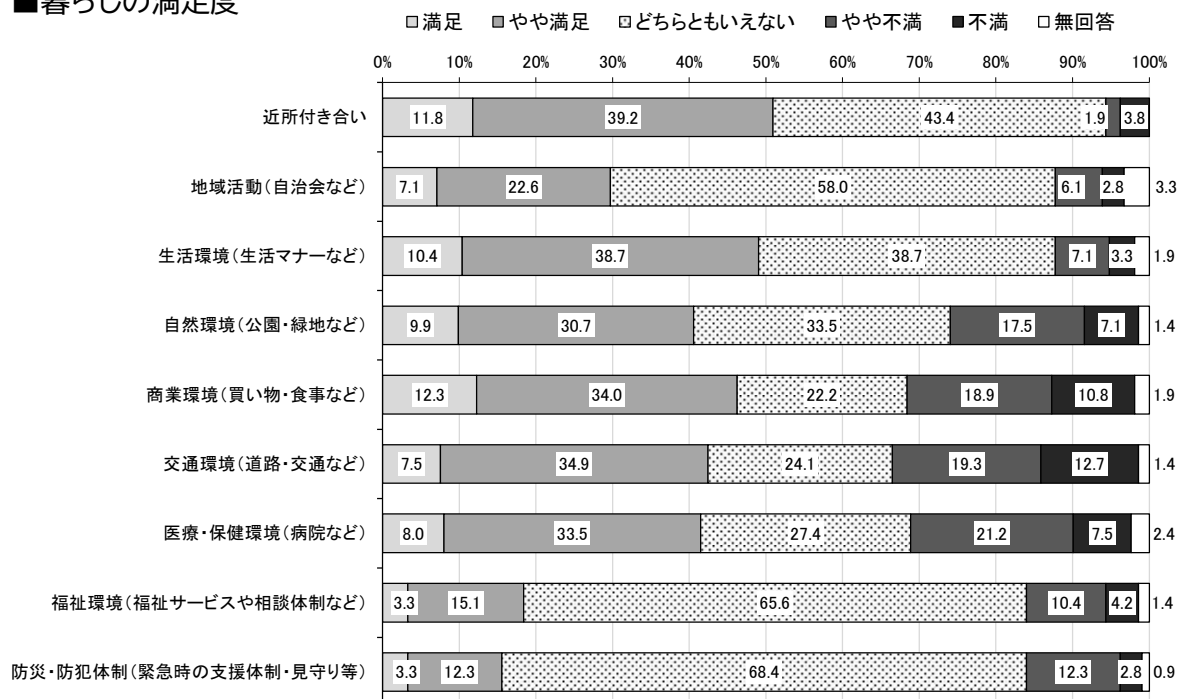


■人口の推移

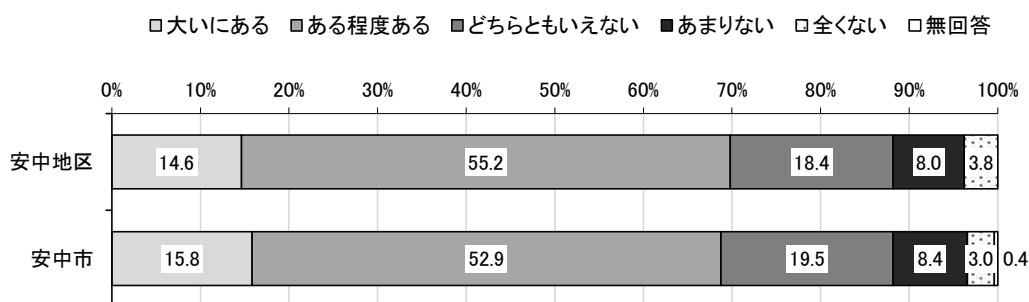


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

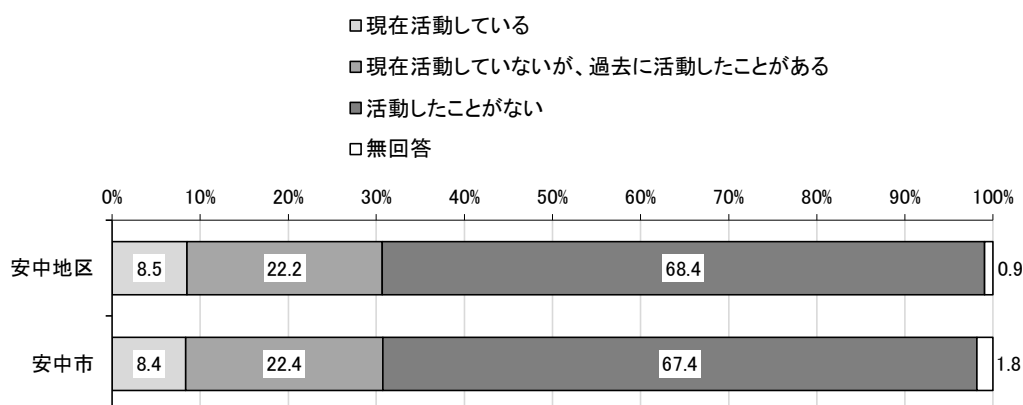
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



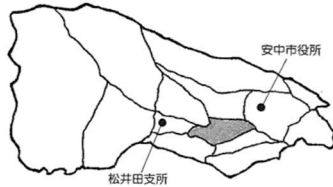
③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○近所の人同士の声の掛け合いを行う ○こどもたちへのあいさつ運動を行う ○世代間交流の機会を設ける
高齢者	○移動にはできるだけタクシーを使う ○ひとり暮らし高齢者への見守り、声掛けを行う ○自主防災組織をつくり、高齢者を見守る体制を構築する ○民生委員以外の人の訪問機会を増やす
防災	○防災組織を立ち上げ、情報の共有を図る ○防災無線等の機材トラブルは行政が対応する
生活環境	○有償支援のボランティアを募る ○地域の有志が移動支援をするため、社協または行政が自動車の貸出等の整備をする ○市内循環バスのような仕組みを導入する ○ライドシェア等の住民タクシーを使う

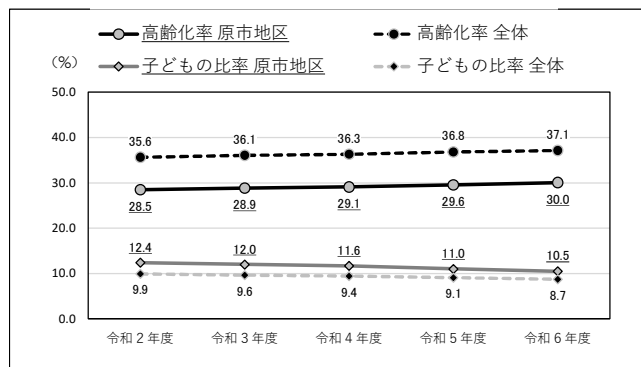
(2)原市地区

①地区の概要

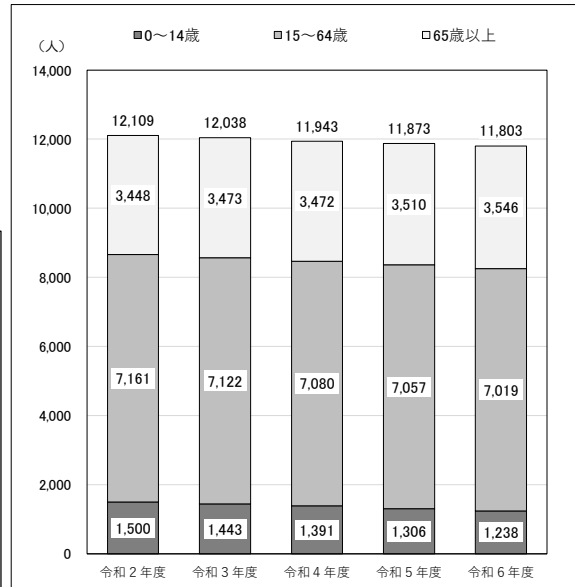
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

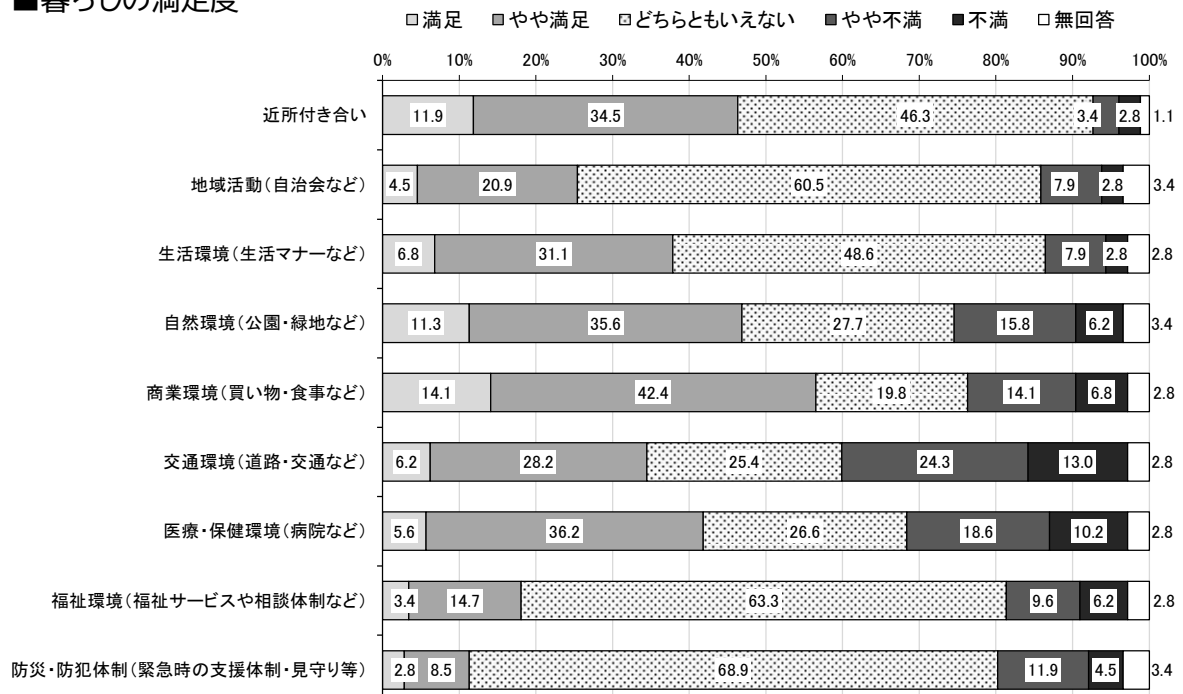


■人口の推移

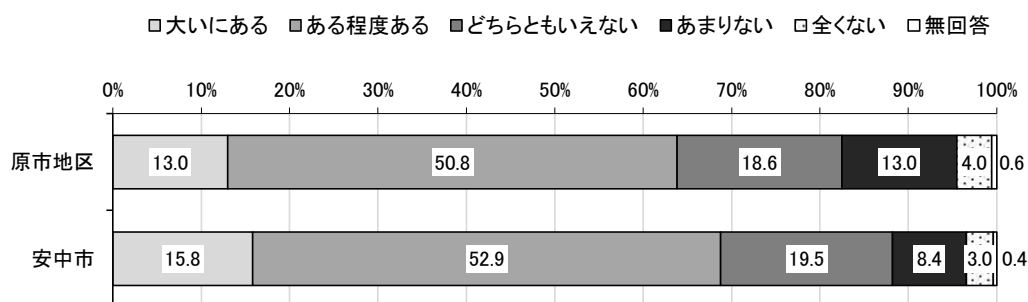


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

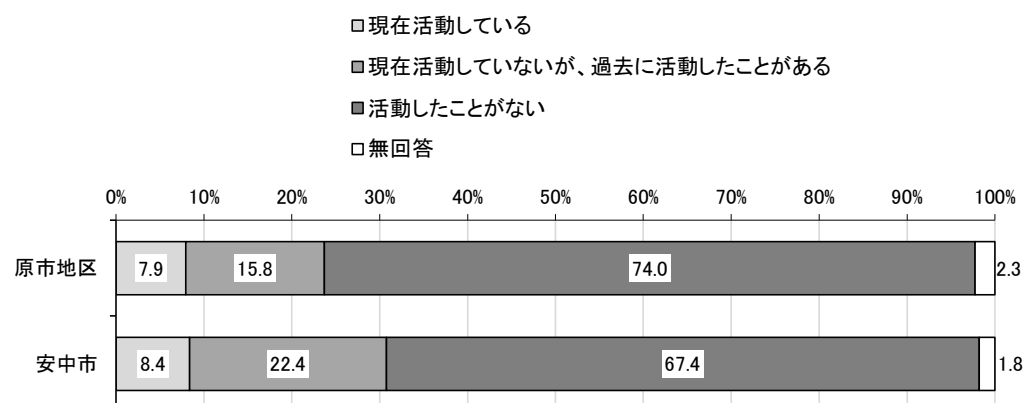
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○近所の人との情報交換や、区長や班長が気に掛けて見守る ○原市地区全体のイベントを多くしたい ○年代ごとに集まれる場所がほしい ○ゴミ出しのルールを書いた紙をどこかに貼っておく
高齢者	○公共交通を充実させる(デマンド、タクシー券、コミュニティバスの増加) ○移動販売車の普及、民間の宅配サービスの手段を改善する ○緊急連絡先は固定電話を優先にしてもらう
防災	○一家に一台防犯カメラの設置や市内通りにも防犯カメラを付ける ○ハザードマップを作成する
生活環境	○歩道にはみ出る草木は区長に間に入ってもらい、土地の所有者を探してもらう ○空き家は不動産屋から声掛けしてもらう ○不審な電話や詐欺予防のための啓発活動を行い、個人の意識を高める
子ども	○子育てしやすい環境づくりを心掛ける ○近所同士の付き合いや区での行事を増やす
その他	○人間ドックの補助を拡大してほしい ○男性が参加しやすいようなサロンの充実化を図る

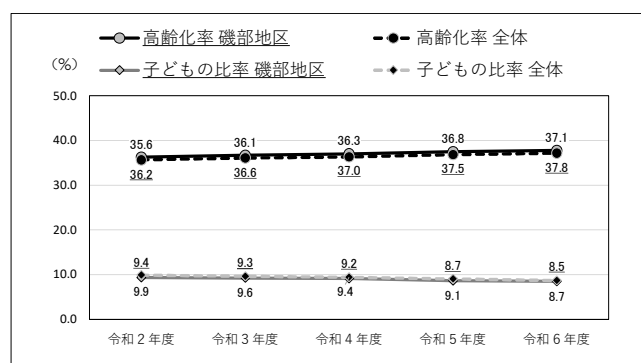
(3)磯部地区

①地区の概要

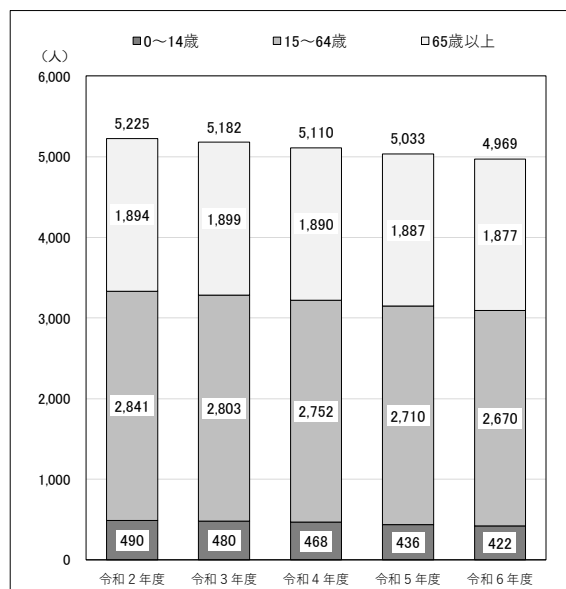
■位置



■高齢化率とこども(15歳未満)の比率の推移

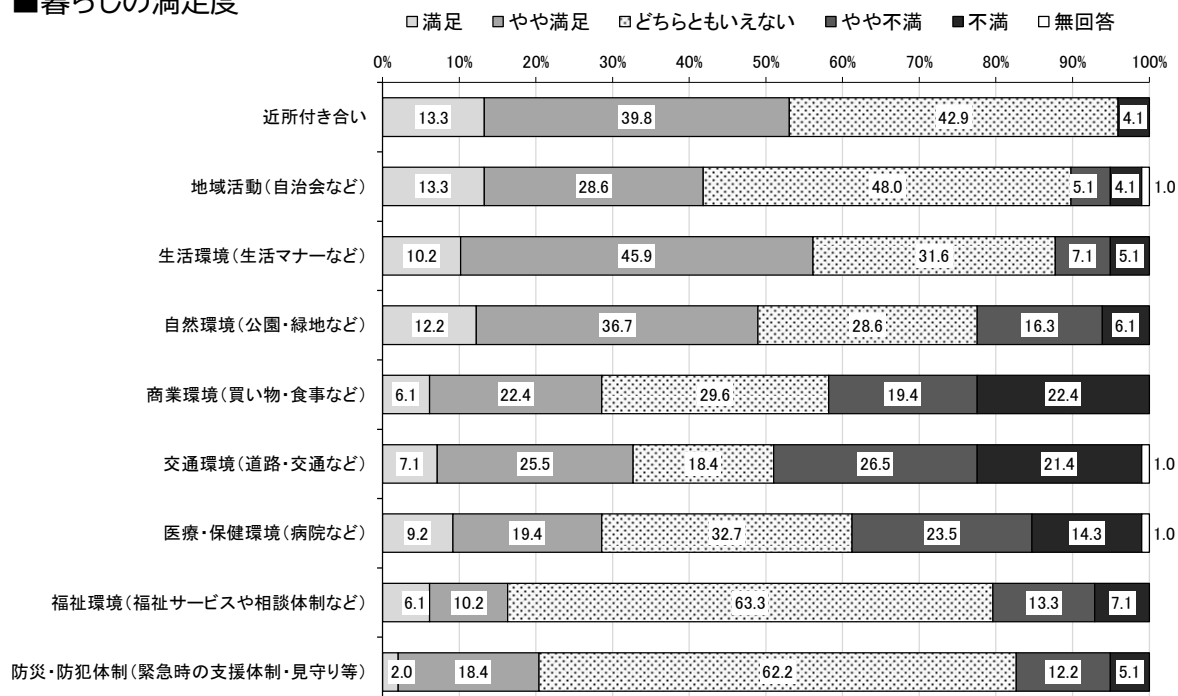


■人口の推移

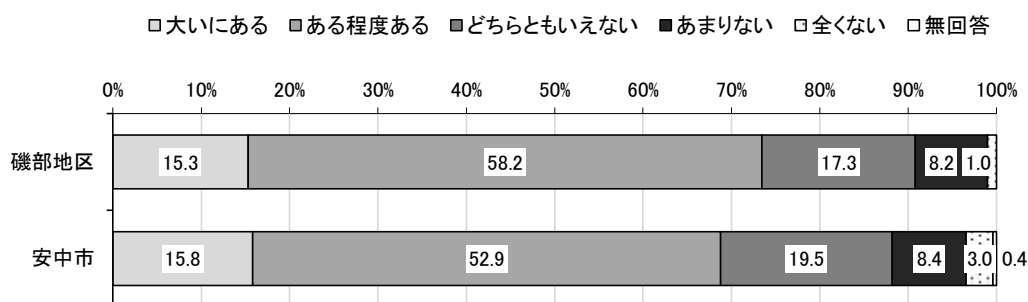


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

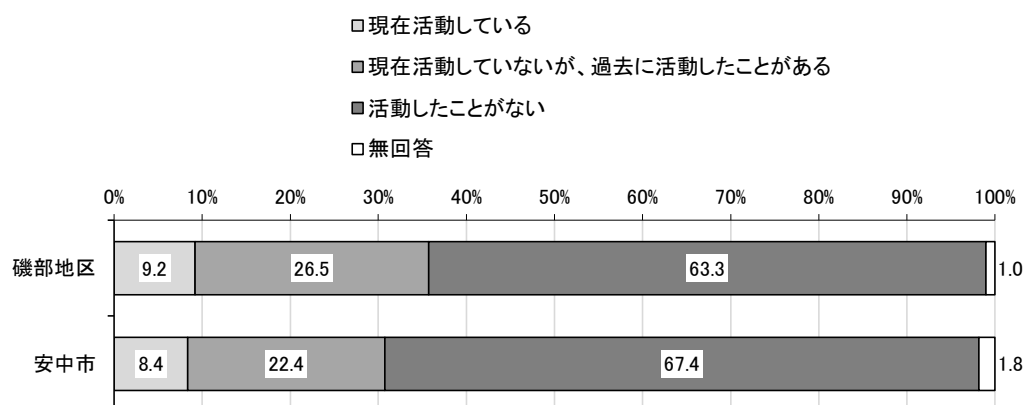
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○参加しやすいイベントの開催をする ○地域での連携を図る活動を推進する ○月1回、他の自治体とのコミュニケーションを図る
高齢者	○免許返納者に対する移動手段の環境の整備をする ○タクシー券を一律75歳以上ではなく、移動手段のない人にも配布をする
防災	○自治会役員と民生委員のつながりを強化する ○要避難行動支援者名簿を市社協も共有する
生活環境	○行政に空き家の家主を調べて対応してもらう ○乗り合いタクシーの予約をアプリでできるように、小さな規模の説明会を実施してほしい
こども	○不登校の増加を学校だけに任せない、フリースクールを誘致して連携を強化する ○転入者が増えるような施策や医療機関を整える
その他	○道路を整備などして利用しやすいようにする ○市が主体的に都市開発を策定し進める ○駅前の再開発計画を市が立てる ○緊急連絡先を自治会長、役員に共有しておく

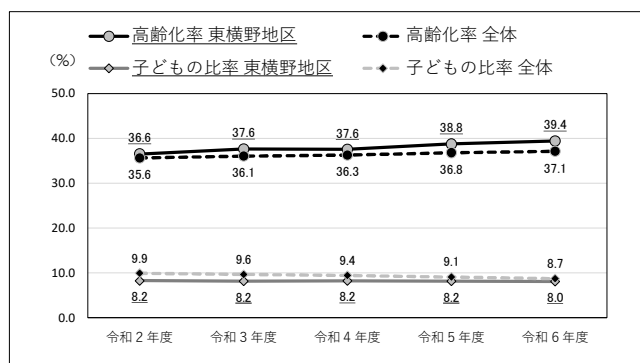
(4)東横野地区

①地区の概要

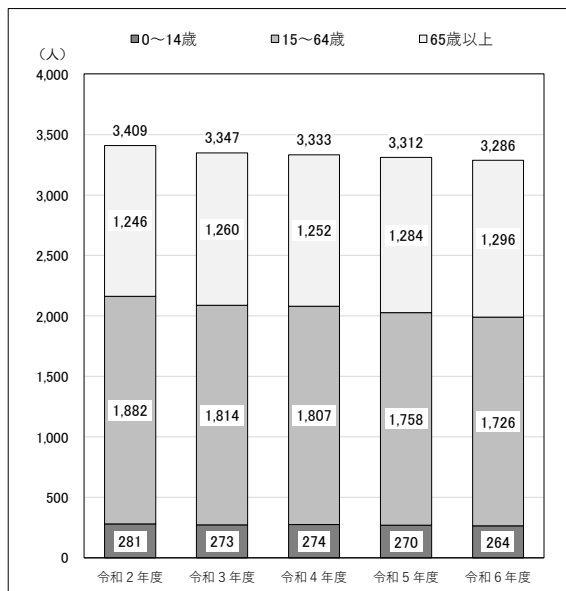
■位置



■高齢化率とこども(15歳未満)の比率の推移

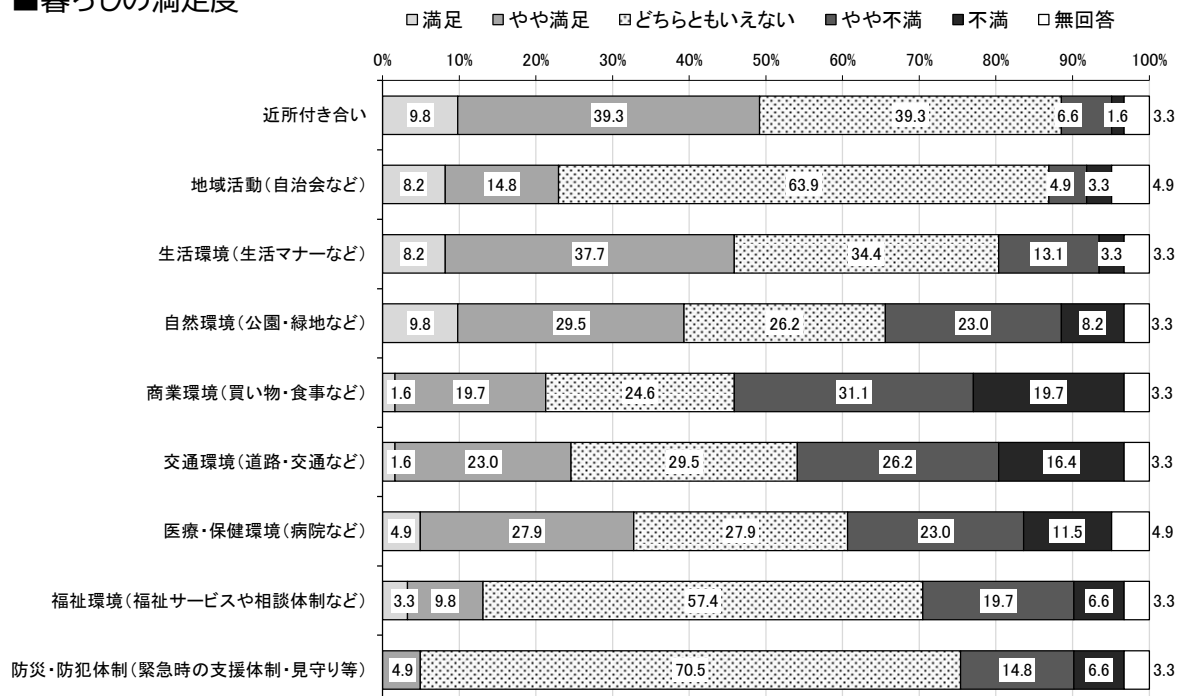


■人口の推移

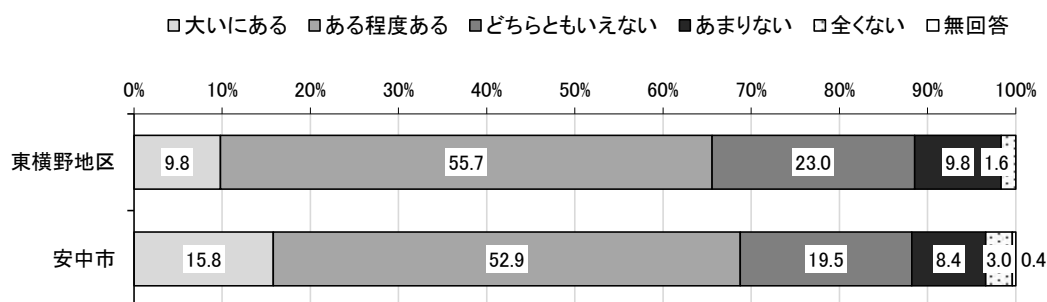


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

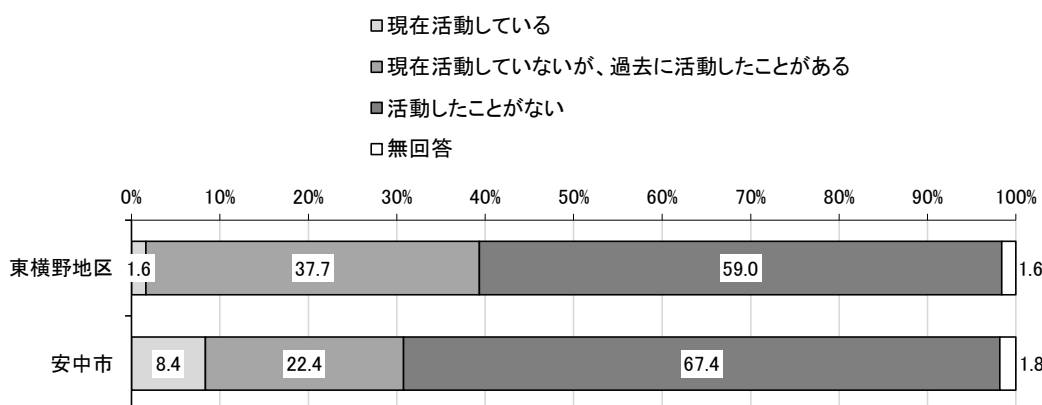
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○配布物は、車でなく見守りをしながら、歩いて配布する ○地域の人が気軽に相談できる体制を構築する ○コロナ禍などで途絶えてしまった行事を復活させる
高齢者	○地域で見守り隊を結成して地区の75歳以上の家、高齢者の把握をする ○連絡先や名前を書いた名札を、徘徊のリスクがある高齢者のカバンに入れておく
防災	○区長、班長を中心に災害ネットワークづくりをする ○地区によって防災会がまちまちなので、地区の防災会についての確認をする
生活環境	○巡回交通の充実やバスの本数を増やす ○移動販売車の活用やAIタクシーを広範囲で活用する ○無人畑の太陽光発電設置や荒廃への対応を業者に依頼する
その他	○光熱費が高騰しているため、国や市からの補助がほしい

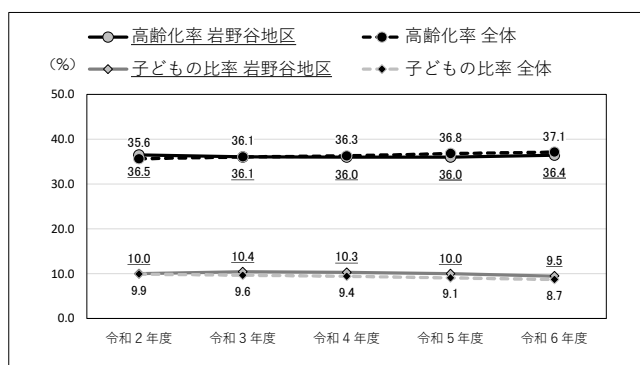
(5)岩野谷地区

①地区の概要

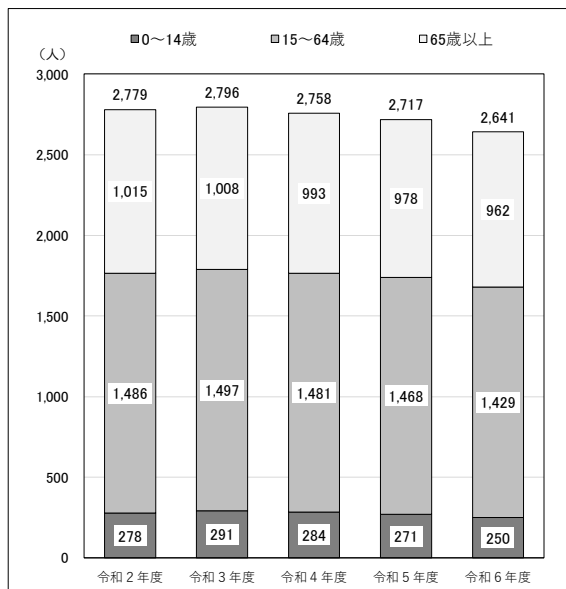
■位置



■高齢化率とこども(15歳未満)の比率の推移

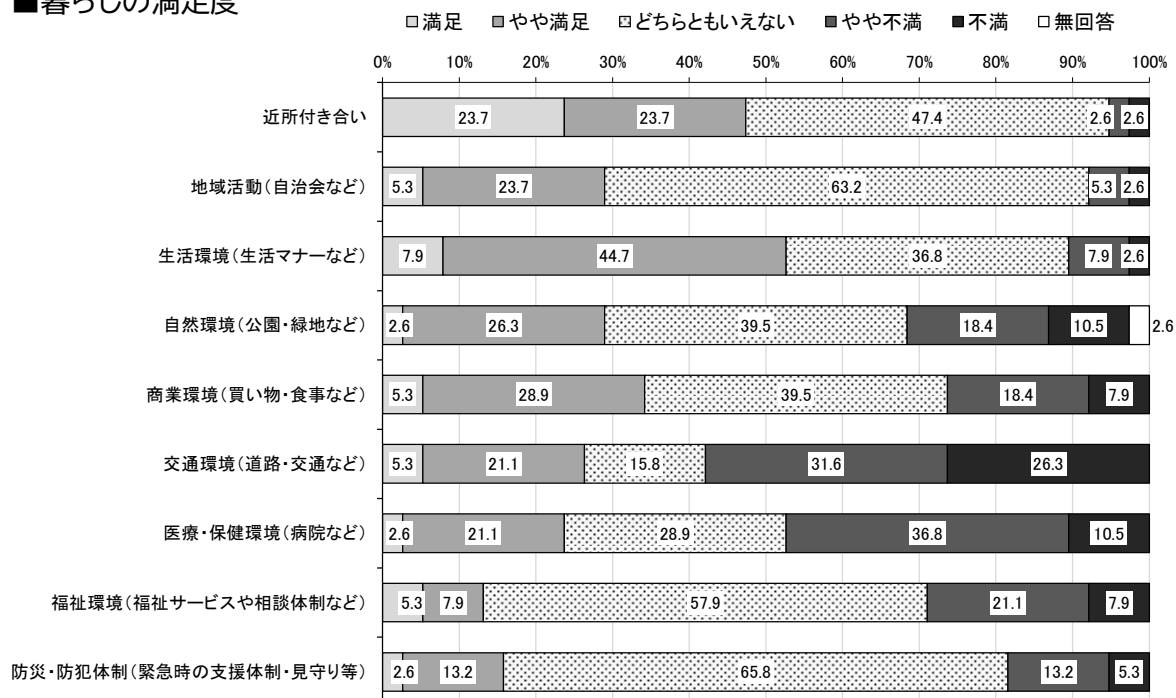


■人口の推移

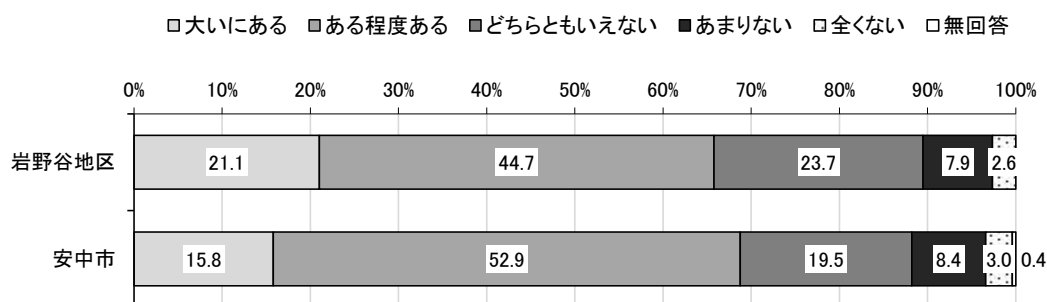


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

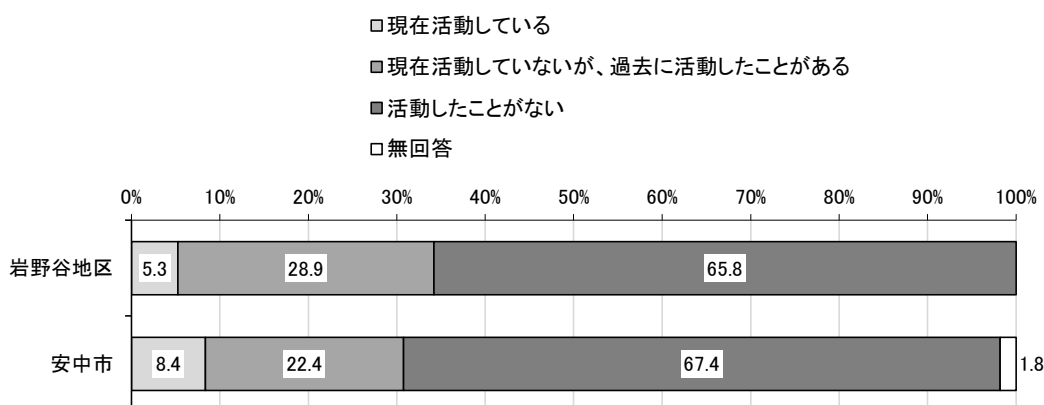
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○あいさつから始めて雑談してみる ○パトロールの実施や見守りをする ○地域の人同士の声掛けを行う
高齢者	○公営の介護施設等の増設を検討してほしい ○地域の連絡網の作成をする ○足腰を鍛えて、自立を心掛ける
防災	○ひとり暮らし高齢者の日頃の見守りを心掛ける
生活環境	○AIタクシーを活用する ○移動販売車の事業を拡大する ○空き家の処理の方向性を行政が示す
こども	○育成会を充実させる ○学校、警察、保護者、保護者の仲間、老人会、ボランティア組織の協力を依頼する
その他	○広報などは月1回程度に集約する

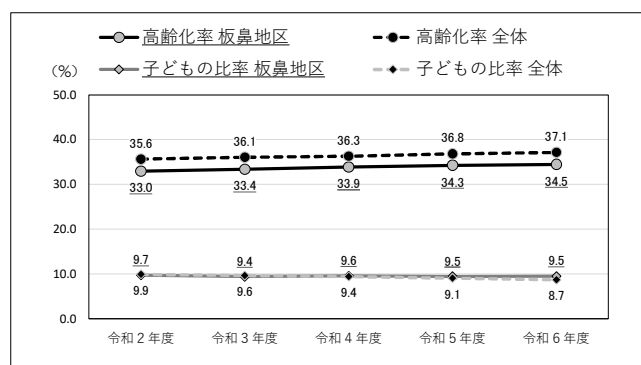
(6)板鼻地区

①地区の概要

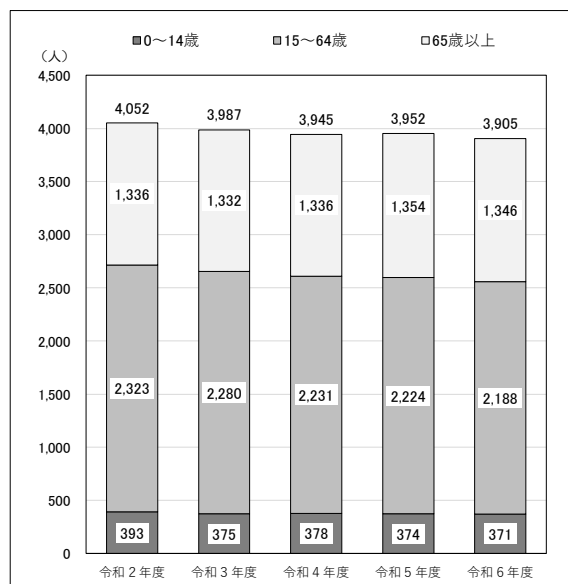
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

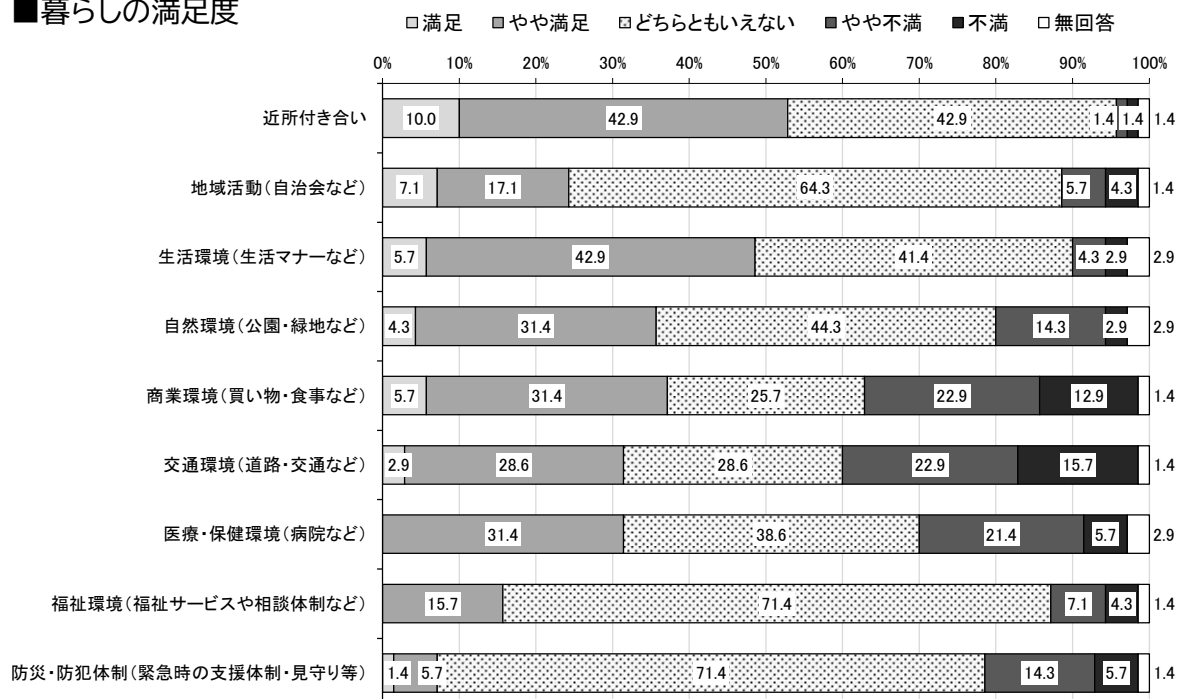


■人口の推移

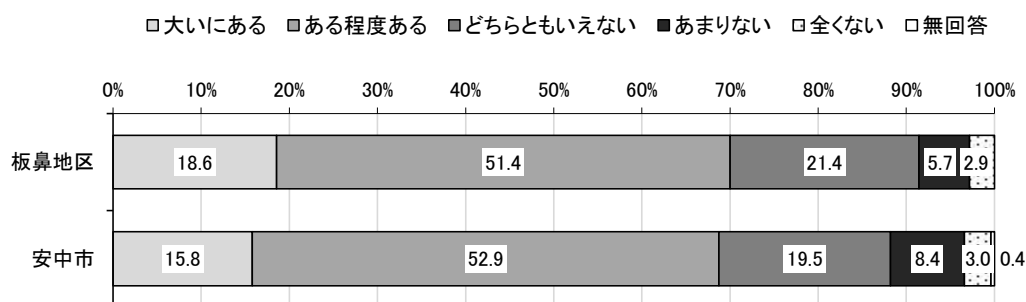


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

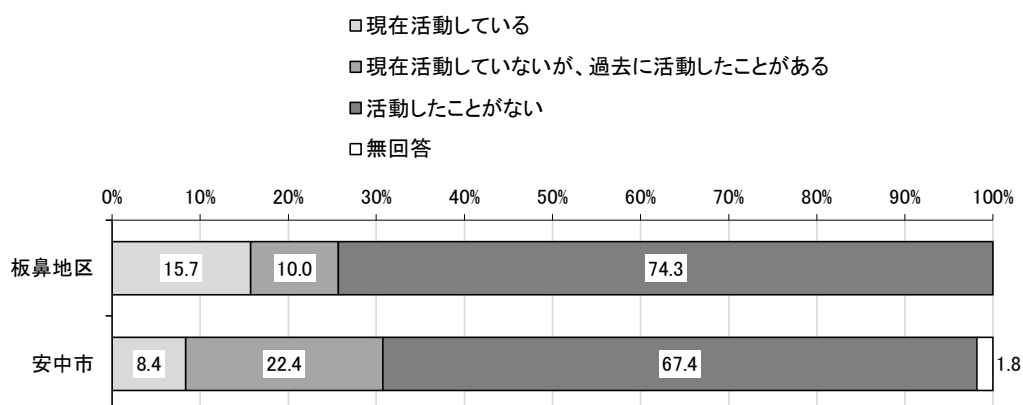
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○地域活動に積極的に参加する ○担当による家族カードを作成する ○違和感に気づけるよう意識をする等、情報共有を行う
高齢者	○デマンド交通の拡張をする ○普段から気に掛ける ○歩ける距離での集会所をつくる
防災	○防災情報のシステムを強化する ○特殊詐欺等の警戒、防犯、情報共有を地域で行う ○近隣との関係を良好に保ち、互いに守り合う
生活環境	○行政と空き家対策部署との情報を共有する ○循環バスを増やしてほしい ○危険な場所は整備をする
こども	○親に道路に出てもらい見守り活動をしてもらう
その他	○制度をよく知らない人が多いので、相談できる先や制度内容を周知する ○変な電話が来たら、切ってもいいことをお年寄りに伝えていく ○録音機能の電話設置を案内する

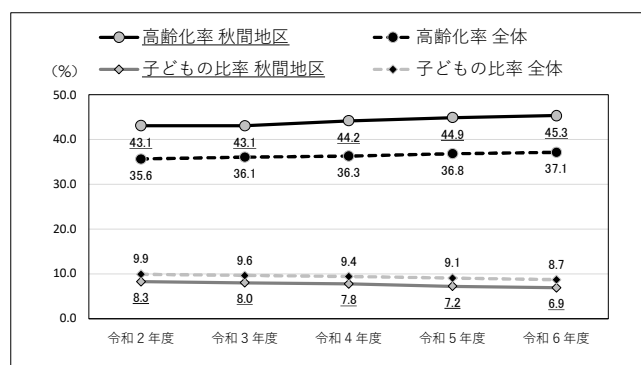
(7)秋間地区

①地区の概要

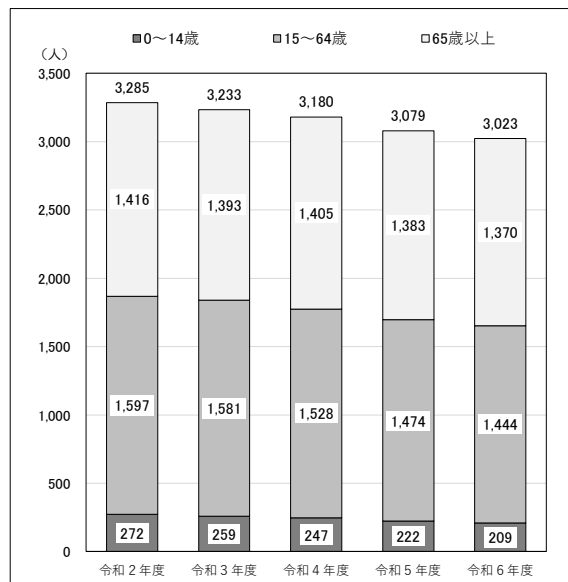
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

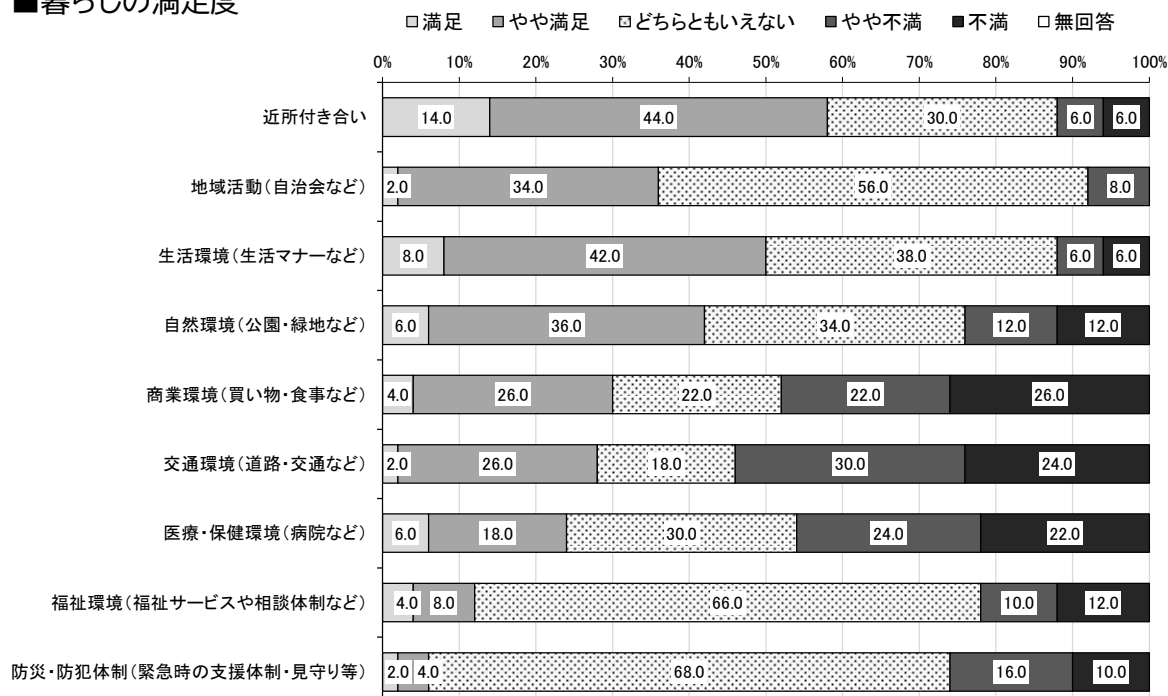


■人口の推移

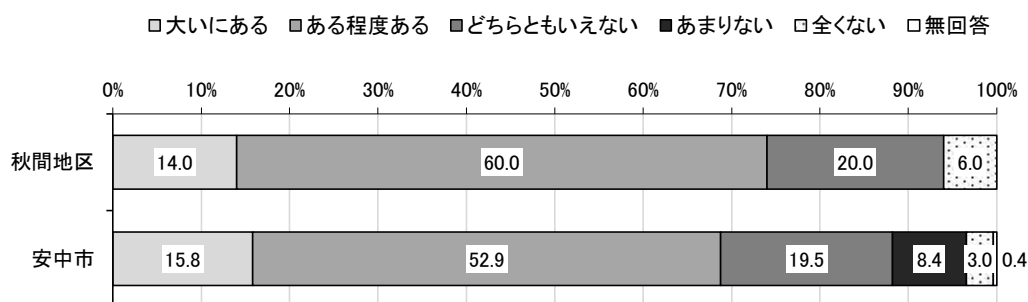


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

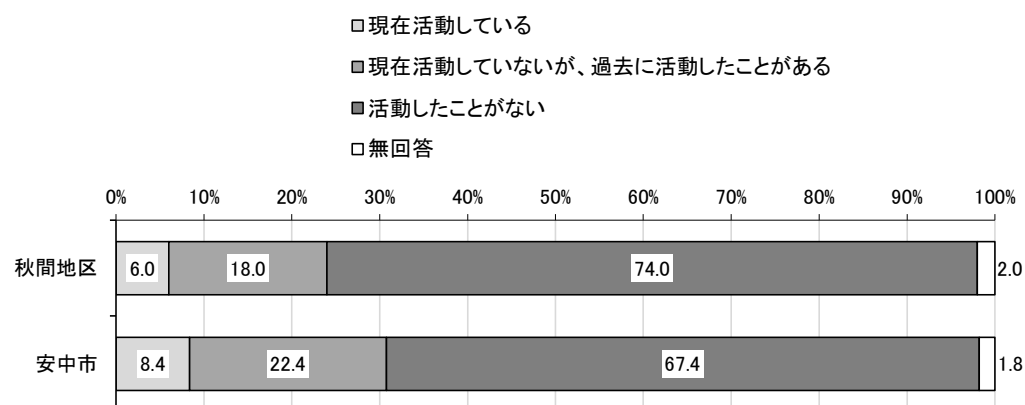
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○行事(老人会、どんど焼き)を復活させてコミュニケーションをとる ○地域全体で見守りをする ○配布物を手渡ししながらコミュニケーションをとる ○近所づきあいが大切である
高齢者	○タクシー券の補助額を増額してほしい ○デマンド等、交通手段を増やす ○高齢者の集う場所の仕組みづくり・見守りをする
防災	○河川を工事する
生活環境	○有害鳥獣が増加しているので、猟友会に頼んで駆除してもらう ○買い物の支援や移動販売を検討する ○高齢者のサロンをつくる
こども	○地区の魅力づくりを行う ○子育てしやすい環境・制度を整える ○こども向けのイベントの拡大を検討する
その他	○ゲートキーパーの講義を小・中学校の児童生徒と保護者に開催する

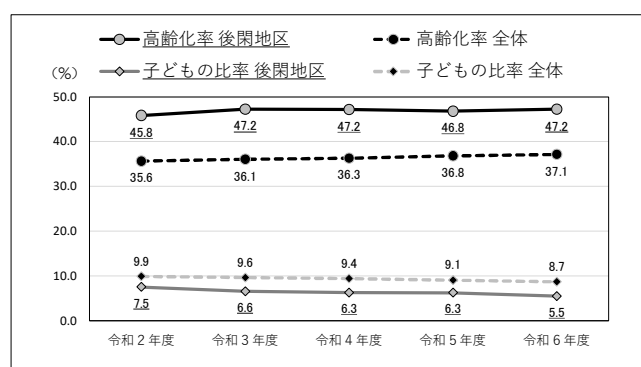
(8)後閑地区

①地区の概要

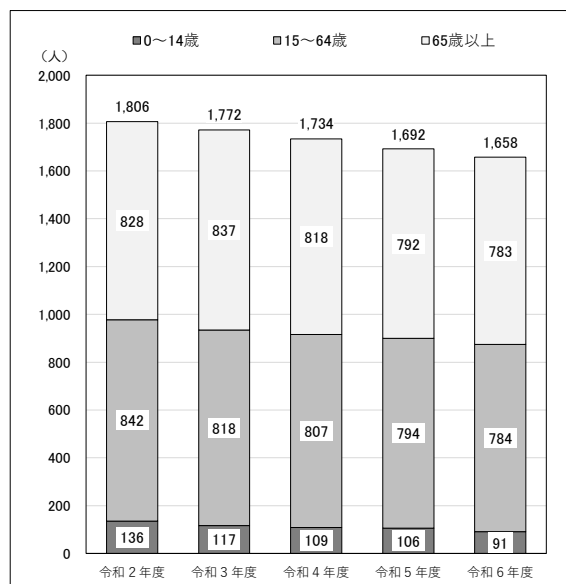
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

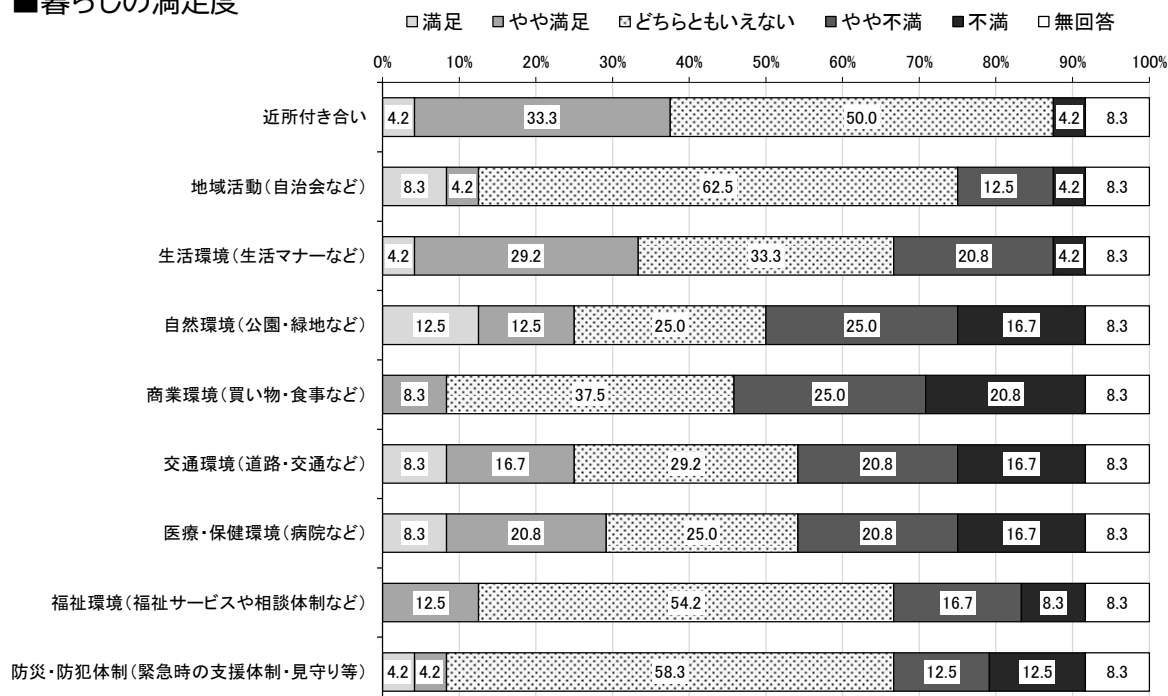


■人口の推移

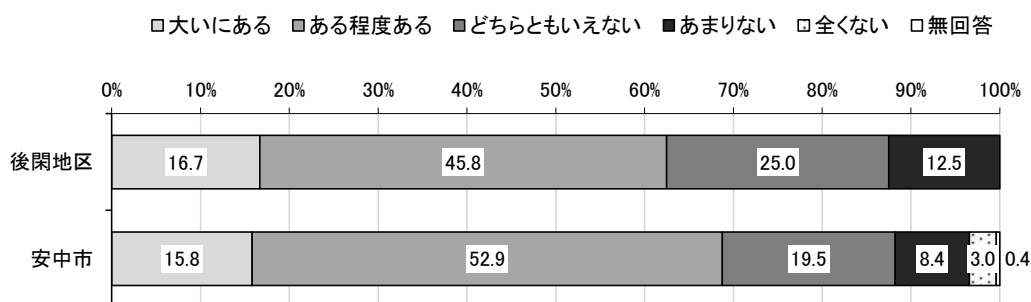


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

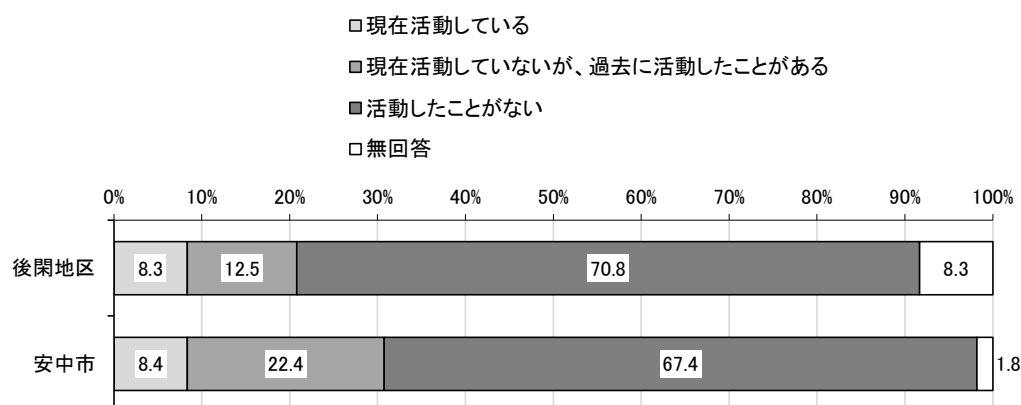
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○家を長期に空けるときは、隣家の人に一言伝えてもらえるといい ○区長、班長が地区を把握する ○回覧板は手渡しにする ○地区でSNSのグループをつくり、つながれるといい
高齢者	○乗り合いタクシーを拡充する ○近所の人が見守りや声掛けをする ○自治会長、区長が中心に見回りする ○交流の場を設ける
生活環境	○空き家の所有者に管理等の連絡をする ○無料タクシー、乗り合いタクシーを配置する ○自治会で年2～3回草刈りをする
子ども	○転入者や若い人を集める ○企業を誘致することで働き場をつくり若者の流出を防ぐ
その他	○現自治会長、区長が人材を育てる

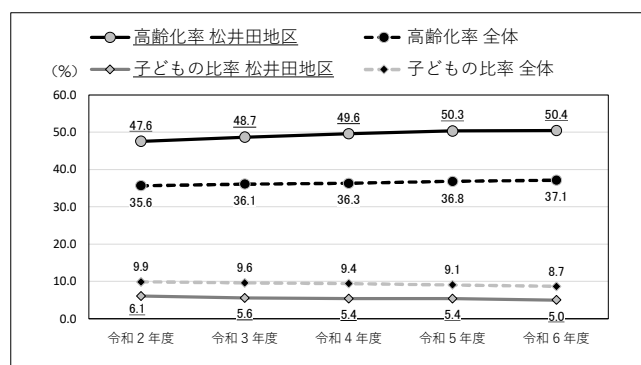
(9)松井田地区

①地区の概要

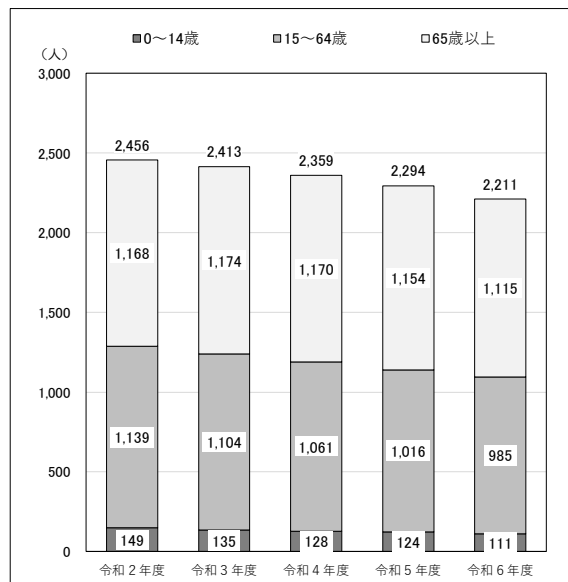
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

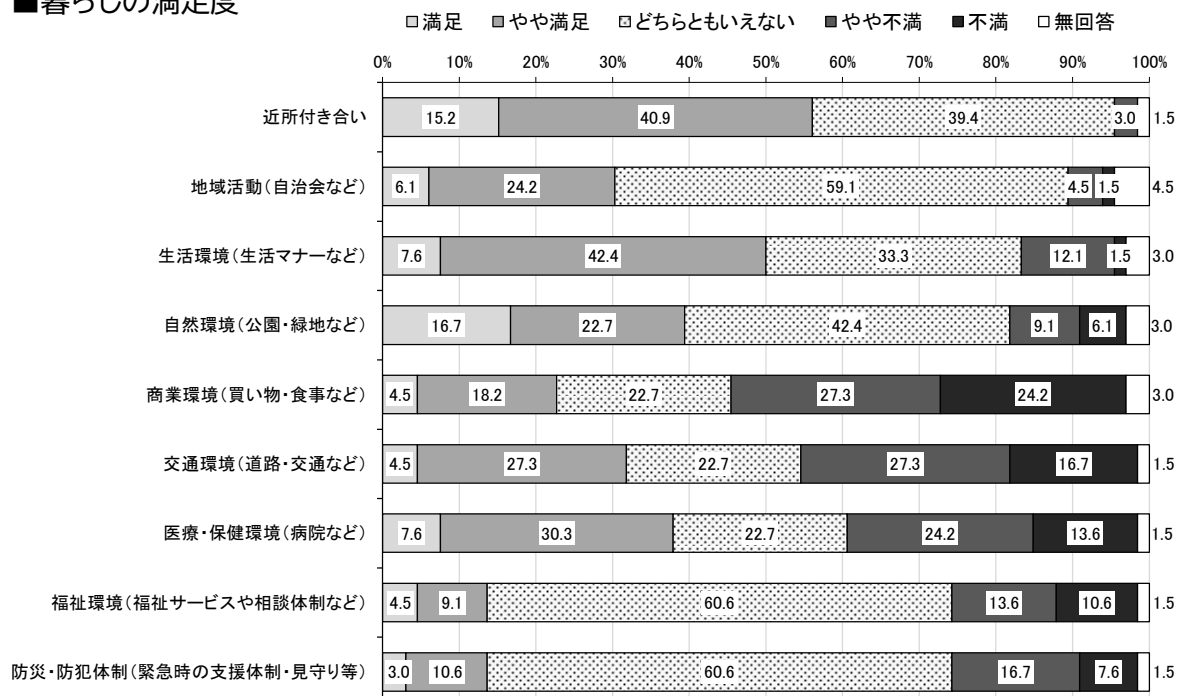


■人口の推移

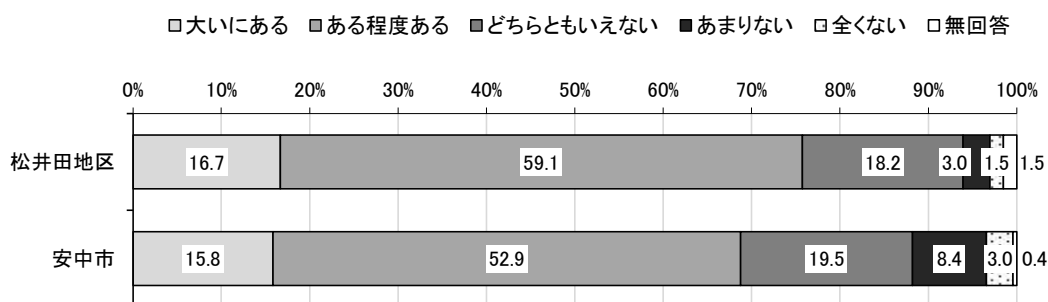


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

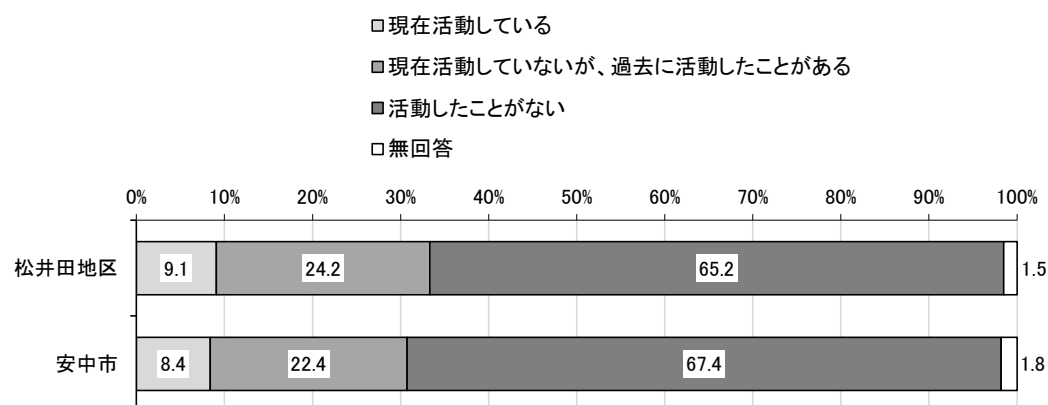
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



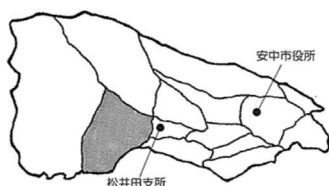
③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○老人会を区の組織にすることで、区の人全員会員となるようにする ○話し相手の訪問係を決める ○イベント(山車)等を再開してほしい
高齢者	○認知症に理解のある人を増やす ○見回り活動など地域の人たちが協力して見守っていく ○後継者の育成をしていく
生活環境	○有害鳥獣が増加しているため猟友会(殺処分)に入ってもらう ○荒れ地を作らないようにする ○AI新交通が高齢者に浸透していないため、スマホ等の使用方法の説明会をしてほしい

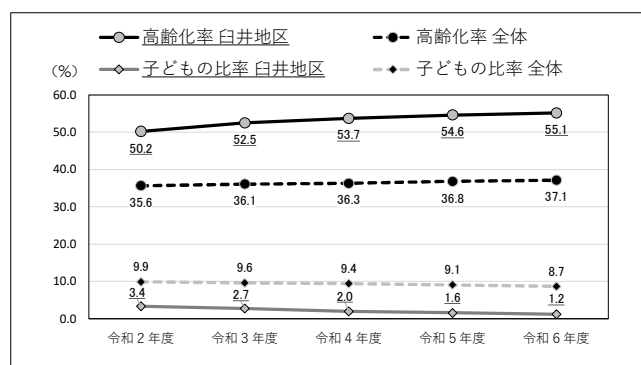
(10) 臼井地区

①地区の概要

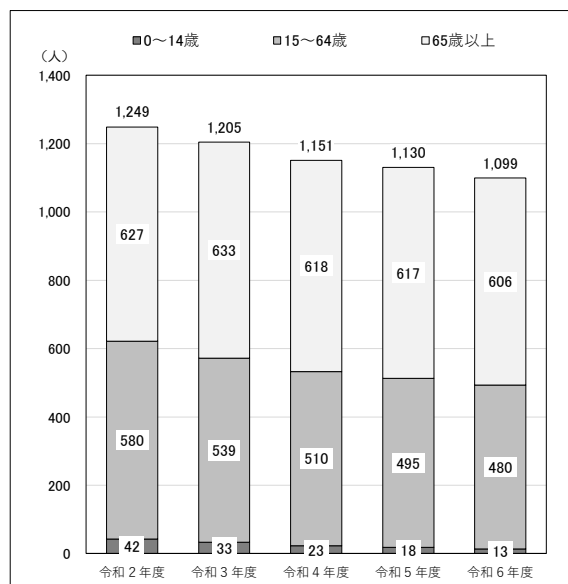
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

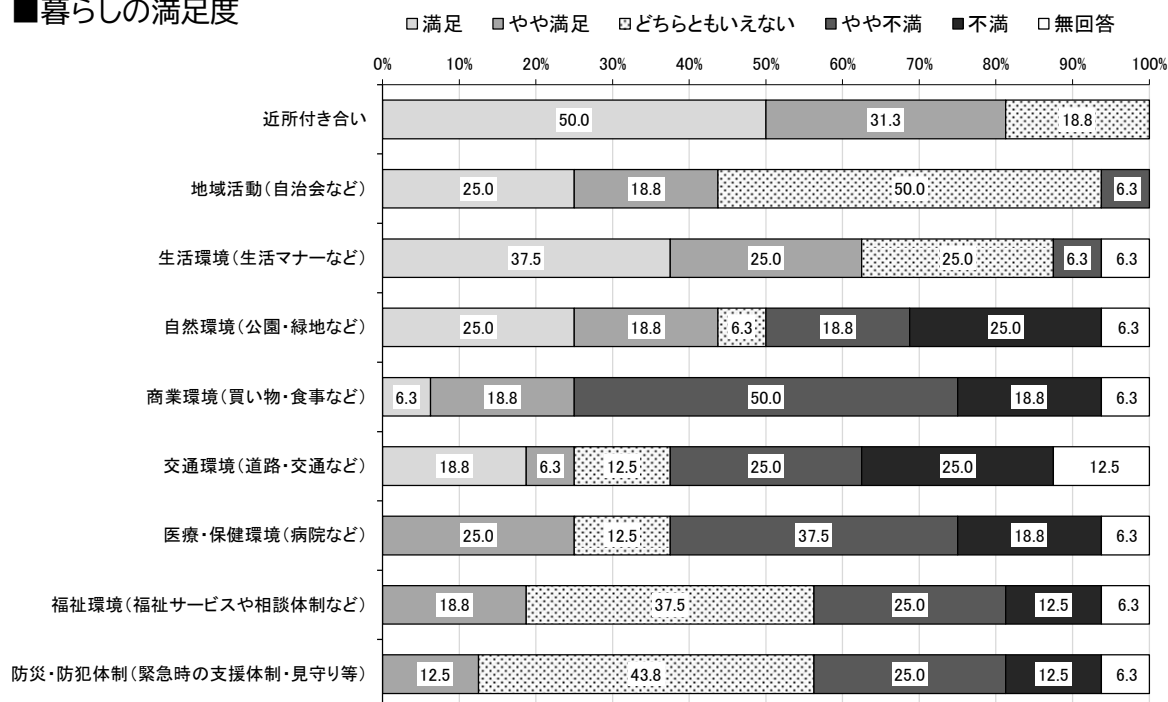


■人口の推移

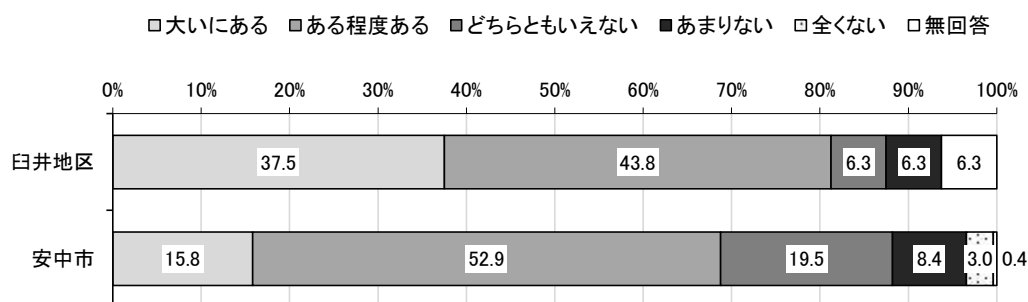


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

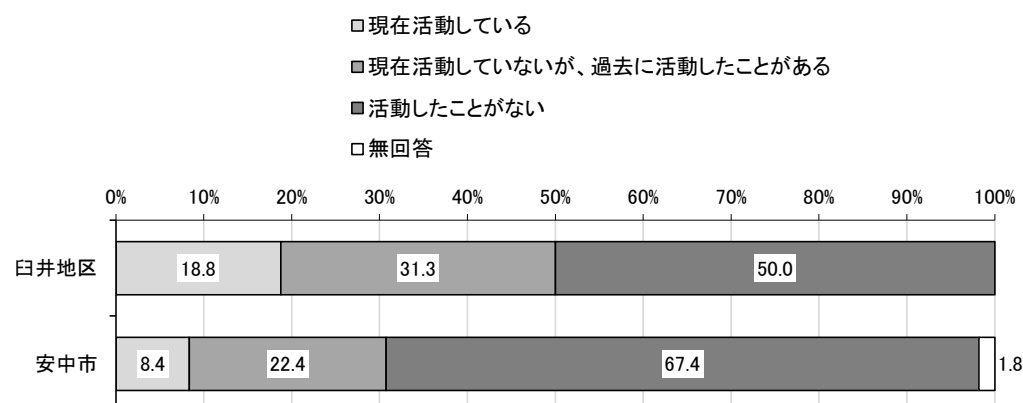
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



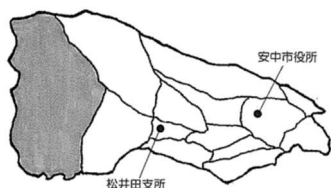
③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○回覧板を活用し、情報を共有する ○近所づきあいを増やし、おすそ分け文化の継承をしていく ○人口増加への工夫や定住者の確保をする ○隣との声掛け、会話をする
高齢者	○公共交通を充実させる ○移動販売車に細かく来てもらう ○空き家や公民館を利用して集まりをもつ ○高齢者の積極的な集会の場をつくる
防災	○防犯灯、防犯カメラをつける
生活環境	○有害鳥獣が増加しているため、行政と猟友会で対応してほしい ○スポーツイベントや生涯学習活動の集まりを地区で主催する ○ゴミ出しのお手伝いを地域で担う仕組みをつくる
その他	○車で生活している移住者がいるため、社協のフードバンクの周知や、行政の生活困窮者の相談窓口を案内する

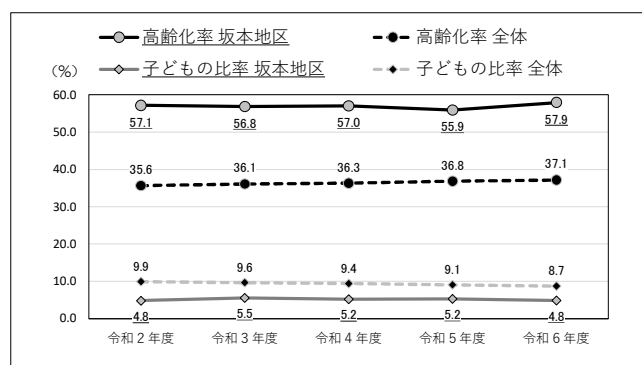
(11)坂本地区

①地区の概要

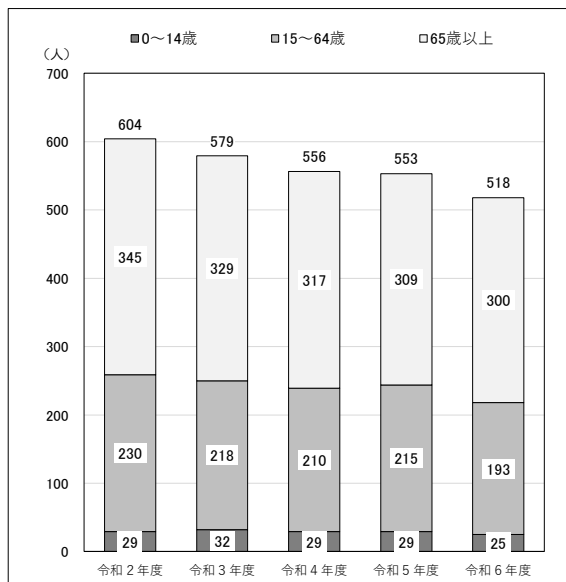
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

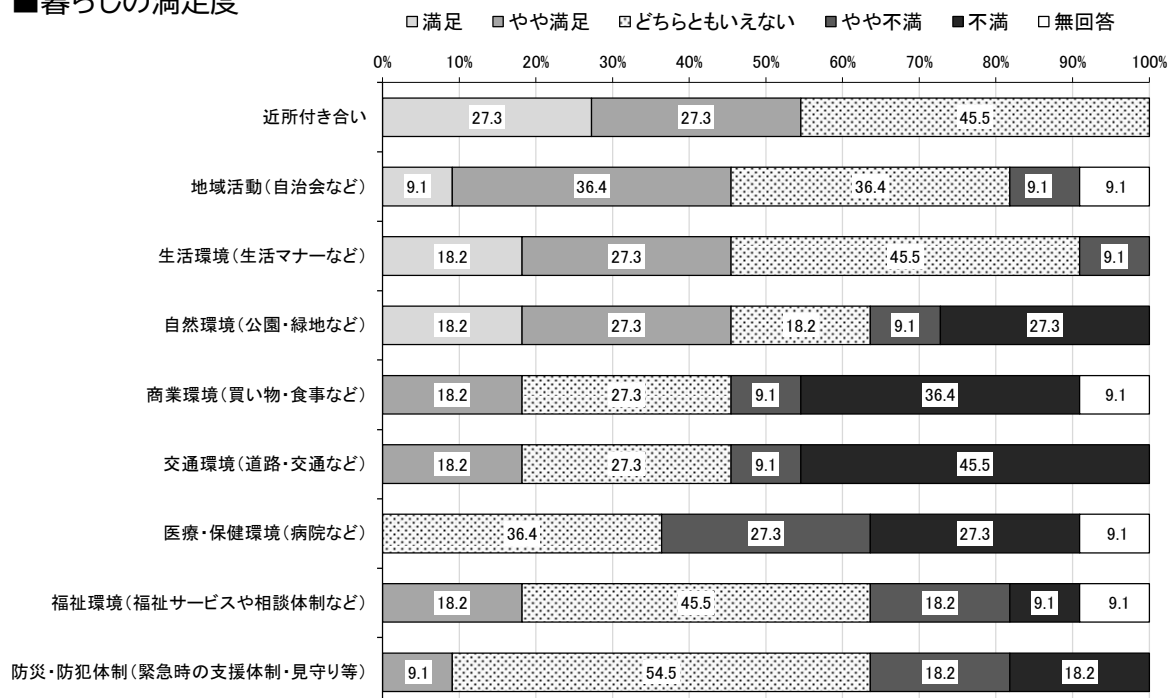


■人口の推移

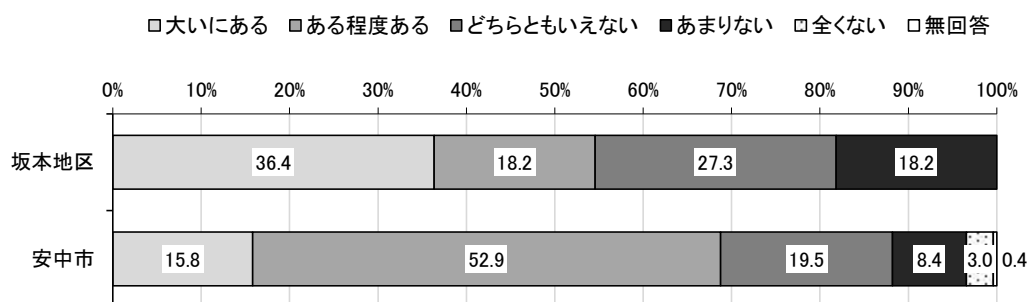


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

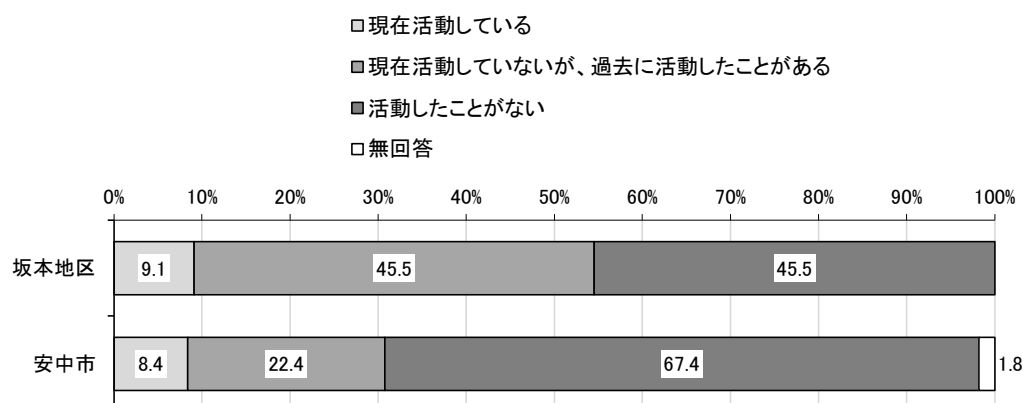
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○地域行事の人手が足りないので、若い人に声を掛け、参加してもらう ○新年会や神社の掃除を開催する ○サロンの活動を活性化し、お茶を飲む機会を増やしていく
高齢者	○AIタクシーの説明会を、昼は高齢者、夜は働いている人と分けて行う ○今ある社会資源を認知させ活用する(AI交通、移動販売等) ○緊急通報装置の周知・設置を検討する
防災	○防犯灯の数の見直しを行う ○行政関係部署の連携を強化し、防災行政無線の活用を促進する
生活環境	○広域ではなく、最寄り駅までなど乗り場までの足を確保する ○空いている土地を有効利用し、地域のよさをアピールし企業誘致を促進する ○AIタクシーの操作を簡易にし、高齢者にもわかりやすいデマンド交通サービスを提供する
その他	○消防団や警察の夜間巡回、見回りの依頼をする

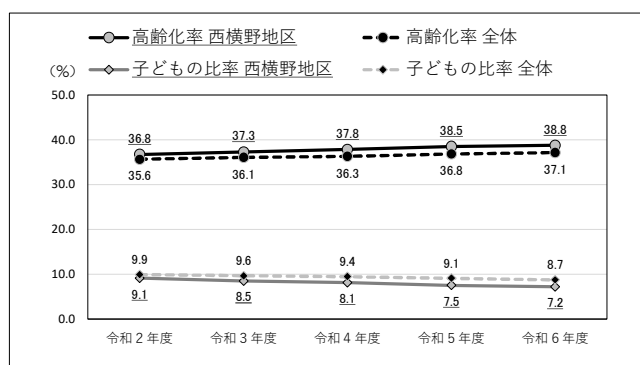
(12)西横野地区

①地区の概要

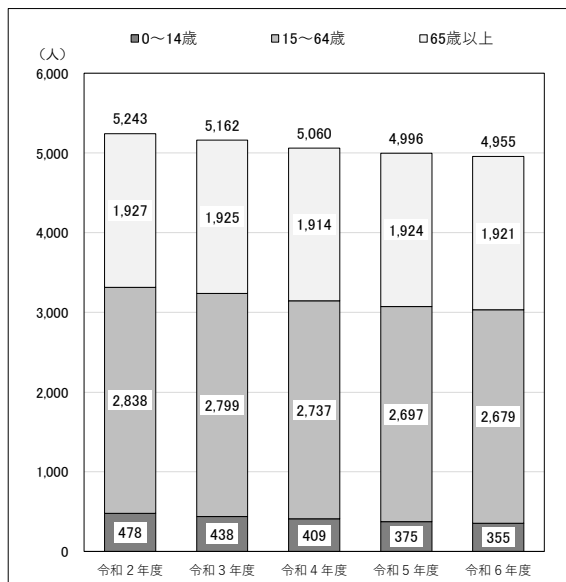
■位置



■高齢化率とこども(15歳未満)の比率の推移

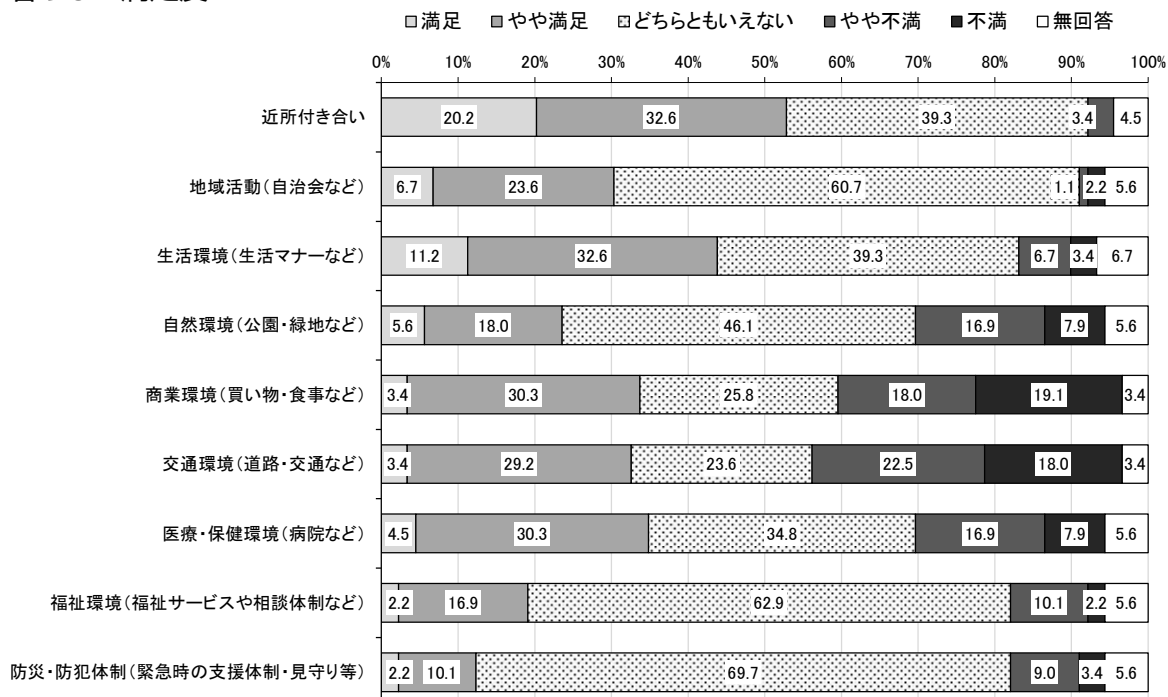


■人口の推移

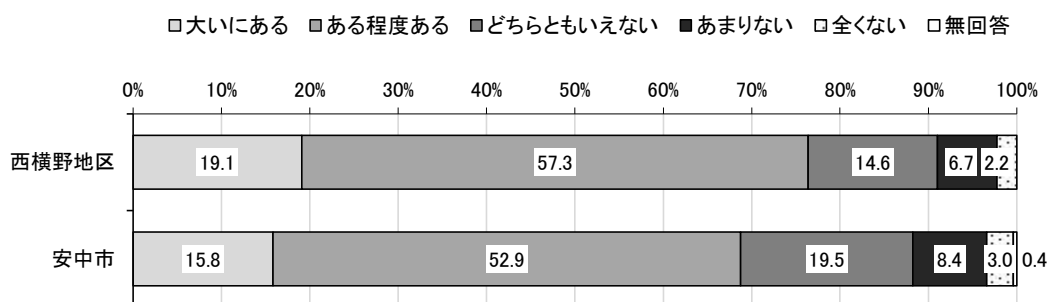


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

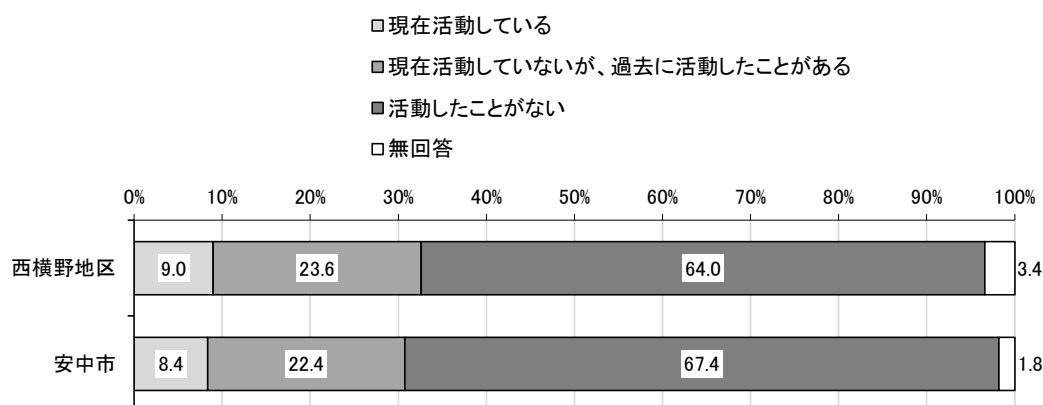
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○あいさつ運動や声掛けを強化する ○民生委員に相談する ○イベント、地域の祭りなどへの参加依頼の声掛けを行う ○散歩しながら、ひとり暮らしの家を見回る
高齢者	○AIタクシーの実証実験を開始し、利用方法の説明会をする ○孫世代にAIタクシーを使ってもらい慣れってもらう ○移動販売の運行ルートの改善をしてほしい
防災	○防犯ランナーを増やす ○警察巡回を強化する
生活環境	○草木の管理を土地の所有者に適正に管理してもらう ○行政のパトロールやランニングパトロールを実施する ○空き家バンクの活用や、市が空き家、廃校を活用する
こども	○企業の誘致を行う ○ITを活用した見守りや緊急連絡の仕組みをつくる
その他	○病院に通院するための専用バスの運行をしてほしい ○見やすく読みやすい広報紙を作成する ○処分場の自由化の検討をしてほしい

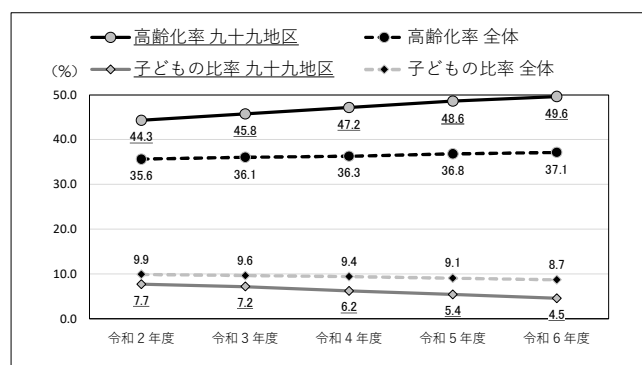
(13)九十九地区

①地区の概要

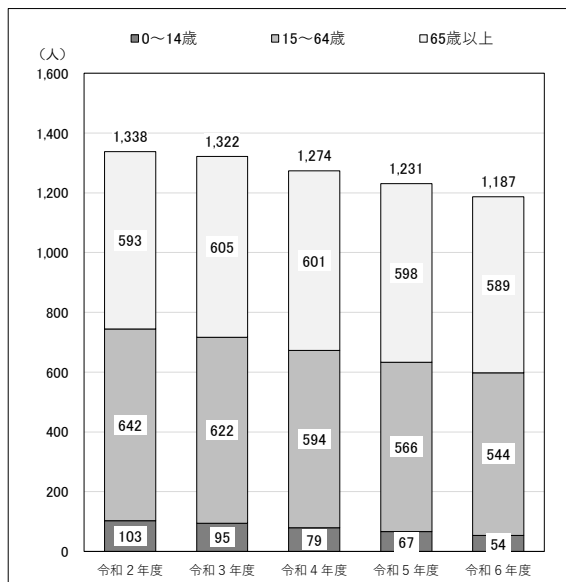
■位置



■高齢化率と子ども(15歳未満)の比率の推移

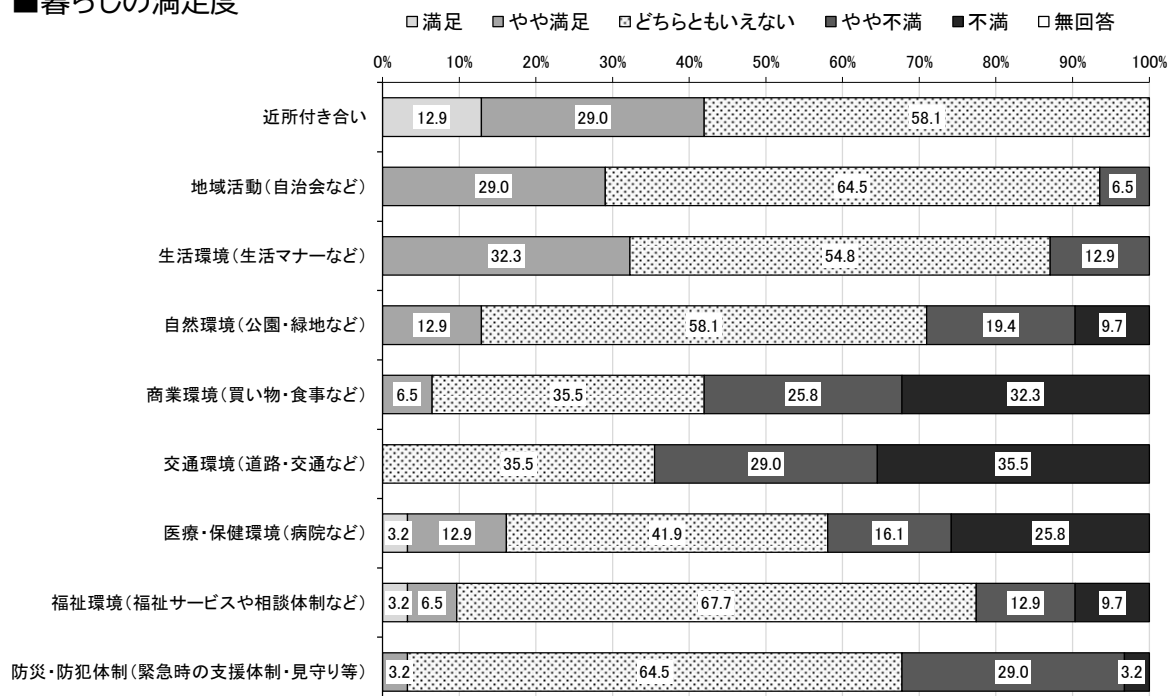


■人口の推移

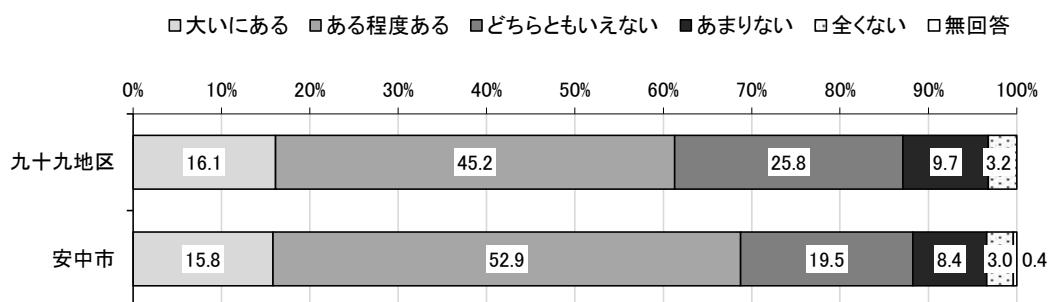


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

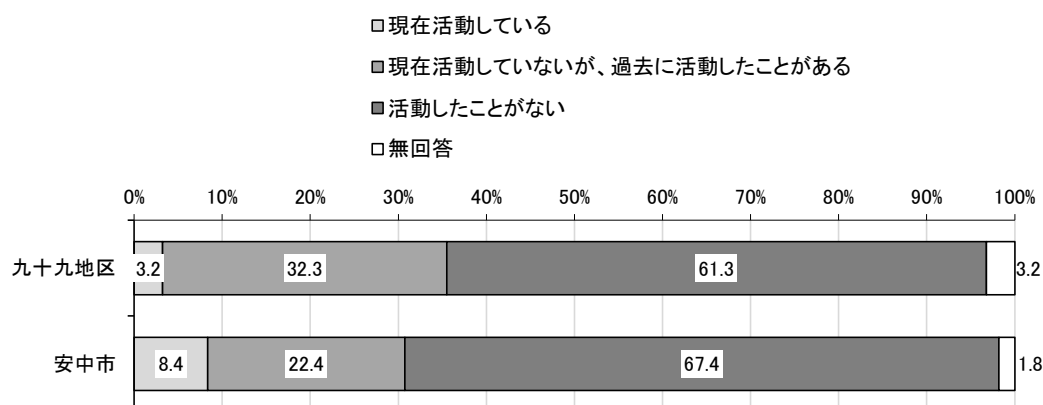
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



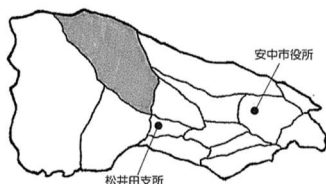
③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○組の住民名簿を作る ○地区、班長さんの声掛けを行う ○空き家への移住の誘致策を検討する
高齢者	○生きがいをもってもらう ○日常的な心掛けを大事にする ○定期健診のさらなるPRをする ○コミュニティバスを運行する
生活環境	○福祉タクシーやバスを整備する ○AIタクシーを活用する ○広範囲にわたる生活物資等の移動販売車による支援を検討する ○有害鳥獣の増加のため、狩猟免許取得の補助体制の整備をする ○企業誘致、工業団地の誘致をしてほしい ○簡単な操作で移動や暮らしをサポートできる安中市専用アプリ搭載タブレットを配布してほしい
その他	○年齢により情報の共有方法に違いがあるため、発信手段を多様化する ○もっと身近に相談できるところをつくる ○行政と社協の統一性、一貫してほしい

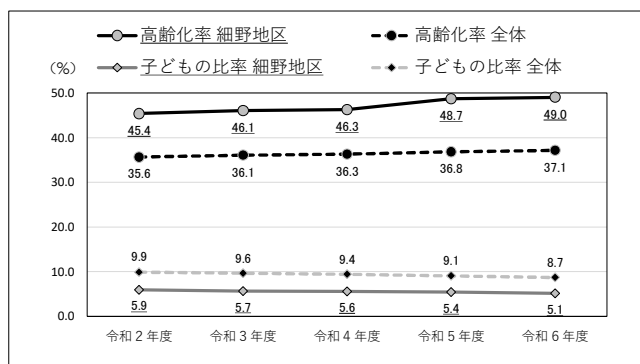
(14)細野地区

①地区の概要

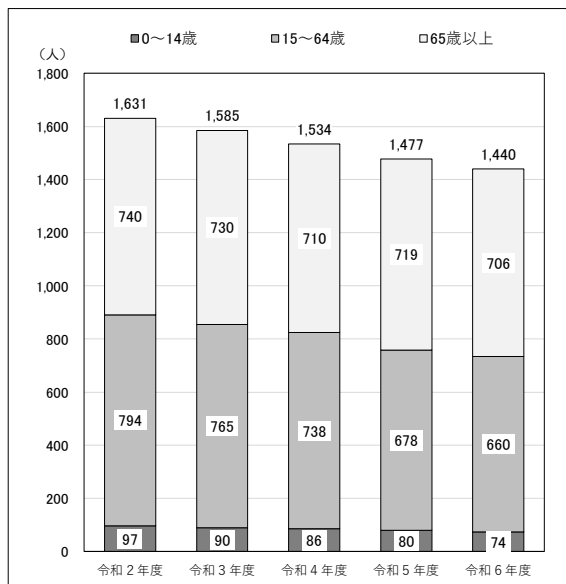
■位置



■高齢化率とこども(15歳未満)の比率の推移

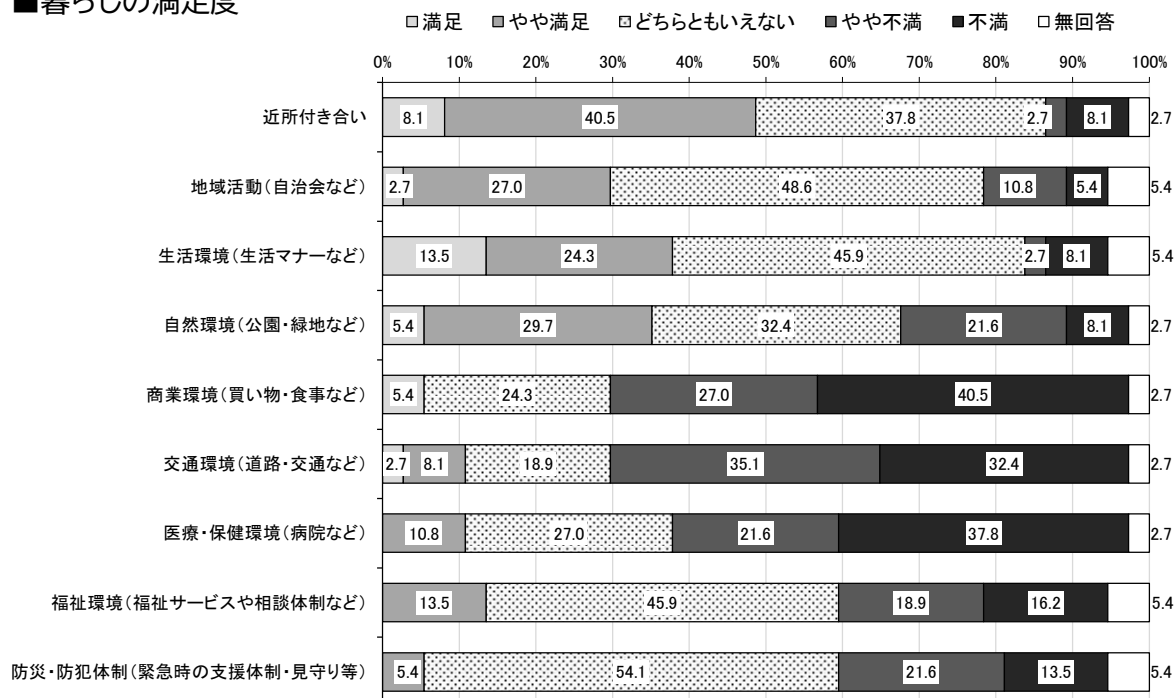


■人口の推移

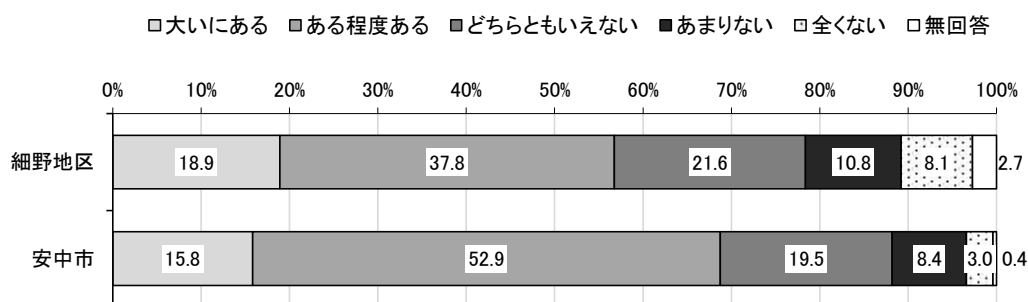


②アンケート調査の結果(一部抜粋)

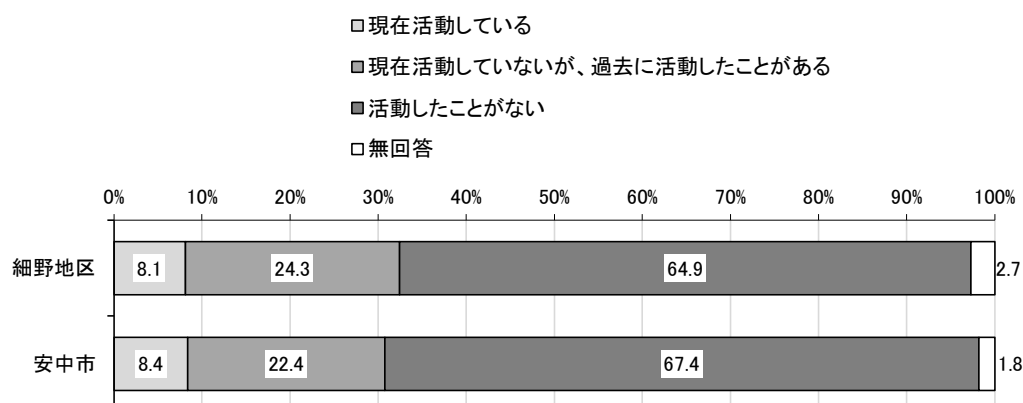
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア(一部抜粋)

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○地区集会所で伝統料理教室の開催や伝統芸能等を活用したイベントを開催する ○外に椅子を出して畑仕事の合間に一緒に休憩する ○ちょっと通りかかったときにあいさつをし合う ○花の様子について話したり、収穫した野菜の物々交換などをする
高齢者	○市老連から課題と対策をいただく ○声掛け等を行い、隣近所で助け合う ○タクシー券の増額を検討してほしい
防災	○防犯カメラを付ける ○警察や青パト、ランニングパトロールなどの見回りを増やす ○散歩がてらに町内を見守る人がいるといい
生活環境	○補助金の支給が必要なので検討してほしい ○地域での除草作業を定期的に行う ○空き地を公園として整備し、地域の交流の場とする
こども	○地元の就職場所を増やす
その他	○寄合に温泉施設を活用することで、施設利用や地域のつながりが促進される ○地区のお祭りを各地区協力のもと合同で開催する(芸能大会のようなコンセプトで行うのもおもしろいと思う) ○イベント等があると宿泊してくれる人がいるのではないかな

6 第3次計画の総括

各事業の総合的な推進を図るために、主要な項目に目標値を設定しています。

今回実施したアンケート調査の結果と、第3次計画で設定した項目の目標値を比較すると目標の達成は厳しい状況にあります。

なお、それぞれの項目における総括は以下のとおりです。

■基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり

○地域課題を解決する仕組みづくり

○地域福祉を担う人材づくり

令和6年度に実施した市民アンケートでは、「福祉に関心がある人」の割合が第3次計画時（令和元年度）より3.2ポイント上昇するなど、福祉に対する市民の意識が高まっていることがわかります。一方で、「地域活動への参加率」や「関係機関の認知度」など、前回より低下した項目もあり、地域とのつながりや情報の浸透に課題が見られました。

こうした結果を踏まえ、今後は福祉への関心を地域活動の参加や支え合いの行動につなげるとともに、地域福祉を担う人材の育成や情報発信の工夫を通じて、持続可能な地域づくりを進めていくことが求められます。

評価指標	第3次計画 現状値	令和7年度 目標値	令和6年度 調査結果	解説 (市民アンケート の回答状況)
福祉に関心がある人の割合	80.1%	85.0%	83.3%	「とても関心がある」と「ある程度関心がある」と回答した人の割合の合計値
区や子ども会、PTAなどの地域活動や公民館の活動に参加している人の割合	27.0%	40.0%	23.1%	「現在参加している」と回答した人の割合
ボランティア活動をしたいと思う人の割合	42.0%	50.0%	42.6%	「大いに活動したい」と「できれば活動したい」と回答した人の割合の合計値
福祉サービスの情報が入手できている人の割合	35.8%	40.0%	36.6%	「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」と回答した人の割合の合計値
民生委員・児童委員の認知度	78.3%	80.0%	60.2%	「よく知っている」と「ある程度知っている」と回答した人の割合の合計値
社会福祉協議会の認知度	59.4%	70.0%	47.6%	「よく知っている」と「ある程度知っている」と回答した人の割合の合計値

■基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

○安全で安心して暮らせる環境づくり

○市民の尊厳を守る体制づくり

令和6年度の市民アンケートでは、「地域に愛着がある人」の割合が第3次計画時より7.1ポイント上昇し、地域への親しみやつながりが強まっている様子がうかがえました。一方で、「地区の避難場所の認知度」は6.1ポイント低下し、防災に関する情報の周知に課題が見られました。

また、「安中市が暮らしやすいまちである」と感じる人の割合は1.4ポイントの微増にとどまり、市民の尊厳を守る体制や環境整備の面で、さらなる取組が求められます。今後は、地域への愛着を土台に、安全・安心な暮らしを支える情報提供や体制づくりを進め、誰もが尊重され、安心して暮らせる地域づくりを目指すことが重要です。

評価指標	第3次計画 現状値	令和7年度 目標値	令和6年度 調査結果	解説 (市民アンケートの 回答状況)
地区の避難場所の 認知度	82.2%	85.0%	76.1%	「知っている」と回答した 人の割合
地域に愛着がある人 の割合	61.6%	70.0%	68.7%	「大いにある」と「ある程 度ある」と回答した人の 割合の合計値
安中市がこどもや高 齢者、障がいのある 人などにとって暮ら しやすいまちである かの割合	35.5%	50.0%	36.9%	「暮らしやすいと思う」と 「まあまあ暮らしやすい と思う」と回答した人の 割合の合計値

7 第3次計画の推進状況

第3次安中市地域福祉計画(行政)・地域福祉活動計画(社会福祉協議会)に盛り込まれた取組に関する実施状況を、以下に示すA～Cの基準で評価した結果です。

多くの事業が「達成」または「概ね達成」と評価されており、特に行政では人材育成や体制づくりにおいて高い達成率が見られます。社会福祉協議会においても、地域福祉の担い手として着実な役割を果たしており、概ね達成の割合が高くなっています。

一方で、一部の事業では「不十分」と評価されるものもあり、地域課題の解決や安心して暮らせる環境づくりにおいて課題が残されています。

■基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり

取組	行政・ 社協	該当 事業数	実施状況					
			A. 達成		B. 概ね達成		C. 不十分	
1. 地域課題を解決する 仕組みづくり	行政	16	8	50.0%	7	43.8%	1	6.3%
	社協	17	3	17.6%	10	58.8%	4	23.5%
2. 地域福祉を担う 人材づくり	行政	5	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%
	社協	8	0	0.0%	8	100.0%	0	0.0%

■基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

取組	行政・ 社協	該当 事業数	実施状況					
			A. 達成		B. 概ね達成		C. 不十分	
3. 安全で安心して暮らせ る環境づくり	行政	11	2	18.2%	8	72.7%	1	9.1%
	社協	5	0	0.0%	3	60.0%	2	40.0%
4. 市民の尊厳を守る 体制づくり	行政	15	3	20.0%	12	80.0%	0	0.0%
	社協	11	0	0.0%	10	90.9%	1	9.1%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

支え合いと協働による やすらぎのある地域社会をめざして

本市では、最上位計画である「第3次安中市総合計画」において、「住んで良かった 豊かで魅力ある元気な 新しいあんなか ～さらに、光り輝くまちへ～」を将来像に掲げ、市民一人一人が主役となり、多様な主体とともに協働しながら、誰もが誇りと愛着を持てるまちづくりを進めています。

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、この将来像を福祉の視点から具体化するため、「支え合いと協働によるやすらぎのある地域社会の実現」を基本理念に掲げました。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、各種調査から把握した課題をもとに、地域福祉計画・地域福祉活動計画ともに、以下の基本目標を設定します。

【基本目標1】 みんながお互いに支え合う地域づくり

- 施策の方向性1 地域課題を解決する仕組みづくり
- 施策の方向性2 地域福祉を担う人材づくり

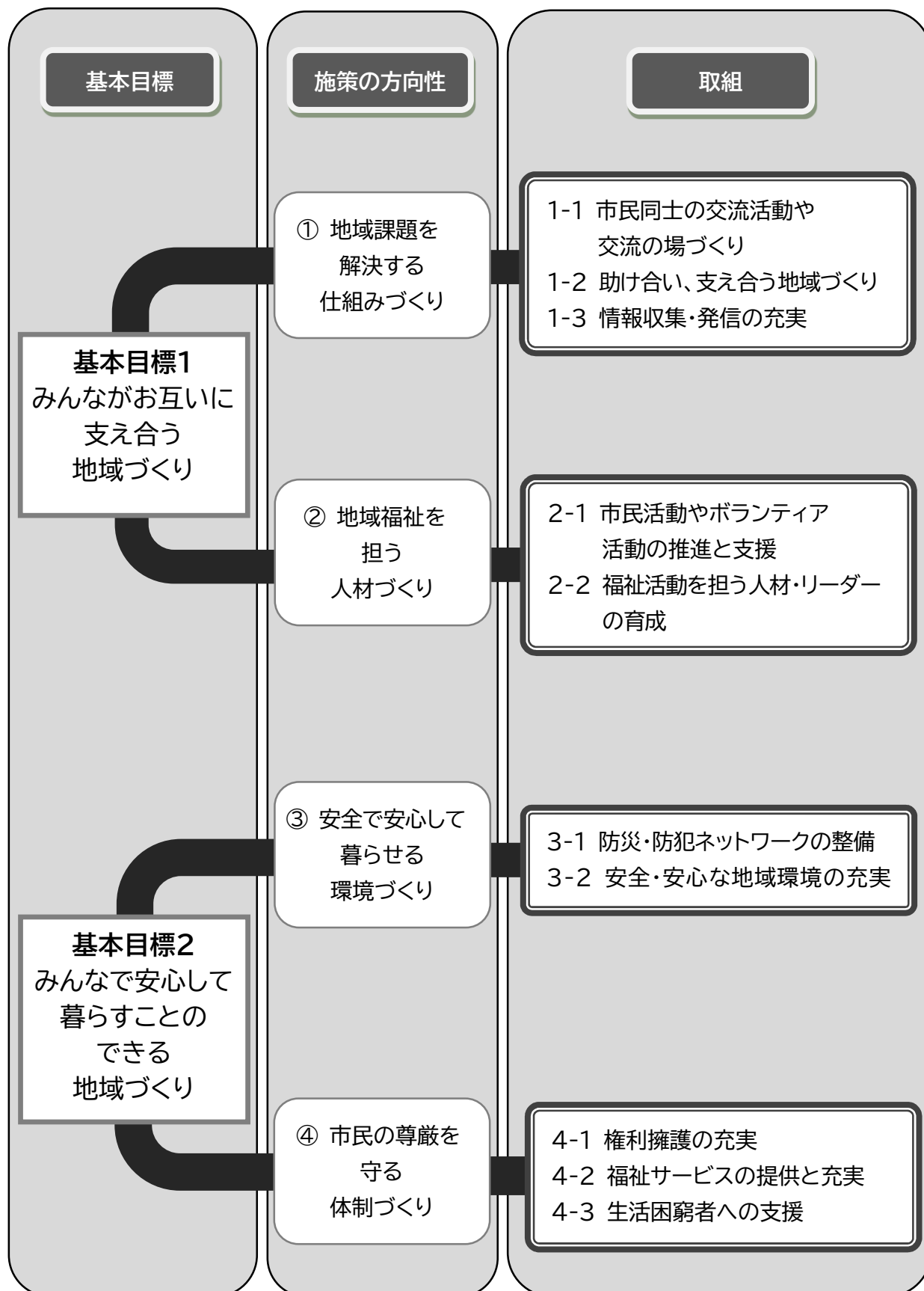
地域のつながりが希薄になりつつある現代において、住民同士が顔の見える関係を築き、日常の中で自然に支え合える環境づくりが求められています。本市では、地域の中で誰もが役割を持ち、互いに助け合いながら暮らしていけるよう、地域活動の活性化や多様な主体の連携を促進し、ともに支え合う地域づくりを進めていきます。

【基本目標2】 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

- 施策の方向性3 安全で安心して暮らせる環境づくり
- 施策の方向性4 市民の尊厳を守る体制づくり

誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現には、福祉サービスの充実だけでなく、困りごとを気軽に相談できる環境や、必要な支援につながる仕組みが不可欠です。本市では、すべての人が不安なく暮らせるよう、包括的な相談支援体制の整備や、地域の見守り・支援の仕組みづくりを通じて、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 施策の体系



4 包括的支援体制の構築

地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制を構築していく必要があります。

包括的支援体制では、誰もが相談できる「断らない相談体制」、社会参加を促す「参加支援」、地域のつながりを広げる「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に展開します。

また、本人の意向や状況に応じて、課題解決を目指す「具体的なアプローチ」と、継続的な関係性を築く「伴走型支援」の両輪による支援を行うとともに、地域住民同士が互いに気に掛け合う関係性を育むことが重要です。

5 地域共生社会とSDGs

SDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際的な目標です。

この目標は、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの15年間を対象としており、世界中の国々が協力して「持続可能な世界の実現」を目指すもので、全部で17のゴール(目標)と169のターゲット(具体的な目標)で構成されています。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、「地域共生社会」を実現していくことと多くの共通目標を有するものであり、本計画は、SDGsの達成に資する取組として推進していきます。



第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

1 基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり

施策の方向性1

地域課題を解決する仕組みづくり

課題① 地域における交流活動の推進や交流の場づくり

地域内での交流の機会が減少している現状に対しては、誰もが気軽に参加できる交流の場を地域の中に増やしていくことが重要です。あいさつや立ち話から始まる関係づくり、趣味や特技を活かした活動、世代を超えたイベントの開催など、日常の中に自然なつながりを生み出す工夫が求められます。また、地域の居場所づくりやサロン活動の充実を通じて、住民同士が互いに顔を合わせ、支え合える環境を整えていくことが、地域福祉の基盤となります。

■市が取り組む施策の方向性

- 地域における日常的な支援の推進、活性化を図るため、住民同士で地域活動について話し合う場づくりを周知・支援します。
- さまざまな世代が気軽に交流できるサロン活動等を推進し、地域活動などの交流を通じて情報交換の拠点づくりの充実に努めます。
- 未就学児の保護者の孤立を防ぐ取組として、子育て世代が気軽に交流、相談、情報交換できる場の充実に努めます。
- 健康づくりを推進し、健康を支援する環境づくりを進めていくために、関係機関と連携を図り、住民意識の高揚に向けた啓発、必要な健康情報の提供、住民参加の促進、地域組織活動の活発化等に取り組むとともに、健康教育、健康相談等の健康増進事業を実施していきます。

※「いきいき安中健康21安中市健康増進計画・安中市食育推進計画」

1-1 市民同士の交流活動や交流の場づくり

■市民・地域ができること

- 近所の人にあいさつします。
- 地域のイベントに参加して、知り合いをつくります。
- 公民館などで開かれる交流の場に参加します。
- 地域の居場所づくりのための運営支援を提案します。
- 転入者に声をかけます。

■社会福祉協議会の取組

- ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの活動を推進するために助成金の交付や運営に関する支援をします。
- サロン運営を希望する人と地縁組織を調整し、地域に必要とされる交流の場・居場所づくりの相談に応じます。
- 地域福祉活動を推進する団体を市民に周知する機会をつくります。
- 福祉関係団体同士のネットワーク構築を支援し、日常生活を支える支援でも必要なときに連携できる関係づくりをします。
- 地域住民同士のつながる機会をつくります。
- 高齢者の健康維持や介護予防意識の向上を図ります。
- 日常生活で困った時の相談先として社会福祉協議会の周知を図ります。

No.	関連事業
1	ふれあい・いきいきサロン
2	子育てサロン
3	福祉ふれあいまつり
4	ひとり暮らし高齢者保養事業

課題② 地域で支え合う体制づくり

地域の中で、誰かが困っているときに自然と手を差し伸べられる関係性は、安心して暮らせるまちづくりの根幹をなす重要な要素です。支え合いの体制を築くためには、自治会や民生委員、地域の協力者、企業、福祉団体などが連携し、住民一人一人が主体的に関わる仕組みづくりが求められます。あいさつ運動や見守り活動、地域の居場所づくり、情報共有の場の確保など、さまざまな取組を通じて、地域全体で「気に掛ける」「声を掛ける」「支え合う」文化を育てていくことが必要です。

誰もが安心して暮らし続けられる地域を目指し、日常の中に支え合いの輪を広げていく取組が求められています。

■市が取り組む施策の方向性

- こどもからお年寄りまで積極的にあいさつする「あいさつ運動」を推進することで、地域全体で助け合い、見守っていく意識の醸成を図ります。
- 住民を主体とした見守り活動を推進し、支え合いのネットワークづくりを促進します。
- 社会福祉法人による地域における公益的な取組を促進します。
- これまでに締結された包括連携協定から、各担当課において実際の取組に結びついています。引き続き新たな企業等との連携及び既存の連携の活用につなげます。
- 住民同士の助け合い等の地域活動を促進するため、市社協や関係団体と連携し小地域でのネットワークづくりを支援します。
- 障がいのある人が地域で暮らし、経済的に自立した生活をしていくだけでなく、自己実現や主体的に生きがいのある生活を送るために地域でさまざまな組織が連携し、就業を支援します。
- 地域において多様なつながりが育つことを支援します。
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
 - ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出す支援

1-2 助け合い、支え合う地域づくり

■市民・地域ができること

- 困っている人がいないか気に掛けます。
- 空き家や公民館を使って、地域の居場所づくりに協力します。
- 助け合い活動に参加して、できることを手伝います。
- 地域の見守り活動に協力します。
- 外出が難しい人のために、送迎や付き添いなどの支援に協力します。

■社会福祉協議会の取組

- 地域で見守り活動をする団体に見守り活動等助成金を交付し、運営に対しても必要な支援をします。
- 見守り活動から把握した生活課題解決を活動者と一緒に話し合い、支援方法を考えます。
- 安中市メール配信サービス(安中市)、上州くん安全・安心メール(群馬県警察)の登録を周知し、生活の中で徘徊者等を気に掛ける意識を促します。
- 認知症により徘徊する可能性がある人の情報を事前に登録する事前登録制度(安中市、安中警察)を周知します。また、認知症高齢者の搜索模擬訓練を実施します。
- 協議体(地域づくりの意見を出し合う場)での話し合いで、地域に必要な社会資源の発見、開発、人材育成を住民と一緒に実施していきます。
- 住民同士の支え合う意識向上を目的に研修会や講演会等を実施し支援していきます。
- 区長や民生委員・児童委員、地域の協力者と協力しながら募金活動、福祉活動の周知を進めます。
- 住民の理解が得られるように、共同募金の仕組みや使いみち等の周知や共同募金運動啓発のチラシ作成、SNSを通した周知方法等の工夫や事業理解を進めます。
- 市内企業に福祉活動の理解を推進し、社会貢献の活動を広げる支援及び連携を行います。

No.	関連事業
1	見守り活動・見守り会議の推進
2	安中市徘徊SOSネットワーク事業の実施
3	生活支援体制整備事業の推進
4	共同募金の活用
5	支部社協との連携強化
6	市内企業との連携強化

課題③ 誰でもわかりやすく情報が受け取れる体制整備

地域で安心して暮らしていくためには、必要な情報が確実に、そしてわかりやすく届く仕組みが欠かせません。高齢者や障がい者、子育て世代など、生活の中で支援を必要とする人々が、福祉サービスや地域の取組について十分に理解し、活用できる環境の整備が求められています。

しかし現状では、情報が届いていない、あるいは届いていても内容の理解が難しいといった声が多く聞かれます。広報紙やホームページ、SNS、メール配信など多様な手段を組み合わせ、誰もが必要なときに必要な情報にアクセスできる体制づくりが重要です。

また、情報は一方的に届けるだけでなく、地域のつながりの中で補完的に伝わる仕組みも有効です。民生委員・児童委員及び主任児童委員や地域住民の声掛け、広報委員の活動、地域のイベントなどを通じて、必要な人に必要な情報が届くような体制を整えていくことが、地域福祉の充実につながります。

■市が取り組む施策の方向性

- 広報紙、市ホームページ、各種 SNS、メール配信などの情報媒体を活用し、福祉サービスの情報が得られるよう提供を行います。
- 関係機関や関係団体との連携を強化し、情報交換の場を設け、地域の課題を福祉サービスに結びつけるための体制づくりを推進します。
- 情報を一方的に提供するだけでなく、民生委員・児童委員及び主任児童委員や地域住民のつながりにより、必要な情報が届けられるようにします。
- 福祉部局をはじめ、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関と連携し、徘徊高齢者や虐待対応等に早期に関わる体制を推進します。
- 特殊詐欺等に遭わないための情報提供を行い、被害防止に努めます。

1-3 情報収集・発信の充実

■市民・地域ができること

- 家族や近所の人と日常の中で情報共有を行います。
- 地域のイベントや集まりに参加します。
- 市や市社協、地域の広報紙や SNS 等を見ます。

■社会福祉協議会の取組

- 各地区にいる広報委員を通じて社会福祉協議会の事業だけではなく、地域の話題などを挙げてもらうことにより、より身近に感じられる広報紙を目指しています。広報委員会で編集会議を開催し住民がより理解しやすい広報紙を発行します。
- ホームページは事業を紹介しているほかに、災害時の義援金など、緊急性の高いものも随時更新します。
- 各種SNSにて、リアルタイムに行っている事業紹介や早期に住民に周知したい情報などを更新します。
- 貸出備品情報を福祉関係団体や住民等に周知して、活動の充実を図ります。

No.	関連事業
1	広報紙の発行
2	ホームページの管理
3	各種SNSの管理・配信

課題④ 地域活動の推進や支援

地域活動の魅力や意義を再確認し、誰もが無理なく参加できる環境を整えることが重要です。活動の分担や事務作業の簡素化、ボランティアの育成、活動紹介の充実などを通じて、参加のハードルを下げる工夫が求められます。また、地域の課題に取り組むボランティア活動を支援し、活動を始めたい人と支援を求める人をつなぐコーディネート機能の強化も必要です。

さらに、地域の伝統行事や文化活動の継承、災害時の支援活動、日常の困りごとへの対応など、地域活動の幅を広げることで、住民の関心や参加意欲を高めることができます。地域の力を再生し、持続可能な福祉の基盤を築くために、地域活動の推進と支援を一体的に進めていく取組が求められています。

■市が取り組む施策の方向性

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び主任児童委員、近隣住民及びボランティアなどの日常的な見守りや助け合いを推進します。
- 地域課題に取り組むボランティア活動を支援し、ボランティアを始めたい人とボランティアを求めている人をつなぐコーディネート機能を充実させ、ボランティア活動の推進を図ります。
- ボランティア活動の事例を広く紹介するほか、養成講座等を開催することで、ボランティア活動への参加促進を図ります。

2-1 市民活動やボランティア活動の推進と支援

■市民・地域ができること

- 地域の行事や活動に参加します。
- 地域のボランティア活動に参加して、ゴミ出しなど身近な支援を行います。
- 地域の話し合いに参加して、意見を伝えます。

■社会福祉協議会の取組

- 公的なサービスでは対応できない困りごと（整理整頓、話し相手など）に対して市内在住の会員登録をした提供会員がサービスを提供します。
- 提供会員の情報交換や地域への事業周知、地域の困りごとに耳を傾ける場として「きずなカフェ」を開催します。
- 住民参加型福祉サービス運営協議会で公的なサービスでは対応が難しい困りごとや住民ニーズに合わせて、対応できるよう積極的に検討します。
- 地域住民と生活支援コーディネーターが地域で抽出された課題や困りごとに対して、協議体（地域づくりの意見を出し合う場）で話し合い一緒に解決に向けて取り組みます。
- ボランティアセンター運営委員会を開催し、助成金の交付決定や各種養成講座の検討等を行っていきます。
- ボランティア登録済みの団体に対し、ボランティア保険への加入を推進し、もしものときに備えます。
- 施設などからのボランティア依頼について、ボランティアグループと連絡調整を図りコーディネートします。
- 福祉ふれあいまつりなどのイベントや各ボランティア活動募集をボランティアセンター登録団体、個人ボランティアにチラシなどで周知し、ボランティア活動の普及に努めます。
- 個人ボランティアやボランティアグループに対し活動しやすい環境づくりを行い、活動に必要な支援や情報提供、研修を行います。

No.	関連事業
1	住民参加型福祉サービス事業「きずな」
2	生活支援体制整備事業
3	ボランティアセンターの運営と事業
4	災害ボランティア活動支援
5	ボランティア交流会

課題⑤ 一人一人の福祉意識の醸成

地域の中で人材を発掘し、育てていく仕組みづくりが重要です。住民一人一人が「自分にもできることがある」と感じられるよう、福祉教育や体験学習、養成講座などを通じて、関心をもつきっかけをつくることが求められます。また、こどもや若者が地域の福祉に触れる機会を増やすことで、将来の担い手を育てる土壌を整えることができます。

さらに、高齢者や障がい者、こどもなど、さまざまな立場の人を理解し、支え合う「心のバリアフリー」の意識を広げることも、人材育成の一環として重要です。地域の中で、誰もが役割を持ち、互いに尊重し合える関係性を築くことが、共生社会の実現につながります。福祉活動を担う人材の育成は、地域の未来を支える力となる取組です。

■市が取り組む施策の方向性

- 地域福祉活動のリーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成を図ります。
- 共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組や、高齢者や障がい者、こどもを理解し社会的障壁を除くための学習の場を設定する等、市民の福祉意識の醸成を図ります。

2-2 福祉活動を担う人材・リーダーの育成

■市民・地域ができること

- 地域の活動に参加します。
- 近所の人にあいさつします。
- 話し合いの場に参加して、意見を聞きます。
- 地域の運営に協力します。
- 地域の人に声を掛けます。
- 見守り活動や話し合いに参加します。

■社会福祉協議会の取組

- 地域での支え合い活動推進により、リーダーとなる人材の発掘に努め、その後の育成支援を行います。
- 各種養成講座を開催することにより、ボランティアグループ等の後継者不足を解決できるようにボランティア活動者を増やす支援を行います。
- 福祉体験学習の活動周知を毎年行い、学校からの理解及び協力を図り、ボランティア人材の育成につなげます。
- 福祉教育プログラムを小学生用と中学生用を準備することにより、こどもの成長に合わせた内容で社会福祉の理解を促進します。
- 広報紙を発行し、ボランティアグループの紹介や研修会の情報発信を記載し、人材の発掘やボランティアの充実を図ります。

No.	関連事業
1	福祉人材の育成
2	福祉教育の実践
3	ボランティア情報の発信

2 基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

施策の方向性3

安全で安心して暮らせる環境づくり

課題⑥ お互いに助け合える関係や防災・防犯体制の構築

防災・防犯の取組は、行政や関係機関だけでなく、地域住民一人一人の主体的な意識と行動によって支えられています。自主防災組織や隣保班による避難支援体制の整備、見守り活動や「ながらパトロール」の実施、回覧板を通じた情報共有など、日常の中でできることを積み重ねていくことが重要です。また、災害時に迅速な対応ができるよう、平時からの訓練や役割分担の確認、災害ボランティア体制の整備も欠かせません。

さらに、地域の中で孤立しがちな人や支援が必要な人に対して、さりげない声掛けや安否確認を行うことで、未然にリスクを防ぐことができます。防災・防犯の取組は、単なる危機対応ではなく、地域の絆を深め、ともに支え合う文化を育てる活動でもあります。誰もが安心して暮らせる地域を目指し、日常の中に助け合いの仕組みを根付かせていく継続的な取組が求められています。

■市が取り組む施策の方向性

- 災害時における要配慮者の避難支援や安否確認を円滑に行えるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理し、区長や民生委員などの避難支援等関係者と情報共有・連携を図ります。
- 自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、自主的に防災・防犯活動を行う組織の強化や結成を推進します。
- 防災訓練や講演会などを実施し、災害から命を守る意識の醸成・向上を図ります。
- こどもや高齢者などの交通事故防止を目指し、交通安全運動をさらに推進するとともに、未然防止のための環境整備にも努めます。
- 防犯や防災に配慮した安心に暮らせるまちづくりを推進します。

3-1 防災・防犯ネットワークの整備

■市民・地域ができること

- 話し合いの場に参加して、災害時の対応を確認します。
- 回覧板を手渡しして、地域の人に声を掛けます。
- 見守り活動に参加して、安全を守ります。
- 近所の人に声を掛けて、安心できる関係をつくります。
- 防災訓練に参加して、災害に備えます。

■社会福祉協議会の取組

- 地域の実情にあった平時から災害時までにおける見守り活動の取組を支援します。
- 見守り活動から把握した生活課題を活動者と共有し、解決や支援方法を一緒に考えます。
- 災害ボランティアセンターを迅速かつ円滑に設置・運営するため、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを活用します。
- 災害協定に基づき、行政及び安中青年会議所との連携を強化し、災害ボランティア体制の整備を推進します。また、市内各団体と連携協力し災害ボランティア活動の充実を図ります。
- 被災地の災害ボランティア活動に積極的に参加するとともに、災害ボランティア研修や講座などを実施し、災害ボランティア活動者の養成及びスキルアップを図ります。

No.	関連事業
1	見守り活動の推進・安心マップ
2	災害ボランティアセンターの設置

課題⑦ 誰もが暮らしやすい住環境の整備

高齢者や障がい者、子育て世代など、さまざまな立場の人が地域で快適に過ごすためには、物理的な環境整備とともに、地域の理解と協働が欠かせません。近年では、空き家の増加や耕作放棄地の放置、野生動物による被害など、生活環境に関する課題も複雑化しています。

こうした課題に対応するためには、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設の整備や、誰もが利用しやすい交通環境の確保、地域の景観や自然環境を守る取組が求められます。また、地域住民による草刈りや清掃活動、ゴミ出しルールの共有、空き地の管理など、身近な環境美化への参加も重要です。これらの活動は、単に環境を整えるだけでなく、地域のつながりを深めるきっかけにもなります。

さらに、地域の中で移動が困難な人への支援や、集会所などの居場所づくりを通じて、誰もが外に出て人と関われる環境を整えることが、孤立の防止と社会参加の促進にもつながります。安全で安心な地域環境の充実は、住民一人一人の意識と行動によって支えられるものであり、地域全体で協力しながら進めていくことが求められています。

■市が取り組む施策の方向性

- 年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が安全で暮らしやすいユニバーサルデザインのまちを目指し、多目的トイレやわかりやすい案内表示、円滑な移動ができる設備などを備えた公共施設の整備を推進します。
- 高齢者や障がい者、ひとり親家庭の親などの移動ニーズを把握し、公共交通の維持・確保に向けた事業を行い、誰もが利用しやすい交通環境の整備を推進します。
- 地域を美しく保つための環境美化活動を推進します。
- 自然・歴史・文化によって育まれた特色ある景観を守り、育てていくことで地域の魅力を高め、地域の活性化や潤いのある生活環境づくりにつなげていく景観まちづくりを推進します。

※「安中市景観計画」

- 地域の中で増え続ける空き家について、所有者等に対して適切な管理と積極的な活用を促すとともに、市民と行政とが連携・協力しながらより実効性の高い取組を進め、安心して暮らせる住環境整備を推進します。
- 野生動物による農作物の被害や日常生活への影響に対して、「個体管理」、「侵入防止対策」、「生息環境管理」の三本柱に基づいた総合的な鳥獣対策を推進し、被害の減少を図ります。

3-2 安全・安心な地域環境の充実

■市民・地域ができること

- 身近な場所の環境美化に協力します。
- 地域の活動に参加して、環境づくりに協力します。
- ゴミ出しで困っている人に声を掛けます。
- 地域の話し合いに参加して、環境の管理に協力します。
- 誰もが利用しやすい地域づくりに協力します。

■社会福祉協議会の取組

- ふれあい・いきいきサロンの活動を推進するために助成金を交付し、活動支援を行います。
- 居場所づくりの内容の充実度を高めるためにレクリエーション道具の貸出を行います。
- ケガや病気等で歩行不安定な人に、車いすの貸出を行います。
- ケガや病気等で歩行困難な人が、通院や旅行等を希望する際に福祉車両を貸出します。
- 地域の福祉活動を活性化するための研修会や、見学等を実施する団体に福祉バスを貸出します。

No.	関連事業
1	地域の居場所づくり
2	日常生活用具・福祉車両貸出
3	福祉バス貸出

課題⑧ 一人一人の人権の尊重

地域で安心して暮らすためには、すべての人の人権が尊重され、個人の意思や生き方が大切にされる環境づくりが欠かせません。地域の中で「気づき」を大切にし、さりげない声掛けや見守りを通じて、支援につながるきっかけをつくる必要があります。また、相談窓口の整備や制度の周知、関係機関との連携を強化することで、支援を必要とする人が安心して相談できる体制を整えていくことが重要です。

人権の尊重は、特別な取組ではなく、日常の中で育まれるものです。近所の人にあいさつをする、困っている様子に気づいたら声を掛ける、文化や背景の違いを理解しようとする姿勢など、身近な行動の積み重ねが、地域全体の意識を変えていきます。一人一人が大切にされる地域づくりに向けて、住民全体で取り組んでいくことが求められています。

■市が取り組む施策の方向性

- 権利擁護事業や成年後見制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置することで事業を推進し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護サービスの円滑な利用を支援します。
- 地域包括支援センターをはじめ相談支援事業所や民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺予防の推進に努めます。
※「いのち支える安中市自殺対策計画」
- 障がい者虐待や高齢者虐待・児童虐待・DV被害者の尊厳を守ることを目的として虐待防止策の検討や早期発見の体制強化、防止に向けた啓発活動を充実させ、当事者のサポート体制に積極的に取り組みます。
- こどもの権利が尊重され、すべてのこどもが大切にされている社会を目指し、こどもの権利について積極的な周知を行います。
- 男女がともにあらゆる分野の地域活動に参加することはもちろんのこと、地域活動の担い手として参加を促進するために、男女共同参画の意識の啓発・普及を推進します。
- 犯罪や非行を防止し、立ち直りや再犯防止を支える地域のチカラを推進します。
※「安中市再犯防止推進計画」

4-1 権利擁護の充実

■市民・地域ができること

- 隣近所で困っている人がいないか気に掛けます。
- 外国人住民ともあいさつして、知り合いをつくれます。
- 地域の見守り活動に参加し協力します。

■社会福祉協議会の取組

- 日常生活自立支援事業などの利用者の日常生活費の管理や福祉サービスに必要な手続き等を寄り添いながら支援します。
- 日常生活に必要な社会資源の調整や関係機関、専門職の間で連携を強化し円滑な支援を行います。
- 司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、行政関係や福祉関係機関及び専門職等と意見交換、協議を行う協議会を運営します。
- 行政各課と連携して、制度利用が必要な人に早期介入して総合相談できる体制を構築します。

No.	関連事業
1	日常生活自立支援事業
2	安中市権利擁護センターの設置

課題⑨ 福祉サービスの充実と質の向上

住み慣れた地域で安心して生活をするには、誰もが必要な支援を受けられる福祉サービスが身近に、そして適切に提供されていることが重要です。

そのためには、地域住民のニーズを的確に把握し、事業者や関係機関と連携しながら、サービスの改善や新たな支援の創出を進めていくことが必要です。苦情や相談の声を丁寧に受け止め、改善につなげる仕組みを整えることは、市民の信頼を得る上でも欠かせません。また、医療・介護・住まい・生活支援などを一体的に提供する体制を整えることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境づくりが可能になります。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人も含めて誰もが地域の一員として自然に暮らせる社会の実現を目指すことが求められます。地域の中で、困りごとに気づき、声を掛け、必要な支援につなげることができる関係性を築くことが福祉サービスの充実と質の向上につながるため、住民一人一人が支え合いの担い手となり、地域全体で福祉を育てていくことが大切です。

■市が取り組む施策の方向性

- 運営指導等により福祉サービス事業者のサービスの質の向上や、事業者の適正な運営体制の整備を推進します。
- 地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、サービスの質の向上へつながる支援体制を整備します。
- 誰もが住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活等の支援の一体的な提供を充実します。
※「安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」
- 障がいのある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべく、ともに生きる社会こそノーマルな社会である（ノーマライゼーション）理念の実現に向けて、社会参画と自立への支援、医療・福祉の充実、地域での暮らしを支援する体制づくりを推進していきます。
※「安中市障害者計画・安中市障害福祉計画・安中市障害児福祉計画」
- 「地域で支えあい、未来に羽ばたくこども・若者が健やかで幸せに育つまち」となるよう、こども施策を総合的に推進します。
※「安中市こども計画」

4-2 福祉サービスの提供と充実

■市民・地域ができること

- 困っている人に声を掛け、必要な支援につなげます。
- 日常生活で困っている人を支援します。
- 交流の場づくりに参加し協力します。

■社会福祉協議会の取組

- 支援が必要な高齢者等に対して本人の状況にあった福祉サービスを提供します。
- 多様なニーズに対応するため、相談を受けながらその人らしく生活していけるように一緒に考えます。
- 住民の多様なニーズに対して、他機関、多職種と連携しながら支援体制づくりを構築していきます。
- 日常生活に関する相談、障がい福祉サービスや児童福祉サービスにつなげる支援を行います。
- 障がいを抱えた通所者の就労に必要な技術の習得、安定した日常生活を送れるように創作活動や生産活動を実施し支援を行います。
- 介護等が必要な人に対して、入浴、生活支援、機能訓練、制作活動等を個々のニーズに合わせて支援を行います。
- 妊婦や出産後の人に対して、掃除や洗濯等の生活支援・育児支援を行います。
- 心配ごと相談員が相談者の悩みを傾聴し助言や専門関係機関の紹介等を行います。
- 広報による周知方法に加えて、SNSでの周知をします。なんでも相談のように、多様な困りごとを受け、困難な悩みごとについては、職員も対応していきます。

No.	関連事業
1	介護保険(居宅、訪問介護)事業
2	障害者自立支援給付における居宅介護支援事業
3	多機能型支援施設COSMOS
4	ホームヘルプサービス事業
5	心配ごと相談

課題⑩ 生活困窮者等が社会から孤立しないための支援

経済的な困難や家庭内の問題、健康上の不安など、複合的な課題を抱える生活困窮者が地域の中で孤立してしまうことは、本人だけでなく地域全体にとっても深刻な問題です。特に、ひきこもり状態にある人や、支援を求めることが難しい状況にある人に対しては、早期に気づき、つながりをもつことが重要です。孤立の長期化は、生活の質の低下や命に関わる事態を招くこともあるため行政や福祉関係機関、地域住民が連携し、生活困窮者の状況を把握しやすい体制を構築することが求められます。

また、生活困窮者等には個々の状況に応じた柔軟な対応が求められます。支援の担い手も孤立しないよう、情報共有や協議の場を設け、地域全体で支え合う意識を育てていくことが大切です。誰もが安心して暮らせる地域を目指し、生活困窮者が社会とつながり、自立に向けて歩み出せる環境づくりを進めていくことが求められています。

■市が取り組む施策の方向性

- 租税や保険料及び公共料金の担当窓口と連携を図り、相談窓口の周知により早期の対応を強化し、ひきこもり状態にある本人及びその家族の早期発見・支援に向けた情報発信を行います。
- 自治会や民生委員・児童委員及び主任児童委員など地域とのネットワークにより支援を必要としている人の把握に努めます。
- 社会資源の把握や活用、就労先の開拓などに努め生活困窮者の必要な支援を把握し、生活状況に応じた情報や支援の提供に努めます。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯の小中学生及び高校生世代に対して学習の場を援助します。
- こどもたちが生まれ育った環境に左右されず、健康的な生活を送り、意欲的に活動し、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行います。
- 経済的な理由で進学の手続きが制限されることのないよう支援します。

4-3 生活困窮への支援

■市民・地域ができること

- ひとり暮らしの高齢者などの近所の人に声を掛けます。
- 地域の支え合い活動(見回り隊など)に参加します。
- ひきこもり状態にある人に対して、無理のない範囲で声を掛け、つながりをつくれます。

■社会福祉協議会の取組

- 生活が困窮し緊急的に必要と判断した生活支援世帯に対して食料品、日用品、公共料金等の支援を行います。
- 貸付相談者との面談で必要に応じて困窮支援をしている福祉課と連携を図り、必要な支援を把握し状況に応じた情報や支援の提供を行い、ネットワーク強化しながら社会資源開発を行います。
- ひきこもり支援を行っている「ひきこもり支援関係者連絡会」と情報を共有し、課題解決に向けた情報共有や新たな支援の検討などをしていきます。
- 行政が行っているひきこもり状態にある人の家族に対する支援(家族教室)と協力します。
- ひきこもり相談窓口の周知を図り、明確化し相談しやすい支援体制を整えます。
- 福祉関係者と連携し、福祉の情報を伝えて支援につながるきっかけをつくり、課題解決に取り組んでいきます。
- 行政(福祉課:生活困窮者自立支援事業)と連携して経済、生活の自立を支援します。
- 自立した生活に必要な社会資源を調整し、寄り添い型の自立支援をします。

No.	関連事業
1	生活困窮者自立支援事業
2	社会孤立化対策支援
3	生活福祉資金貸付事業

第5章 地域福祉の推進

1 協働による計画の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え地域福祉を向上させていく」というところにあります。

誰もが安心して暮らせる地域を築くためには、行政による施策の推進だけでなく、地域住民との連携・協働が不可欠です。加えて、地域で活動するボランティア団体、社会福祉法人、福祉サービス事業者、企業、商店など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の担い手としても重要な役割を果たしています。

本市及び市社協では、これまでこうした多様な団体と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。今後も、協働の姿勢を重視し、関係団体との定期的な意見交換の場を設けながら、地域の実情に即した施策の展開を図っていきます。

(1)市民の役割

市民は、一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、自治会等に参加することで、地域との関わりを持ち、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努めることが必要です。

(2)福祉サービス事業者等の役割

福祉サービス事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが必要です。

(3)社会福祉法人・企業等の役割

社会福祉法人は、社会福祉法の規定により、地域における公益的な取組が責務化されており、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の一翼を担うことが期待されます。

企業等は、行政・地域とともに包括的な連携に取り組む活動を行うことが必要です。

(4)安中市社会福祉協議会の役割

市社協は本計画の推進役を担うとともに、市民や各種団体との調整役としても大きな役割を担っています。

そこで、市社協では、今後、誰がどのように取組を進めていくかを話し合い、民生委員・児童委員及び主任児童委員、自治会及び支部社協等と連携して、地域福祉推進を先導して推進します。

(5)行政の役割

本市では、市民の福祉向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。市社協やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取組が必要なため庁内の各課と緊密な連携を図りながら一体となって施策を推進します。

2 計画の目標値

本計画の目標値を設定し、各事業の総合的な推進を図るとともに、本市における地域福祉の推進に努めます。

■基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり

項 目	現状値	令和12年度 目標値
福祉に関心がある人の割合 「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計	83.3%	85.0%
区や子ども会、PTAなどの地域活動や公民館の活動に参加している人の割合	23.1%	40.0%
ボランティア活動をしたいと思う人の割合 「大いに活動したい」と「できれば活動したい」の合計値	42.6%	50.0%
福祉サービスの情報が十分入手できている人の割合	36.6%	40.0%
民生委員・児童委員の認知度	60.2%	70.0%
社会福祉協議会の認知度	47.6%	60.0%

■基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

項 目	現状値	令和12年度 目標値
地区の避難場所の認知度	76.1%	85.0%
地域に愛着がある人の割合 「大いにある」と「ある程度ある」の合計値	68.7%	75.0%
安中市がこどもや高齢者、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちであるかの割合 「暮らしやすい」と「まあまあ暮らしやすい」の合計値	36.9%	50.0%

※現状値は、安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査結果報告書（令和6年11月）の数値

■社会福祉協議会の取組

項 目 取組内容	現状値	令和12年度 目標値
①ふれあい・いきいきサロンの推進		
高齢者の介護予防、孤立防止、生きがいを目的に歩いて行ける場所で、地域の交流の場をつくる取組。活動内容は、茶話会、スポーツ、体操など参加者と相談して活動を決めて行う。交流できる場所の増加、開催回数の増加を推進して、地域の居場所づくりを推進します。	53サロン	63サロン
②子育てサロンの推進		
子育て中の親と子の交流や仲間づくりをする場所を提供し、情報交換や子育て学習等を通じて育児の相談や不安の解消、健全育成を図ります。	1サロン	2サロン
③見守り活動・見守り会議の推進		
地域で見守りが必要な人や見守り方法等を話し合い、地域のつながりや地域の声、日頃の困りごとを集める活動を支援します。そして、困りごとを地域で共有し、解決方法を話し合う見守り会議の推進を図ります。	17団体	20団体
④安中市徘徊SOSネットワーク事業の実施(市受託事業)		
「高齢者や認知症をはじめとする支援を必要とする人が安心して暮らせるまちづくり」を目的に、市内関係機関、団体等がお互いに連携し、徘徊者等を探すネットワーク構築の推進を図ります。	199 団体	230 団体
⑤ボランティアセンターの運営と事業の実施		
市民の福祉意識の高揚とボランティア活動の振興を図り、新たなボランティア活動者の育成や活動の普及を目的とした養成講座を開催します。 ボランティア団体、市民活動団体を支援しながら協力・連携を図り、地域力を高めます。	活動団体 79グループ 個人 ボランティア 13人	活動団体 85グループ 個人 ボランティア 20人

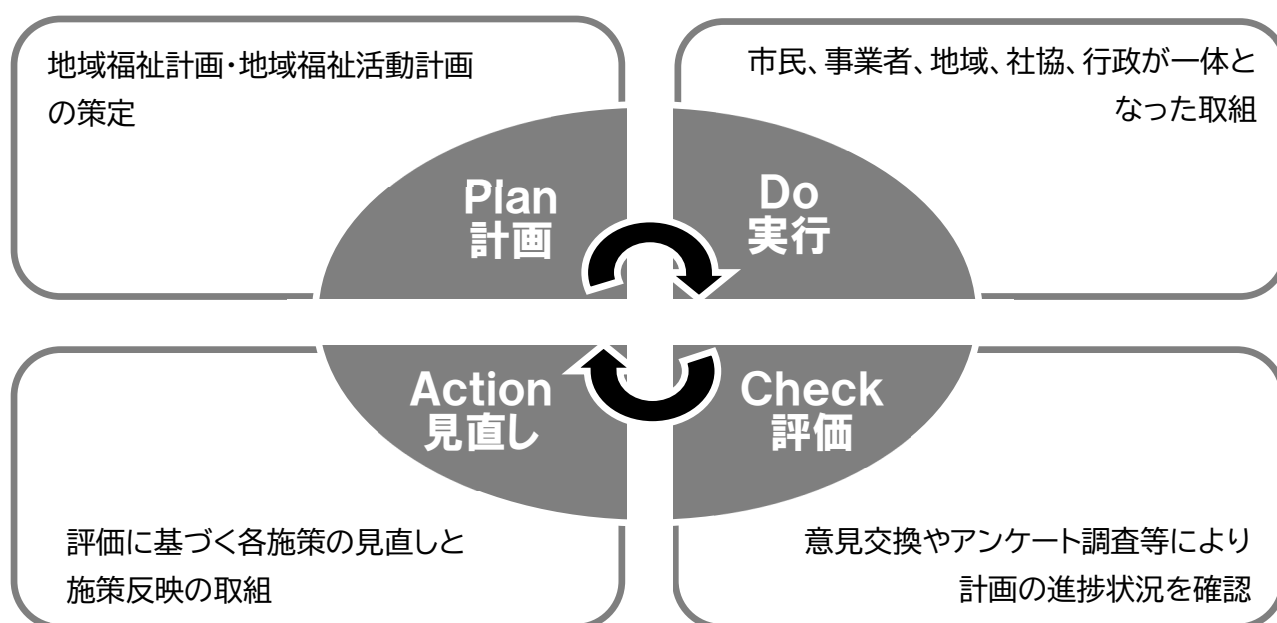
3 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくためには、社会情勢や市民意識等の変化を的確に捉え、具体的な事業や活動の推進がその理念に結びついているかを検証する必要があります。本計画の着実な推進のため、本市と市社協においては、意識啓発及び情報の共有を図り、計画の総合的かつ計画的な進行管理に努めます。

また、公的なサービスの充実はもとより、自治会や民生委員・児童委員及び主任児童委員、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、社会福祉法人、企業、商店などが協力し合い、福祉活動に参加することが重要です。

本計画の評価及び見直しについては、PDCAサイクルに基づいて実施します。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルの一つで、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行う一連の流れのことであり、計画に位置づけた施策の進捗状況を管理し、目標達成に向けた実効性を確保します。



安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画

策 定 委 員 会 委 員 名 簿

要綱第3条の種別	番号	氏 名	備 考
学識経験者	1	本 多 真	一般社団法人安中市医師会長
	2	名古屋 秀 雄	安中保護区保護司会長
	3	武 井 若 菜	安中地区更生保護女性会長
市民の代表者	4	萩 原 豊 彦	安中市区長会長
	○ 5	三 澤 美津子	安中市民生委員児童委員協議会長
	6	佐 俣 信 之	高崎人権擁護委員協議会安中部会
社会福祉を目的とする 事業を経営する者	7	須 藤 敏 子	安中市保育協議会長
	8	町 田 博 幸	特別養護老人ホーム明嶺荘施設長
	9	杉 本 繁 彦	社会福祉法人 光の里 GH事業部 事業部長
	◎ 10	吉 田 茂	安中市社会福祉協議会長
社会福祉に関する活 動を行う者	11	金 井 弘 恵	安中市子ども会育成連合会長
	12	山 田 喜久代	安中市老人クラブ連合会女性部長
	13	半 田 昌 生	安中市身体障害者連合会長
	14	平 野 洋 子	安中市ボランティア連絡協議会長
行政関係者	15	土 屋 和 彦	安中保健福祉事務所長
	16	田 島 浩 之	安中市小中学校校長会長
	17	藤 原 喜 康	安中市福祉事務所長

※◎印は委員長、○印は副委員長

安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和6年5月13日決裁

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、第4次の安中市地域福祉計画及び安中市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合、当該委員の後任となる者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庁内検討委員会)

第7条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

- 2 検討委員会は、市職員及び社会福祉協議会職員をもって15名以内で組織する。
- 3 委員長は保健福祉部福祉課長、副委員長は松井田支所住民福祉課長及び社会福祉協議会事務局長をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の業務を処理するため、保健福祉部福祉課及び社会福祉協議会内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集する委員会は、市長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

策定経過

期 日	内 容
令和6年7月1日	第1回庁内検討委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・市民アンケート調査の実施について ・地域座談会の開催について
令和6年7月8日	第1回策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・市民アンケート調査の実施について ・地域座談会の開催について
令和6年10月1日～ 10月18日	市民アンケート調査
令和6年11月12日～ 令和7年1月17日	地区別座談会(14地区で各1回開催)
令和7年2月19日	第2回庁内検討委員会 ・地区別座談会の結果報告 ・市民アンケート調査の結果報告
令和7年2月28日	第2回策定委員会 ・地区別座談会の結果報告 ・市民アンケート調査の結果報告
令和7年4月18日	第3回庁内検討委員会 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画 骨子案について 第1章総論について
令和7年4月23日	第3回策定委員会 ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画 骨子案について 第1章総論について
令和7年9月26日	第4回庁内検討委員会 ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) ・計画パブリックコメントについて
令和7年9月30日	第4回策定委員会 ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) ・計画パブリックコメントについて
令和7年11月4日～ 11月28日(予定)	パブリックコメント(市民意見公募)
令和7年12月17月(予定)	第5回庁内検討委員会 ・パブリックコメントの結果報告について ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終案について
令和7年12月19月(予定)	第5回策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告について ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終案について

用語解説

【あ行】

■AI タクシー

人工知能(AI)を活用し、利用者の予約や運行ルート最適化などを行うタクシーサービスです。高齢者や交通弱者の移動支援、地域の公共交通の補完として実証実験や導入が進められています。

■SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上で人と人がつながり、情報交換や交流ができるサービスです。地域福祉では、情報発信や住民同士の連絡、災害時の安否確認などに活用されています。

■NPO(民間非営利組織)

NonProfitOrganizationまたはNotfor Profit Organization の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、平成10年に施行された特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した法人をNPO法人(特定非営利活動法人)といいます。法人格の有無を問わず、さまざまな分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

【か行】

■家族カード

地域や自治会などで作成される、家族構成や緊急連絡先などを記載したカードです。災害時や緊急時の安否確認、見守り活動などに活用され、地域の安全・安心づくりに役立っています。

■ゲートキーパー

自殺予防や孤立防止のため、地域で悩みや困りごとを抱える人に気づき、声を掛けて支援につなげる役割を担う人のことです。住民や福祉関係者、学校などで養成講座が行われています。

■コミュニティバス

地域住民の移動支援を目的に、自治体や地域団体が運行するバスです。公共交通が不足する地域で、高齢者や子育て世帯の生活の足として重要な役割を果たしています。

■子育てサロン

子育て中の親子が交流や仲間づくり、情報交換や子育て学習等を通して、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を図ることを目的として設置したものです。

【さ行】

■住民参加型福祉サービス事業「きずな」

介護保険法をはじめとする公的サービスでは対応が困難な世帯等に対し、会員制で非営利かつ有償であるサービスを実施し、住民福祉の推進を図る事業です。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

【た行】

■ダブルケア

育児と介護の両方を同時期に担うこと、またはそのような状況にある家庭や個人を指します。

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

■地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい等の生活支援を包括的に確保するシステムのことをいいます。

■地域包括支援センター

高齢者の保健・福祉・介護についての相談をより身近なところで受けることができるように、設置しているものです。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門職を配置し、高齢者や介護家族からのさまざまな相談を電話や訪問等により対応するほか、在宅福祉サービスや介護保険の申請代行、歩行器・車椅子などの紹介、介護予防に関する教室の開催等も行っています。

■デマンド（デマンド交通）

利用者の予約や要望に応じて運行する交通サービスです。決まった路線や時刻表がなく、必要なときに利用できるため、公共交通が少ない地域で高齢者や子育て世帯の移動手段として活用されています。

■DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者（男女の別を問わず、事実婚、元配偶者を含む。）、親、兄弟姉妹、交際相手等から暴力を受けることをいいます。

【な行】

■日常生活自立支援

認知症高齢者や障がいのある人たちの中で、判断能力が十分でない人が地域で安心して日常生活を過ごせるように、援助・代行し社会福祉の向上を図る事業です。

■ニート

15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず、職業訓練も受けていない人をいいます。

■ノーマライゼーション

障がいの有無に関わらず、誰もが地域社会の一員として普通に生活できるようにする理念です。

【は行】

■8050問題

80代の親と50代のこどもが同居し、こどもが長期間にわたり無職やひきこもり状態となっている家庭の問題を指します。親が高齢化し介護が必要になる一方で、こどもが自立できずに社会的に孤立しているケースが見られます。

■伴走型支援

支援者が利用者に寄り添いながら、課題解決まで継続的に支援を行う方法を指します。行政や関係機関が連携し、切れ目のない支援を実現するための重要な考え方として、近年の福祉施策で重視されています。

■ひとり暮らし高齢者保養事業

明るく生きがいのある生活を維持していただくため、70歳以上のひとり暮らしの人を対象に年1回、保養旅行を実施する事業です。

■福祉ふれあいまつり

市内の社会福祉関係団体及び協力団体の参加・協力のもと、さまざまな催しを実施し、社会福祉の重要性を啓発するとともに地域福祉活動の推進を図るためのイベントです。

■フードバンク

企業や家庭などから余剰食品を集め、生活困窮者や福祉施設などに無償で提供する活動です。食の支援を通じて、地域の福祉向上や社会的孤立の防止に寄与しています。

■フリースクール

学校以外の場所で、不登校のこどもや多様な学びを希望するこどもが通う教育施設です。個々の状況に応じた学習支援や居場所づくりを行い、地域の教育資源として連携が進められています。

■ふれあい・いきいきサロン

閉じこもりがちな生活をしている高齢者の交流や仲間づくり等を通して、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的として設置したものです。

【ま行】

■民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員法及び児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が委嘱するボランティアとして、地域住民の立場に立って、住民の暮らしを支援する人(高齢者介護や健康・医療に関する相談、福祉サービスの紹介など)です。

すべての民生委員は児童委員を兼ねており、こどもに関わる相談支援活動も行います。主任児童委員という主にこどもに関する支援活動を行う委員もいます。

【や行】

■ヤングケアラー

家族の介護や世話などを日常的に担っている18歳未満のこどもや若者を指します。

■ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

【ら行】

■ライドシェア

住民同士が自家用車などを活用して、相乗りで移動する仕組みです。公共交通が不足している地域で、高齢者や交通弱者の移動支援として期待されています。地域の実情に合わせて、住民主体で運行する「住民タクシー」などの形態も含まれます。

■ランニングパトロール

地域住民や行政職員などが、ジョギングやウォーキングをしながら地域を見回る活動です。防犯や見守り、地域の安全確保を目的として実施され、住民同士の交流や健康づくりにもつながります。